

公営企業の経営のあり方等に関する
調査研究会報告書
～公営企業会計の更なる適用拡大に向けて～

平成31年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大などにより、その厳しさを増しつつある。各公営企業においては、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、抜本的な改革の検討及び経営戦略の策定を推進するとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大を推進する必要がある。

そこで、総務省においては、平成 27 年に「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」を示し、平成 27 年度から平成 31 年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とした上で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業と位置付け、集中取組期間内に公営企業会計へ移行することを要請してきた。

この結果、人口 3 万人以上の地方公共団体のうち、9 割超の団体が、重点事業について、公営企業会計を「適用済」・「適用に取組中」としているが、一方で、人口 3 万人未満の団体における重点事業やその他の事業については、「適用済」・「適用に取組中」としている団体の割合が、5 割未満にとどまっている。

こうした現状を踏まえ、人口 3 万人未満の団体の下水道事業及び簡易水道事業における公営企業会計への移行促進策やその他の事業における事業ごとの移行の進め方などについて、法制化のあり方も念頭に置きつつ、調査・検討を行うため、本研究会を設置し、今般、調査研究の成果を報告書としてとりまとめたところである。

最後に、この研究会を実施するに当たり、綿密な検討を行い、的確な御意見をいただいた委員各位、並びにヒアリング等において多大な御貢献をいただいた地方公共団体の実務者各位をはじめ、種々の御協力をいただいた各位に対して、心から感謝申し上げます。

なお、本研究会の企画及び実施に当たっては、総務省自治財政局公営企業課から多くの御協力をいただいた。

平成 31 年 3 月

一般財団法人 自治総合センター
理事長 梶 田 信一郎

目 次

1 公営企業会計制度について

- (1) 公営企業会計とは..... 1
 - ① 公営企業とは
 - ② 法の適用範囲
 - ③ 公営企業会計の特徴
- (2) 公営企業会計導入の意義..... 4
 - ① 基本的意義
 - ② 今日的意義
- (3) 制度の変遷..... 4
 - ① 地財法制定時における取扱い
 - ② 法制定時の規定
 - ③ 昭和 35 年、38 年の改正による制度の見直し
 - ④ 昭和 41 年の改正による制度の見直し

2 平成 27 年ロードマップ等に基づくこれまでの取組

- (1) 平成 27 年ロードマップの概要 8
 - ① 背景
 - ② 取組期間
 - ③ 対象事業
- (2) 公営企業会計適用の取組状況..... 10

3 新ロードマップの検討

- (1) 検討に当たっての基本的な考え方 12
- (2) 課題の分析と対応方針..... 13
 - ① 地方公共団体における課題意識
 - ② 小規模団体における資産評価等の事務の増加等への対応
 - ③ 事業者のキャパシティ

4	新ロードマップの概要及び取組の促進策	
(1)	新ロードマップの概要.....	17
①	取組期間	
②	対象事業	
(2)	新ロードマップに基づく取組に対する促進策	19
①	公営企業会計の適用に関するマニュアルの充実	
②	人的支援制度の拡大・小規模団体を対象としたモデル事業の創設	
③	都道府県による市区町村の取組への包括的な支援	
④	地方財政措置の拡充	
5	法制化に向けた今後の検討課題.....	21

資料編

1 公営企業会計制度について

(1) 公営企業会計とは

① 公営企業とは

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号。以下「地財法」という。）は、地方公共団体の行う企業を公営企業と規定し、地方債をもってそれに要する経費の財源とすることができ旨を定めている（地財法第 5 条第 1 号）。加えて、地財法に規定される公営企業のうち、地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号。以下「地財令」という。）で定めるもの（図表 1 参照）については、一般会計とは区分して特別会計を設置し、経費負担区分の原則¹に基づき経営することとされている（地財法第 6 条及び地財令第 46 条）。

また、地方公共団体の経営する企業のうち、②で示すとおり、水道事業等については、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）の規定が適用されることとされている。

② 法の適用範囲

法の体系においては、法の規定が当然に適用される事業（当然適用）と、地方公共団体の自主的な決定によって法の規定が適用される事業（任意適用）の 2 種類が設けられており、また、適用される規定の範囲について、法の規定の全部が適用される場合（全部適用）と法の規定のうち財務規定等のみが適用される場合（一部適用）とがある。

現行の法の適用関係を整理すると、次のとおりである。

第一に、地方公共団体が①水道事業（簡易水道事業を除く。）、②工業用水道事業、③軌道事業、④自動車運送事業、⑤鉄道事業、⑥電気事業、⑦ガス事業の 7 事業を経営する場合には、それらの事業には法の規定の全部が当然適用される。これらの事業の内容については、各個の事業を規制する各事業法（例：水道法、工業用水道事業法、軌道法など）との関係も含め、総務省の通知²によって規定されている。

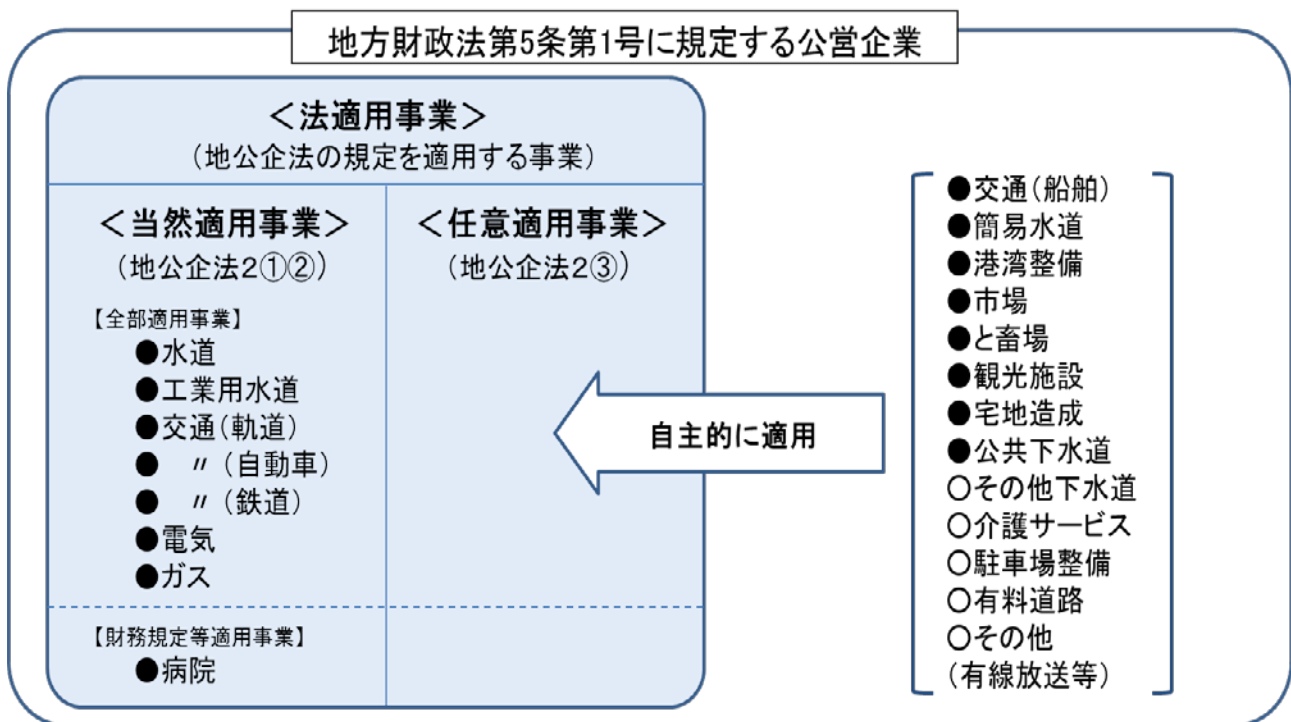
第二に、病院事業については、法の規定のうち財務規定等が当然適用される。なお、条例で定めるところにより、法の規定の全部を適用することも可能である。

第三に、上記以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものについては、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用することができることとされている（図表 1 参照）。

¹ 同一の地方公共団体の内部における公営企業の特別会計と一般会計等の間の経費の負担区分を定めたものであり、公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、収入をもって充てることが困難であると認められる経費について、一般会計等が負担するものとし、それ以外の経費については公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないこととされている。

² 「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」（平成 27 年 4 月 14 日付け総財公第 78 号 総務事務次官通知）

図表 1 : 法の適用範囲



※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

財務規定等とは、法第3条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定とされている。このうち第20条において、公営企業の経理の方法について、全ての費用及び収益並びに資産、資本及び負債の状況を発生主義に基づき計上すること、すなわち、公営企業会計の方式に基づく経理を行うことが規定されている。また、第24条第3項において、予算の弾力的な支出が認められているとともに、第33条、第40条及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の5において、企業用資産の管理行為を地方公営団体の一般の財産の管理に比べてより機動的、弾力的に行うことができるようにするため、財産管理に関する特例が認められている。財務規定等を適用する上で、特に公営企業会計の方式に基づく経理を行うことが、公営企業の経営に大きく影響するといえる。

なお、公営企業は、その経営に要する経費について、料金等の収入をもって賄うべきであるとの独立採算を原則としつつ、公共性の観点から本来採算を採ることが困難で企業ベースに乗らないような事業を行う場合、その事業に要する経費は一般会計等が負担すべきものとされ、一般会計等からの繰入れが認められている。

この経費負担区分の原則については、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業及び法の規定が適用される公営企業全てに適用される。

③ 公営企業会計の特徴

公営企業には2つの側面がある。1つ目は企業としての性格であり、常に企業の経済性を発揮するように運営されなければならない。企業がその経済性を発揮し、合理的かつ能率的な運営が行われるよう、常に企業の経営成績及び財政状態を明らかにすることが求められる。

2つ目は地方公共団体の組織としての性格であり、地方公共団体の本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

このような性格を持つ公営企業の経営を的確に表すため、公営企業会計制度は、一般的な官庁会計とは異なり、発生主義に基づく複式簿記による会計処理を採用している一方、民間の企業会計とは異なり、施設整備等に係る補助金や経費負担区分の原則に基づく一般会計等からの出資、補助といった繰入れを前提とした経営状況を示すものとなっている。また、民主的統制の観点から議決を経た予算に執行が拘束されることも民間企業とは異なる点となる。

<公営企業会計と官庁会計の相違点>

○ 現金主義ではなく発生主義である

一般会計等で採用されている官庁会計では、現金の収入及び支出の事実に基づき経理記帳される現金主義会計をとっているのに対し、公営企業会計では、現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づきその発生の都度記録し、整理する発生主義会計方式をとっていること。

○ 期間損益計算・費用配分という観念がある

官庁会計では現金主義をとる結果、当該年度の現金支出はそのまま当該年度の費用となるが、公営企業会計では「期間損益計算」が重視され、減価償却費の計上に見られるように現金支出があってもそれが全て当該年度の費用とはならないこと。

○ 単式簿記ではなく複式簿記である

官庁会計では、財貨等の変動の一面のみを記録する単式簿記が用いられるのに対し、公営企業会計においては、取引の貸借平均原理に基づき記録を行う複式簿記を採用していること。複式簿記では、一の取引を経済価値の増加と減少など二つの側面から記録するため、例えば、減価償却費の計上に伴う固定資産の価額の減少など、費用の発生と資産の正確な価値を捕捉することが可能となり、固定資産台帳にも的確な情報が反映されることとなる。

○ 損益取引と資本取引の区分がある

官庁会計では、予算及び決算は一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出として、歳入及び歳出を差し引きして剰余金を計算するのに対し、公営企業会計では収入及び支出を、①当年度の損益取引に基づくもの（収益的収支）と、②いわゆる投下資本の増減に関する取引（資本的収支）とに区分して期間損益計算を明らかにすること。

<公営企業会計と民間企業会計の相違点>

○ 一般会計等からの繰入金の取扱い

民間企業会計と異なり、公営企業会計では、多くの事業において、補助金や経費負担区分の原則に基づく一般会計等からの繰入金が存在していること。例えば、建設改良に充てた補助金を負債に計上した上で、減価償却とともに収益化することで経費負担区分の原則に基づいて損益が評価できる仕組みとしている。

○ 予算制度がある

民間企業会計が決算中心主義といわれるのに対して、公営企業会計は、予算の議決を経ること（予算に拘束されること）や決算における決算報告書等の作成等、双方を重視する立場であること。

(2) 公営企業会計導入の意義

① 基本的意義

公営企業会計導入の基本的意義は、発生主義に基づく複式簿記による会計処理を行うことにより、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握することで、次のような効果が得られ、公営企業に求められる経済性の発揮が可能となることにある。

- 将来の収支見通し等を的確に行うことが可能となり、中長期的視点に基づき、適切に経営方針を決定することができる。
- 他の類似の公営企業や民間企業との経営状況の比較を通じ、経営成績や財政状態をより正確に評価・判断することができる。
- 比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、決算の早期化など情報開示の充実がなされ、住民や議会によるガバナンスの向上が期待される。

② 今日の意義

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増している。

こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、資産及びコストを含む全体の経営状況を的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが求められる。

特に、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組であるが、これらの取組を進めるためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となる。

また、広域化、民間活用等の抜本的な改革の推進に当たっても、公営企業会計に基づく財務情報を関係者間で共有することが有効となる。

(3) 制度の変遷

① 地財法制定時における取扱い

昭和23年の地財法制定時において、政令で定める公営企業の経理は企業会計による独立採算制が原則とされ、地財令において、軌道事業、地方鉄道事業、自動車交通事業、電気事業、ガス事業、上水道事業（町村の経営するものを除く。）、病院事業が具体的な公営企業として定められた。

公営企業には多種多様なものがあるが、上記事業に限定されたのは、地財法制定以前の過去何十年もの間、一般会計に習熟してきた地方公共団体に対し直ちに企業会計の採用を強制したとしても、企業会計への移行が円滑に進むか否か定かではなく、規模の小さい団体において行う極めて小規模の公営企業についてまでも企業会計の採用を強制することは必ずしも必要ではないとされたためである。

ただし、地方公共団体が企業会計を採用し、順次それに習熟していくのであれば、その政令で指定される範囲は、さらに拡大されうるものであるとの考え方も、併せて示されている。

② 法制定時の規定

昭和 27 年には、それまで地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地財法の下で、地方公共団体の行う他の行政事務と同様の規制を受けることとされていた公営企業について、その能率的経営を促進し、経済性を発揮させ、もって住民福祉の増進という目的をより明確に実現するため、その組織、財務及び職員の身分取扱いについての通則を規定するものとして、法が新規に制定されることとなった。

法制定時において、法の適用を受ける企業の範囲については、法が企業にその管理者を置くことを原則とするとともに、相当な熟練と知識を要する企業会計方式を採用し、企業に従事する職員の身分取扱いについても特例を定めている点に鑑み、全ての企業に一律に法の規定を適用することは不相当であるとされ、事務処理の能力や企業経営の合理化といった見地から、一定の職員を有し、一定の規模を持つ事業とされた。

どの程度の規模を有するものを想定すべきであるかという点については、おおよそ人口 7、8 万人以上の地方公共団体の経営する企業が当然適用の目安とされ、企業の種類も公共の福祉の増進をその直接の目的とし、かつ、いわゆる企業性格を有し、しかも企業本来の性格上相当の規模を有するもののみが対象とされた。具体的には、①水道事業、②軌道事業、③自動車運送事業、④地方鉄道事業、⑤電気事業、⑥ガス事業の 6 事業のうち、常時雇用される職員の数（以下「職員数」という。）が一定数以上の企業が法の規定の全部を当然適用する対象とされることとなった。

それ以前に公営企業について規定していた地財法との関係については、法が地財法の特例を規定するものとされたことから、上記以外の事業については、基本的に地財法の規定の下に置かれるものとされたところ、法においても地方公共団体が条例で定めるところにより、それらの事業について法の規定の全部又は一部（財務規定等）を任意に適用することができることとされた。

③ 昭和 35 年、38 年の改正による制度の見直し

昭和 35 年の法改正により、それまで職員数に基づき当然適用（全部）又は任意適用の 2 区分とされていた水道事業等の上記 6 事業について、任意適用であったうち職員数が一定数以上のものについて、新たに財務規定等を当然適用することとされた。また、工業用水道事業が水道事業とは別に規定されることとなった。

また、昭和 38 年の法改正においては、それまで任意適用とされていた病院事業、簡易水道事業、港湾整備事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業及び公共下水道事業について、職員数が 100 人以上の事業（指定事業）に対しては、財務規定等の一部を当然適用することとされた。この法改正においては、地財法及び地財令も併せて改正され、それまで地財法及び地財令の規定の対象範囲としていた公営企業について、法の規定の当然適用の対象となる事業を明示的に除外することで法の規制の範囲を明らかにするとともに、従前「準公営企業」³としていた事業については、法と歩調を合わせ、職員数が 100 人未満の事業のみを規定することとされた。

³ 昭和 32 年の地財法及び地財令の改正により、特別会計を設けてその経理を行うこととされる一方で、独立採算制の原則が適用されない事業として規定されたもの。

④ 昭和 41 年の改正による制度の見直し

昭和 41 年の法改正では、法体系全体の抜本的な見直しがなされ、特に法の規制の対象となる事業の範囲については、この際に構築された体系が今日まで継続する制度の基礎となっている。その概要については以下のとおりである。

i) 法の適用に係る職員数の要件の撤廃

職員数が一定数以上であれば法の規定の全部を当然適用することとされていた事業について、職員数にかかわらず、法の規定の全部を当然適用することとされた。また、職員数が一定数以上であれば財務規定等の一部を当然適用することとされていた事業のうち、病院事業について、職員数にかかわらず、財務規定等を当然適用することとされた。

これらは、昭和 30 年代の国民生活の向上等に伴い公営企業が急速に拡大発展をしてきた一方で、人件費や資本費の増嵩への対処、適切な料金水準の設定といった経営の合理化が徹底して行われなかったこと等により、公営企業の経営が急速に悪化してきたことが背景にある。

こうした中で、法の規定の全部が当然適用される事業は、地方公共団体の経営する企業の中でも最も典型的な企業であって、本来、企業としての組織、財務、職員の身分取扱い等を適用するのに適しているとともに、法のこのような規定を適用することによって企業としての経済性を発揮することが要請される性格のものであること、また、昭和 23 年の地財法制定時に導入された企業会計方式について、昭和 27 年の法制定による本格的な制度運用の開始以来 13 年を経て、地方公共団体がその仕組みに馴染んできたことから、小規模な事業も含めて法の規定を適用することが必ずしも困難でなくなったとの考えが示されている。

また、病院事業については、企業としての経営の実態を有するものであり、これを能率的に経営するとともに、経営の状況、財政の状態を明らかにするためにはその経理を企業会計方式によって処理することが望ましいが、このことは、規模の大小にかかわらず等しく当てはまるとの考えがとられたものである。

ii) その他の事業における任意適用

職員数が一定数以上であれば財務規定等の一部を当然適用することとされていた事業のうち、病院事業については、i) のとおり職員数要件を撤廃して財務規定等を当然適用することとされた一方、その他の簡易水道事業等については、それぞれ以下の理由により法の規定を一律に適用させる実益が少ないとして、任意適用とされた。

(簡易水道事業、港湾整備事業、公共下水道事業)

一般行政との関連が密接であり、この経費の相当な部分を、一般財源をもって賄わなければならない。

(宅地造成事業)

一定の工事が完成すると事業そのものも完結してしまい、継続的事業体たる企業とは言い難い。

(市場事業、と畜場事業)

事業の内容が施設の提供というきわめて単純なものであり、企業の経営という実態を有しない。

また、法の規定する事業範囲の変更に伴い、同時に地財法及び地財令についても、その対象となる範囲について改正が行われている。地財令の規定する「公営企業」の範囲については、昭和 38 年の改正においては、同一の事業であっても職員数要件により法において「地方公営企業」と定められる範囲を除く規定となっていたところ、法の改正により当該要件が撤廃されたことで、同一の事業について双方がそれぞれ「地方公営企業」及び「公営企業」と規定することとなった。あわせて、その経理について特別会計を設けて行うことと規定していた「準公営企業」については、地財法及び地財令から規定自体が削除され、「公営企業」の規定に一元化されることとなった。

2 平成 27 年ロードマップ等に基づくこれまでの取組

(1) 平成 27 年ロードマップの概要

① 背景

人口減少やインフラ老朽化が地方行財政を通じた大きな課題となっており、とりわけ、公営企業においては、高度経済成長期に集中的に整備された施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しつつあった。こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくために、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められていた。

これらによりの確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要となる。

こうしたことから、平成 27 年、総務省から各地方公共団体に対し、公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ（以下「平成 27 年ロードマップ」という。）が提示され、平成 27 年度から平成 31 年度までの「集中取組期間」において、公営企業会計への移行を集中的に推進することとされた。

② 取組期間

この集中取組期間については、施設の老朽化や人口減少の進展を踏まえると、公営企業会計の適用にはできる限り早期に取り組む必要がある一方で、

- i) それまでの事例では、公営企業会計への移行には、固定資産台帳の整備、会計システムの改修、条例改正等により、平均で 3 年程度の期間を要していること。
- ii) 概ね 3 年間で移行を求める地方公会計と比べて、
 - 財務会計システム自体を改修する必要があること。
 - 固定資産の財源情報の把握など、より水準の高い固定資産台帳の整備が必要であること。

から、5 年間とされた。

③ 対象事業

- i) 前述のとおり、昭和 41 年の法改正において、下水道事業や簡易水道事業等については、法の規定を一律に適用させる実益が少ないとして、任意適用と整理されたものである。

しかしながら、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、公営企業の経営環境が急速に厳しさを増しているという今日的課題に照らせば、これらの事業についても、公営企業会計適用の必要性が否定される状況ではなくっており、提供する住民サービスを将来にわたって継続するため、経営状況を踏まえて的確な経営改善や経営判断を行い、より機動的で柔軟な経営を行うことにより、地域を挙げて公営企業の経営の質と効率性を向上させることが期待されることから、基本的に全ての事業に対して公営企業会計の適用が必要との考えが示された。

- ii) その上で、下水道事業及び簡易水道事業については、「資産規模が大きく、企業債等の債務残高も巨額であり、資産の管理の必要性が高まっていること」、「施設の

老朽化が進み、更新等の必要性が高まりつつあること」及び「住民生活に不可欠なサービスであり、人口減少下にあっても事業を継続していく必要があること」から、「重点事業」と位置付けられ、取組期間中の公営企業会計への移行を重点的に要請することとされた。ただし、人口3万人未満の市区町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）では、対応できる職員が少数であり、公営企業会計への移行に要する負担も大きくなること等に配慮し、都道府県及び人口3万人以上の市区町村から段階的に適用を進めることとされた。

iii) 下水道事業の中でも集落排水及び合併浄化槽については、そのほとんどが公共下水道と併せて実施されており、一体的に公営企業会計への移行に取り組むべきではあるが、当該事業が比較的小規模であることを踏まえ、地方公共団体の事務負担を考慮し、「できる限り」取り組むこととされた。

iv) 下水道事業及び簡易水道事業以外の事業についても、公営企業会計の適用の意義を踏まえれば、個々の公営企業が任意に公営企業会計を適用することが望ましいが、事業の種類や事業・団体の規模によって、事業の経過年数やノウハウの蓄積状況、任意適用の進捗状況等、公営企業会計への移行を行うための熟度に違いがあり、また小規模団体では移行に要する負担も大きくなると想定されることから、集中取組期間内に各地方公共団体の実情に応じて移行することが望ましいこととされた。

「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」
(平成27年1月27日付け総財公第19号 総務省自治財政局長通知) (抜粋)

1. 適用の推進について

(1) 取組期間

平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」としており、下記対象事業について、地方公共団体は、遅くとも平成32年度予算・決算までに公営企業会計に基づいたものに移行していることが求められる。

(2) 対象事業

① 下水道事業及び簡易水道事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高い事業であることから、「重点事業」と位置づけ、集中取組期間内に以下のとおり公営企業会計に移行することが必要であること。

- ・ 都道府県及び人口3万人以上の市区町村（区域内の人口合計が3万人以上の一部事務組合を含む。以下同じ。）については、下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。）及び流域下水道）及び簡易水道事業について集中取組期間内に移行することが必要であること。

なお、集落排水及び合併浄化槽についても、できる限り移行対象に含めることが必要であること。

- ・ 人口3万人未満の市区町村については、下水道事業及び簡易水道事業についてできる限り移行することが必要であること。

② その他の公営企業会計を適用していない公営企業については、集中取組期間内に各地方公共団体の実情に応じて移行することが望ましいこと。

（２）公営企業会計適用の取組状況

平成 27 年ロードマップに基づく取組の進捗については、総務省において、毎年度、調査及びその結果の公表が行われている。

平成 30 年 4 月時点における公営企業会計適用の取組状況調査の結果、人口 3 万人以上の地方公共団体のうち、「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合が、下水道事業（公共下水道事業及び流域下水道事業）で 99.4%、簡易水道事業で 95.8%となっている。調査を開始した平成 27 年 10 月時点では、それぞれ 79.0%、80.3%であったことから、取組に大幅な進捗が見られる。

一方、人口 3 万人未満の市区町村のうち、「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合が、下水道事業で 27.6%、簡易水道事業で 42.9%となっており、団体によって取組の進捗に差異が見られることから、一層の取組が求められる状況にある（図表 2 参照）。

図表 2：公営企業会計適用の取組状況（平成 30 年 4 月 1 日時点）

《人口 3 万人以上の団体》

（単位：団体）

	下 水 道 事 業（※ 1）		簡易水道事業（※3）	
	団体数（構成比）	公共下水道事業及び 流域下水道事業（※2）	団体数（構成比）	
① 適 用 済	370 (44.8%)	370 (45.5%)	201 (64.6%)	
② 適 用 に 取 組 中	440 (53.3%)	439 (53.9%)	97 (31.2%)	
小 計（①＋②）	810 (98.1%)	809 (99.4%)	298 (95.8%)	
③ 検 討 中	8 (1.0%)	5 (0.6%)	13 (4.2%)	
④ 検 討 未 着 手	8 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
合 計	826 (100.0%)	814 (100.0%)	311 (100.0%)	

《人口 3 万人未満の団体》

（単位：団体）

	下 水 道 事 業（※ 1）		簡 易 水 道 事 業（※ 3）	
	団 体 数（ 構 成 比 ）		団 体 数（ 構 成 比 ）	
① 適 用 済	82 (10.0%)		194 (33.3%)	
② 適 用 に 取 組 中	143 (17.5%)		56 (9.6%)	
小 計（①＋②）	225 (27.6%)		250 (42.9%)	
③ 検 討 中	308 (37.7%)		135 (23.2%)	
④ 検 討 未 着 手	283 (34.7%)		198 (34.0%)	
合 計	816 (100.0%)		583 (100.0%)	

※ 1 公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

※ 2 「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財第 18 号 総務省自治財政局長通知）において、「都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村については、下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。）及び流域下水道）（中略）について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。

※ 3 簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している（例えば、H26. 4. 1 以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」として整理している。）。

3 新ロードマップの検討

(1) 検討に当たっての基本的な考え方

2 (2) で述べたとおり、平成 27 年ロードマップに基づき、公営企業会計の適用拡大に一定の進捗が見られる一方、人口 3 万人未満の市区町村を中心として一層の取組が求められる状況にある。

また、この間においても、人口減少や施設等の老朽化⁴は進行しており、公営企業を取り巻く経営環境は確実に厳しさを増している。こうした状況に対応するため、関係施策においても動きが見られる。

例えば、公営企業施設も含めた公共施設等について平成 32 年度までの個別施設計画⁵の策定が求められる中で、各事業分野においては、ライフサイクルコストを低減するための手法として、ストックマネジメントの導入及びその水準の向上に向けた取組が進められている⁶。将来にわたって持続可能なストックマネジメントを実施するためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となる。

また、水道事業及び下水道事業については、広域化等の推進に向けて、都道府県ごとの検討体制の構築及びその下での計画策定が要請される⁷など、持続的な経営の確保に向けて、抜本的な改革の推進が喫緊の課題となっており、関係法令についても所要の改正⁸が行われたところである。こうした抜本的な改革の推進に当たっても、公営企業会計に基づく財務情報を関係者間で共有することが重要である。

こうした動向に鑑みても、公営企業会計適用の必要性がますます高まっていることを踏まえ、本研究会では、公営企業会計の更なる適用拡大に向けた新たなロードマップ（以下「新ロードマップ」という。）のあり方について、検討を行うこととした。検討に当たっての基本的な考え方は、以下のとおりである。

⁴ 例えば、水道事業における管路経年化率（管路延長に占める法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化割合を示すもの）については、平成 19 年度に 6.3%であったところ、平成 28 年度には 14.8%となっている。

⁵ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画

⁶ 例えば、水道事業においては、人口減少等を踏まえた施設のダウンサイジング等を織り込んだ将来の更新費用や、これを回収するために必要な料金水準を的確に試算することが求められている。

⁷ 「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」（平成 28 年 2 月 29 日付け総財公第 31 号・総財営第 13 号 総務省自治財政局公営企業課長等通知）、「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財営第 85 号・生食発第 0125 第 4 号 総務省自治財政局長等通知）及び「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年 1 月 17 日付け総財準第 1 号・29 農振第 1698 号・29 水港第 2464 号・国下事第 56 号・環循適発第 1801171 号 総務省自治財政局準公営企業室長等通知）

⁸ 第 196 回国会における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の一部改正により、水道・下水道事業に公共施設等運営権方式（コンセッション方式）を導入した場合、当該事業における借入金の繰上償還に係る補償金免除の特例が創設された。また、第 197 回国会における水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部改正により、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進に係る都道府県の責務等が定められるとともに、地方公共団体が水道事業者としての位置付けを維持しつつ、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できることとされた。

- 公営企業が抱える今日的課題に照らせば、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として全ての公営企業が公営企業会計に移行することが求められる。
- 一方で、特に人口規模が小さい市区町村においては、人員や知見等の不足が課題との指摘があることから、こうした実態を丁寧に把握した上で検討を進める必要がある。
- 人口規模が小さい市区町村が人員や知見等の不足を補うためには、台帳整備等の移行作業について、民間事業者への委託が不可欠と考えられることから、そうした事業者のキャパシティも把握する必要がある。

(2) 課題の分析と対応方針

新ロードマップのあり方の検討に当たっては、以下の個別論点について調査等を実施の上、課題分析を行った。

① 地方公共団体における課題意識

新ロードマップにおいては、人口3万人未満である市区町村、特にその中でも人口規模が小さい団体における取組の推進が重要となることから、次のとおり調査を行い、これらの団体が抱える課題等の整理を行った。

i) 調査概要

人口5千人未満の33町村を次の3グループに分け、公営企業会計を適用している事業を有していないグループ1及び2に対しては、公営企業会計適用に係る認識、事業運営の状況と課題、公会計による固定資産台帳の整備状況、その他個別の事情等について、公営企業会計の適用に取組中の事業を有するグループ3に対しては、公営企業会計適用の契機、適用に要した期間・人員・経費、公営企業会計適用における課題、人員・知見不足への対応等についてヒアリングを行った。

【調査対象団体の分類】

- 公営企業会計を適用している事業を有していない人口500人未満の団体（7団体）＜グループ1＞
- 公営企業会計を適用している事業を有していない人口500人以上、1,000人未満の団体（18団体）＜グループ2＞
- 公営企業会計の適用に取組中の事業を有する団体のうち、人口1,000人以上、5,000人未満の団体（8団体）＜グループ3＞

ii) 調査結果

小規模な団体においては、そもそも全体の職員数が少なく、公営企業会計の適用に充てることのできる人員も限られる。実際に公営企業会計の適用に取組中の事業を有する団体では、移行に要している人員は概ね2名から3名となっており、比較的人口規模の大きい団体と比べると少ない人員体制により移行业務にあたっている。一方、移行に要する期間（見込み）については、概ね全国での平均的な移行期間である2年から3年であり、人員体制と移行期間との間に相関は見られなかった。また、移行に係る主たる課題としては、知見の不足、資産台帳の整備等の事務負担が挙げられた。

- 人口 1,000 人未満の団体（グループ 1 及び 2）については、当該団体の全職員数が概ね 30 名以内となっており、各職員が他の複数業務を兼務している状況も見られた。また、離島等の地理的な条件により、施設等の維持管理を担う事業者が直ちに対応できない、水源の確保が難しいなど、事業そのものに係る個別の事情を抱えている団体もあった。
- また、公営企業会計適用に係る認識については、適用の議論があることは承知しつつも、具体的な検討は進んでいない団体が多く、その理由として、公営企業会計適用のメリットが見出せない、業務量に比して人員体制が不足している、移行に係る予算の措置が難しい等の意見が挙げられた。一方で、当該事業の経営上の課題としては、施設の老朽化対策や料金収入の減少等が挙げられており、公営企業会計の適用がこれらの課題の解決手段として有効であることの認識が広まっていない状況が見受けられた。
- 人口 1,000 人以上、人口 5,000 人未満の団体（グループ 3）においては、実際に公営企業会計の適用に取り組む中での課題としては、主に人員・知見の不足が挙げられた。これらを克服するため、事業者への移行事務の委託や近隣の先行団体の視察等、当該団体外の知見を活用している状況であった。

② 小規模団体における資産評価等の事務の増加等への対応

公営企業会計への移行に際しては、例規等の作成、貸借対照表の作成等に係る移行事務のほか、固定資産台帳の整備や各種システムの整備を行う必要がある。このうち、特に固定資産台帳の整備については、①による調査でも明らかなように、多大な事務負担を懸念する声が多いことから、当該事務の増加による負担の軽減策について検討を行った。

i) 公会計により整備された固定資産台帳の活用

総務省では、平成 27 年度から平成 29 年度までの間で地方公共団体が地方公会計を導入することを要請⁹している。この要請を受け、ほとんどの地方公共団体は既に地方公会計ベースでの固定資産台帳の整備を完了している。すなわち、各地方公共団体は、地方公会計への対応を通じて、少なくとも保有する資産のリスト化は完了している状況にあり、地方公会計の普及以前と比較すれば、公営企業会計ベースの台帳の整備に当たっての作業環境は大幅に改善している状況にある。

もっとも、公営企業会計ベースの台帳整備に当たっては、資産評価を再調達原価ではなく取得価額ベースで行う必要がある、資産の登録単位を耐用年数ごとに整理する必要がある、資産の取得財源を明らかにする必要があるなど、一定の精緻化が必要となる。これらの作業に要する事務負担の軽減を図るためには、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」（平成 27 年 1 月公表）の改訂などにより、例えば、取得価額不明資産の評価額に係る取扱いを明確化するなど、実務上の取扱いを具体的に示すことが必要である。

⁹ 「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日付け総財務第 14 号 総務大臣通知）

ii) 各事業法に基づく台帳の活用

- 下水道事業のうち公共下水道事業及び流域下水道事業については、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 23 条第 1 項において、「公共下水道台帳」の整備が義務付けられている。
- 簡易水道事業についても、水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正後の水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 22 条の 3 第 1 項により、「水道施設台帳」の整備が義務付けられることとなる（本条の適用は、施行の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定められる）。
- これらの各事業法に基づく台帳は、公営企業会計による固定資産台帳と全ての記載項目が一致するものではないが、その一部は公営企業会計による固定資産台帳の整備に活用しうるものであり、これらを踏まえて実施することが効率的である。
- 集落排水及び合併浄化槽についても、台帳の整備を行う必要性が議論されているところであり、各事業分野において、台帳整備に向けた取組が進められている状況にあることに留意が必要である。

③ 事業者のキャパシティ

新ロードマップでは、人口 3 万人未満の市区町村が取組の中心となることから、公営企業会計への移行事務に取り組むにあたっては、人員不足等を補うため、事業者の活用が不可欠となると考えられる。

このため、新ロードマップへの対応に伴い、各地方公共団体において移行事務の委託の需要が増加することを想定し、事業者のキャパシティについて調査を実施した。

i) 調査概要

- 全国の市区町村のうち、下水道事業及び簡易水道事業に関し、公営企業会計を適用していない事業を有する市区町村は 835 団体¹⁰あることを踏まえ、これらの市区町村が公営企業会計への移行事務を事業者へ委託した場合、そのキャパシティに不足が生じることがないかを検証した。
- 調査に当たっては、発注が想定される支援業務を 3 つに大別（①移行事務（基本方針・計画の策定、財務諸表の整備、例規等の整備等）、②資産評価（固定資産台帳の整備等）、③システム事前準備（財務会計システム、起債管理システム、固定資産管理システム等の整備等））し、それぞれについて平成 31 年度から平成 35 年度までの各年度において、各事業者が処理可能な団体数についての回答を合算した。
- 調査対象とした事業者については、概ね直近 5 年以内に 5 件以上の受託実績があることを要件として 84 社を選定し、このうち 80 社から回答を得た。また、これまで公会計における財務書類等の作成支援について実績のある一般社団法人地方公会計研究センターに加入する事業者に対しても調査を実施し、回答を得た。

¹⁰ 公営企業会計適用の取組状況調査（平成 30 年 4 月 1 日時点）に基づき算出

ii) 調査結果

- 平成 31 年度から平成 35 年度までの各年度における事業者キャパシティの調査結果は、図表 3 のとおりである。
- 各支援業務の受託可能団体数は、平成 27 年ロードマップにおける集中取組期間の期限としている平成 31 年度は比較的低い水準にあるが、その後増加が見込まれる。
- 調査対象とした事業者のこれまでの主たる実績は、下水道事業のうち公共下水道事業における移行事務で、かつ、人口規模が 3 万人以上である市区町村を対象としていると考えられるが、新ロードマップに基づく取組においては、より資産規模等が小さい事業（例：集落排水、合併浄化槽）における移行事務で、かつ、人口 3 万人未満である市区町村が主な対象となることも踏まえると、概ね 835 団体を賄うことができるものと考えられる。

図表 3：事業者のキャパシティに係る実態調査結果

(単位：団体)

支援業務の内容	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
①移行事務 (基本方針・計画の策定、財務諸表の整備、例規等の整備等)	713	900	1,044	1,125	1,106
②資産評価 (固定資産台帳の整備等)	495	690	833	823	804
③システム事前準備 (財務会計システム、起債管理システム、固定資産管理システム等の整備等)	728	829	849	954	954

※ 表中の団体数は年度ごとの処理可能数であり、契約が複数年度にまたがる見込みのものについては複数年度にそれぞれ計上している。

※ 対象事業の規模や種類は明示していないため、これまでの主な受託実績（業務委託団体の 7 割以上が人口 3 万人以上の団体であり、また、委託された主な事業は公共下水道である）に基づいた団体数を回答していると考えられる。

4 新ロードマップの概要及び取組の促進策

(1) 新ロードマップの概要

平成 27 年ロードマップによる取組の進捗及び本研究会での議論を踏まえ、総務省は、各地方公共団体に対し、公営企業会計の適用拡大に向けた新ロードマップ（図表 4 参照）を示した上で、その詳細について通知¹¹を発出した。その内容は以下のとおりである。

① 取組期間

新ロードマップによる取組は、人口 3 万人未満の市区町村が中心となるが、その取組期間については、

- 公営企業会計の適用は、公営企業の経営改革の基盤となる取組であり、早急な取組の推進が求められていること
- 平成 27 年当時と比較し、地方公会計の普及や、人口 3 万人以上の団体における公営企業会計の適用拡大により、ノウハウの蓄積が進んでいること
- 移行に要する期間については、市区町村の人口規模との間に必ずしも相関が見られないこと

等を踏まえ、平成 27 年ロードマップにおける集中取組期間と同じく 5 年間としている。具体的には、平成 31 年度から平成 35 年度までを「拡大集中取組期間」としている。

② 対象事業

- i) 平成 27 年ロードマップにおいて「重点事業」と位置付けた下水道事業及び簡易水道事業については、平成 27 年当時と比較して、集落排水や合併浄化槽も含め、これらの事業における広域化等の抜本的な改革を推進する必要性は高まっていることから、引き続き「重点事業」と位置付けた上で、人口規模を問わず、公営企業会計へ移行することとしている。なお、平成 27 年ロードマップに基づく取組の中で、平成 27 年度から平成 31 年度までの「集中取組期間」において公営企業会計に移行することとしていた、人口 3 万人以上の団体における下水道事業（公共下水道事業及び流域下水道事業）並びに簡易水道事業については、引き続き同期間内における移行を要請している。
- ii) ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、拡大集中取組期間内の移行が著しく困難な市区町村については、必ずしも同期間内における公営企業会計への移行は求めないこととしている。
- iii) 重点事業以外の事業については、平成 27 年ロードマップにおいて、「各地方公共団体の実情に応じて移行することが望ましい」としていたが、公営企業を取り巻く環境が急速に厳しさを増している中で、
 - 3（1）に示すとおり、公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として全ての公営企業について公営企業会計への移行が求められること
 - 重点事業については全て公営企業会計への移行を要請する中で、重点事業以外にも法非適用事業を有する場合には、公営企業会計への移行事務について、事業者へ

¹¹ 「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 9 号 総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 10 号 総務省自治財政局長通知）

の委託を含め、一括して取り組むことが効率的であること等を踏まえ、できる限り公営企業会計に移行することとしている。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的な移行を促進する内容としている。

「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」

(平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 10 号 総務省自治財政局長通知) (抜粋)

1. 適用の推進について

(1) 取組期間

公営企業会計への移行について、平成 27 年通知においては平成 27 年度から平成 31 年度まで（以下「集中取組期間」という。）、平成 31 年通知においては平成 31 年度から平成 35 年度まで（以下「拡大集中取組期間」という。）をそれぞれ取組期間としており、(2)に掲げる対象事業について、地方公共団体は、遅くとも各期間の最終年度の翌年度の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることが求められる。

このため、集中取組期間内に公営企業会計に移行することを要請している事業について、遺漏なく移行作業を進めていただくとともに、拡大集中取組期間内に公営企業会計に移行することを要請する事業について、移行作業に未着手の場合にあっては、固定資産台帳の整備をはじめとする移行事務の作業量を把握した上で、必要な人員、予算等の確保をはじめとする諸準備に速やかに着手し、計画的に移行作業を進めることが必要である。

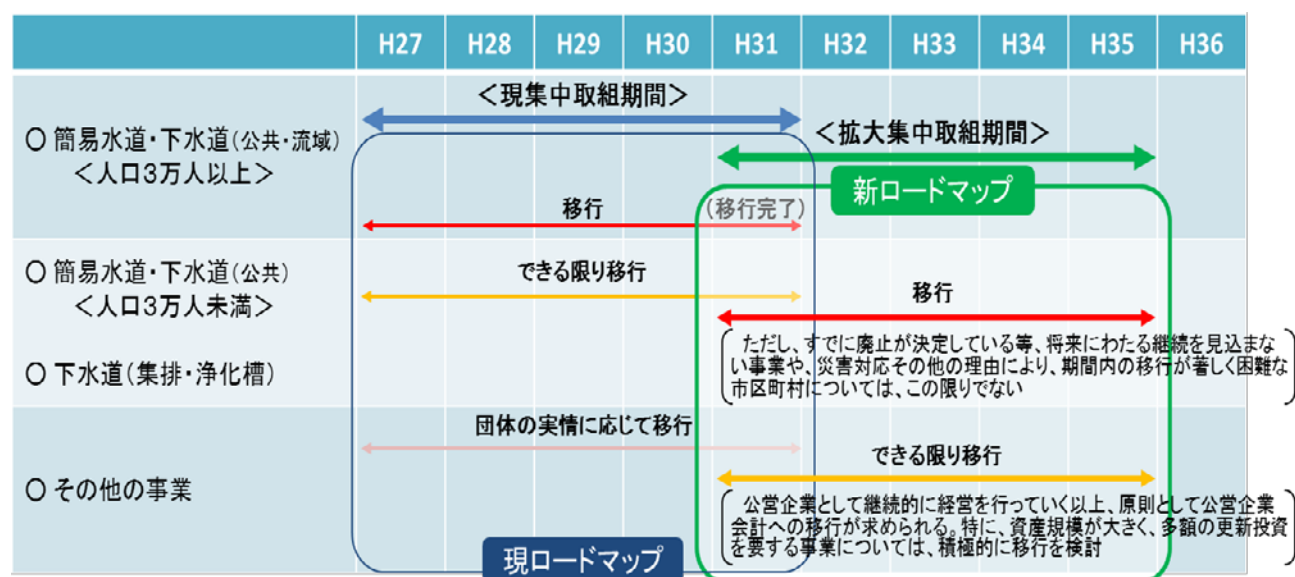
(2) 対象事業

① 下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。以下同じ。）、流域下水道、集落排水及び合併浄化槽をいう。以下同じ。）及び簡易水道事業（以下「重点事業」という。）については、特に公営企業会計を適用する必要性が高いことから、集中取組期間及び拡大集中取組期間において、以下のとおり、公営企業会計への移行に重点的に取り組むことが必要である。

- ・ 都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）については、下水道事業のうち公共下水道及び流域下水道並びに簡易水道事業について、集中取組期間内に移行することが必要であること。集落排水及び合併浄化槽についても、集中取組期間内にできる限り移行することが必要であり、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要であること。
- ・ 人口 3 万人未満の市区町村については、重点事業について、集中取組期間内にできる限り移行することが必要であり、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要であること。
- ・ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、拡大集中取組期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。

② 重点事業以外の事業についても、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められることから、拡大集中取組期間内にできる限り移行することが必要であること。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する公営企業を経営する地方公共団体においては、積極的に移行を検討すること。

図表 4：公営企業会計の適用拡大に向けた新ロードマップ



（２）新ロードマップに基づく取組に対する促進策

新ロードマップに基づく取組の推進に当たっては、特に、人口3万人未満の市区町村における課題等に対応するため、以下の促進策を講ずることが必要である。なお、これらの促進策を講ずることにより、3（２）③で課題として取り上げた事業者のキャパシティとの関係においても、事業者の負担軽減や業務の円滑な遂行に資することになるものと考えられる。

① 公営企業会計の適用に関するマニュアルの充実

総務省においては、地方公共団体における移行事務の参考とするべく、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」等を取りまとめ、公表しているが、更なる利便性向上のため、関連する各種マニュアル等の一元化を含めた全体構成の見直しや、会計適用後の会計処理等も含めた記載内容の充実、これまでの蓄積を踏まえた質疑応答及び事例集の追加等の改訂を行うべきである。

② 人的支援制度の拡大・小規模団体を対象としたモデル事業の創設

総務省では、公営企業の経営改革に関する人的支援制度として、「公営企業経営アドバイザー派遣事業」¹²及び「公営企業経営支援人材ネット事業」¹³を実施しているが、これらをより充実することが必要である。

¹² 地方公共団体の要請に基づき、総務省が委嘱した公認会計士等の外部専門家を派遣し、必要な助言を行うことを目的として、平成7年度から実施している事業

¹³ 総務省において対応可能な地域や取組分野等ごとにリスト化した外部専門家を地方公共団体が自ら招聘し、継続的な指導・助言を受けることを目的として、平成28年度から実施している事業

- 公営企業経営アドバイザー派遣事業については、更なる量的・質的な拡充を図るとともに、同事業を活用し、小規模な団体における公営企業会計適用のロールモデルを構築し、取組の横展開を図る仕組みの創設が必要である。
- 公営企業経営支援人材ネット事業については、その有効性を高めるため、国と都道府県とが連携し、登録人材の確保・養成を積極的に行い、市区町村に対して周知・あつせんを図ることが必要である。

③ 都道府県による市区町村の取組への包括的な支援

- 新ロードマップにおいては、特に人口 3 万人未満の市区町村の公営企業会計への移行が求められるところ、都道府県においても、関係部局間で十分連携し、役割分担を明確化した上で、個別市区町村の状況を的確に把握し、その取組を総合的に支援することが求められる。
- このため、都道府県においては、全ての市区町村が参加する連絡会議等を設置（既存の会議の活用を含む。）し、取組状況の把握、課題の共有、連携強化等を図った上で、研修会等の実施により市区町村の知見不足を補完するとともに、個別相談会の実施により実務上の課題等の解決を支援する等、個別の市区町村の取組状況を踏まえたきめ細かい支援を行うべきである。
- また、特に事務の効率化により市区町村の負担軽減を図る観点から、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務やその発注等について、複数の市区町村による共同化を推進すべきである。

④ 地方財政措置の拡充

- 新ロードマップにおいては、重点事業である下水道事業及び簡易水道事業に加え、その他の事業についてもできる限り公営企業会計に移行することを求めていることを踏まえ、これらの事業について、公営企業会計の適用に要する経費に対する地方財政措置¹⁴を拡充すべきである。
- 取組の推進に当たっては、都道府県による市区町村支援が不可欠であると考えられることから、都道府県が行う市区町村支援に要する経費等についても、新たに地方財政措置を講ずるべきである。
- 公営企業会計適用前後で、資本費平準化債¹⁵の発行可能額が減少する場合には、公営企業会計適用の支障となるとの指摘もあることから、こうした場合について、激変緩和措置を講ずるべきである。

¹⁴ 法非適用事業における公営企業会計適用に要する経費について、地方債（公営企業会計適用債）を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、下水道事業及び簡易水道事業については当該繰出しに係る地方交付税措置を講ずることとしている。

¹⁵ 施設整備に要する先行投資について利用者の世代間負担の公平を図るため、地方債の元金償還金と減価償却費との差額について、当該資産の耐用年数の範囲内で平準化をするための起債

5 法制化に向けた今後の検討課題

今後、各公営企業において、新ロードマップに基づく適用拡大の取組が着実に推進されることが期待される。一方で、このことは、現行法の下では法の規定が任意適用とされている事業について、実態として法の規定の適用拡大を促していることを意味する。

1 (3) で述べたとおり、法令に基づく公営企業会計の適用範囲については、昭和 23 年の地財法制定時より、地方公共団体における公営企業会計への習熟に伴ってその拡大が想定されていたものであり、また、現実にその後、昭和 41 年の法改正に至るまで段階的拡大が図られた経緯に鑑みれば、本来、公営企業会計の適用が求められるのであれば、水道事業等と同様、法において適用義務を規定すべきである。

今回は、現時点における適用状況や小規模団体における対応力等を踏まえ、段階的に取組を推進する観点から、ロードマップによる要請という形をとっているが、総務省においては、公営企業会計の適用拡大の進捗状況を踏まえ、法において財務規定等の適用を義務付ける対象範囲について、法改正の検討を行う必要がある。

また、法については、昭和 41 年以来、制度の根幹に関わる抜本的な改正は行われていない。本研究会においては、会計制度以外の観点も含め、先に述べた公営企業の経営を取り巻く環境の変化を踏まえ、今日の公営企業を巡る諸課題に照らした公営企業制度の検討課題についても、併せて議論を行った。その主な意見は以下のとおりである。

○ 「公営企業」の範囲について

「公営企業」の概念について、法の適用対象となる「地方公営企業」、特別会計設置義務の対象となる「公営企業」、公営企業債の発行が可能となる「公営企業」など、その文脈によって範囲が異なることから、これらの関係について、法令改正も含め、現代的意義に即して整理する必要があるのではないか。

○ 経費負担区分の原則について

各公営企業においては、持続的な経営を確保するため、常に料金水準の適正化を図るよう努めるべきであり、その取組を促す仕組みとすべきではないか。そのためにも、経費負担区分の原則と、一般会計において負担すべき経費等に係る基本的な考え方を示す繰出基準との関係について、より明確化を図るべきではないか。また、繰出基準は全国一律に定めることとなるが、実態としては地域によって経営環境や求められるサービスは様々であることから、各地方公共団体が一定の枠組みの下で地域の合意を得て実施する基準外繰出金について、法令上の取扱いを明確にすることも考えられるのではないか。

○ 経営戦略について

今後、各公営企業において将来展望に基づく合理的な経営の遂行が一層求められるところ、経営に係る中長期的な基本計画である経営戦略について、その策定・改定を法定した上で、これに基づく取組が適切に進められているかを検証する仕組みを導入すべきではないか。

○ 人口減少への対応について

公営企業の経営においては、急速な人口減少が進む中、今後のサービス需要を的確に予測した上で、ダウンサイジングや広域化等の抜本的な改革を行うことが求められるが、こうした流れを促進するための更なる制度的な検討が必要ではないか。

○ 既存制度の意義の検証について

償還期限を定めないことができることとされている公営企業債（いわゆる「永久企業債」）や、間接経営方式による経営を行うための「地方公共企業体」等の制度について、今日における意義を検証する必要があるのではないか。

総務省においては、これらの意見や、過去に開催された研究会¹⁶等において指摘された検討課題等も踏まえ、法の改正も含めた公営企業制度のあり方について、速やかに検討を進めるべきである。

¹⁶ 公営企業会計の適用拡大を含む法制度のあり方については、これまで「地方公営企業会計制度等研究会」（平成 21 年度）、「地方公営企業法の適用に関する調査研究会」（平成 24 年度）、「地方公営企業法の適用に関する研究会」（平成 25 年度）、「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」（平成 26 年度）及び「地方公営企業法の適用拡大等に関する調査研究会」（平成 29 年度）において検討を行ってきたところ。

資 料 編

目 次

「公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会」設置要綱	1
「公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会」委員名簿	2
「公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会 法制検討ワーキング ・グループ」設置要綱	3
「公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会 法制検討ワーキング ・グループ」委員名簿	4
公営企業会計制度について	5
平成 27 年ロードマップ等に基づくこれまでの取組	17
新ロードマップの検討	23
新ロードマップの概要及び取組の促進策	39
法制化に向けた今後の検討課題	53

「公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会」 設置要綱

1. 趣旨

公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大などにより、その厳しさを増しつつある。

このような状況を踏まえ、各公営企業においては、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、抜本的な改革の検討及び経営戦略の策定を推進するとともに、これらについてより的確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大を推進する必要がある。

総務省においては、平成 27 年度から平成 31 年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」としており、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業と位置付け、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村等に対して、公営企業会計への移行を要請している。この結果、人口 3 万人以上の団体のうち、9 割以上の団体が公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」としている（下水道事業 98.8%、簡易水道事業 92.6%（平成 29 年 4 月 1 日時点））。

その一方で、人口 3 万人未満の市区町村等や重点事業以外の事業については、「適用済」及び「適用に取組中」の団体が 5 割未満にとどまっている（下水道事業 24.8%、簡易水道事業 42.0%（平成 29 年 4 月 1 日時点））。

こうした現状を踏まえ、集中取組期間終了後の展開を想定し、人口 3 万人未満の市区町村等の下水道事業及び簡易水道事業における公営企業会計への移行支援策や、その他の事業における事業ごとの移行の進め方などについて調査・検討を行うため、「公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会」を設置する。

2. 名称

本研究会は、「公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構成員

別紙委員名簿のとおりとする。

4. 運営

- （1）研究会に、座長 1 人を置く。
- （2）座長は、研究会を招集し、主宰する。
- （3）座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- （4）座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- （5）本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会 委員名簿

(座長)

鈴木 豊 青山学院大学名誉教授

(構成員)

宇野 二郎 横浜市立大学国際総合科学群教授

遠藤 誠作 北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター研究員

柏木 恵 キヤノングローバル戦略研究所研究主幹

加藤 公敏 北海道安平町水道課課長補佐

小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授

小室 将雄 有限責任監査法人トーマツパートナー

勢一 智子 西南学院大学法学部教授

馬場 正威 EY 新日本有限責任監査法人シニアマネージャー

森垣 文裕 兵庫県香美町上下水道課副課長

山越 伸子 総務省自治財政局公営企業課長

(五十音順、敬称略)

「公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会 法制検討ワーキング・グループ」 設置要綱

1. 趣旨

公営企業会計の適用拡大に係る法制化等の論点を検討するため、公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会設置要綱4の（5）に基づき、法制検討ワーキング・グループを設置する。

2. 名称

本ワーキング・グループは、「法制検討ワーキング・グループ」（以下「ワーキング・グループ」という。）と称する。

3. 構成員

別紙委員名簿のとおりとする。

4. 運営

- （1）ワーキング・グループにおける検討結果を公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会に報告するものとする。
- （2）ワーキング・グループ委員は、必要があると認めるときは、必要な者にワーキング・グループへの出席を求め、その意見を聴取することができる。

「公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会 法制検討ワーキング・グループ」

委員名簿

宇野 二郎 横浜市立大学国際総合科学群教授

柏木 恵 キヤノングローバル戦略研究所研究主幹

小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授

小室 将雄 有限責任監査法人トーマツパートナー

勢一 智子 西南学院大学法学部教授

(五十音順、敬称略)

公営企業会計制度について

地方公営企業法の適用範囲

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

<法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

<当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- 〃(自動車)
- 〃(鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

<任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的に適用

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業。

※ 公営企業のうち、法適用企業は3,301事業、法非適用事業は5,097事業となっている。(平成29年度)

◎ 地方公共団体では、法非適用事業に地方公営企業会計を自主的に適用することが望まれる。

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは:住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、
「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等
⇒経営効率化、経営改革の推進
⇒より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

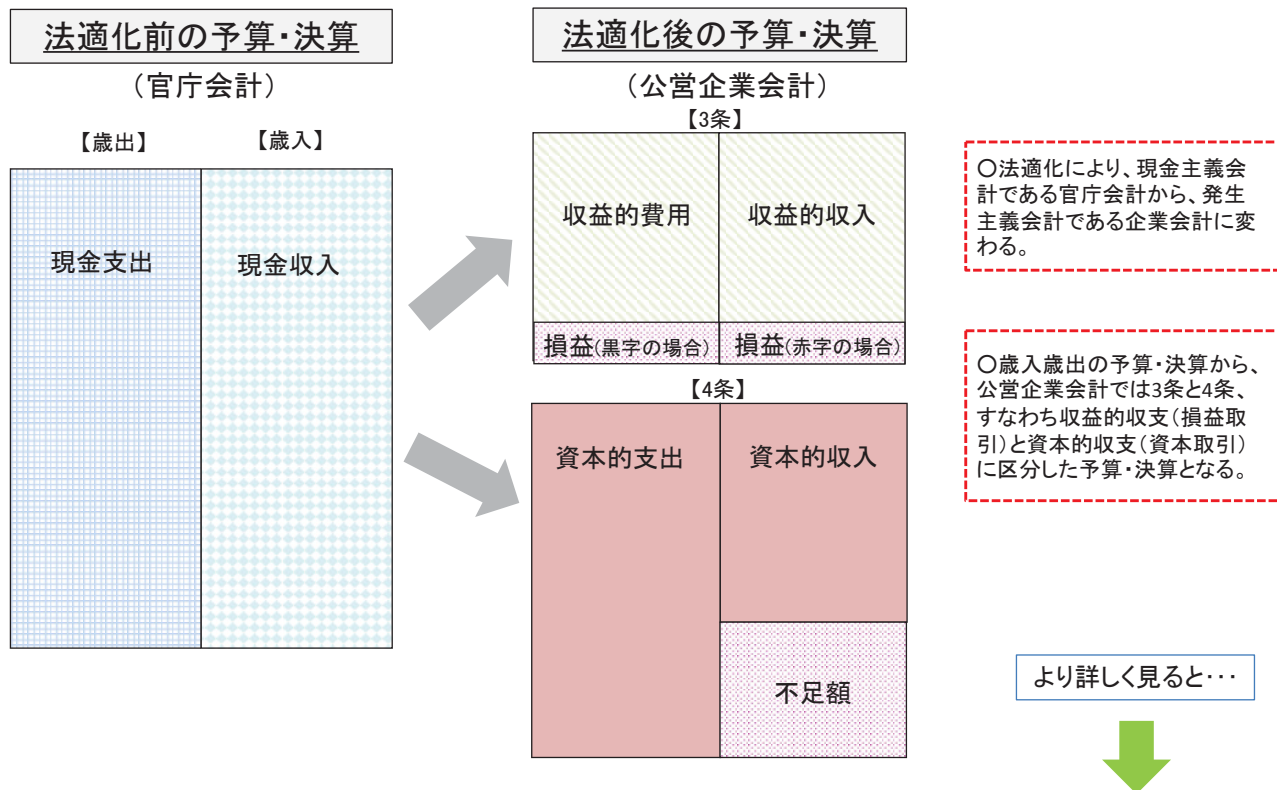
期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

- 持続可能なストックマネジメント等の推進
- 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に
- 広域化、民間活用等の抜本改革の推進
- 企業間での経営状況の比較
- 分かりやすい財務情報に基づく住民や議会によるガバナンスの向上
- 職員の経営マインドの育成

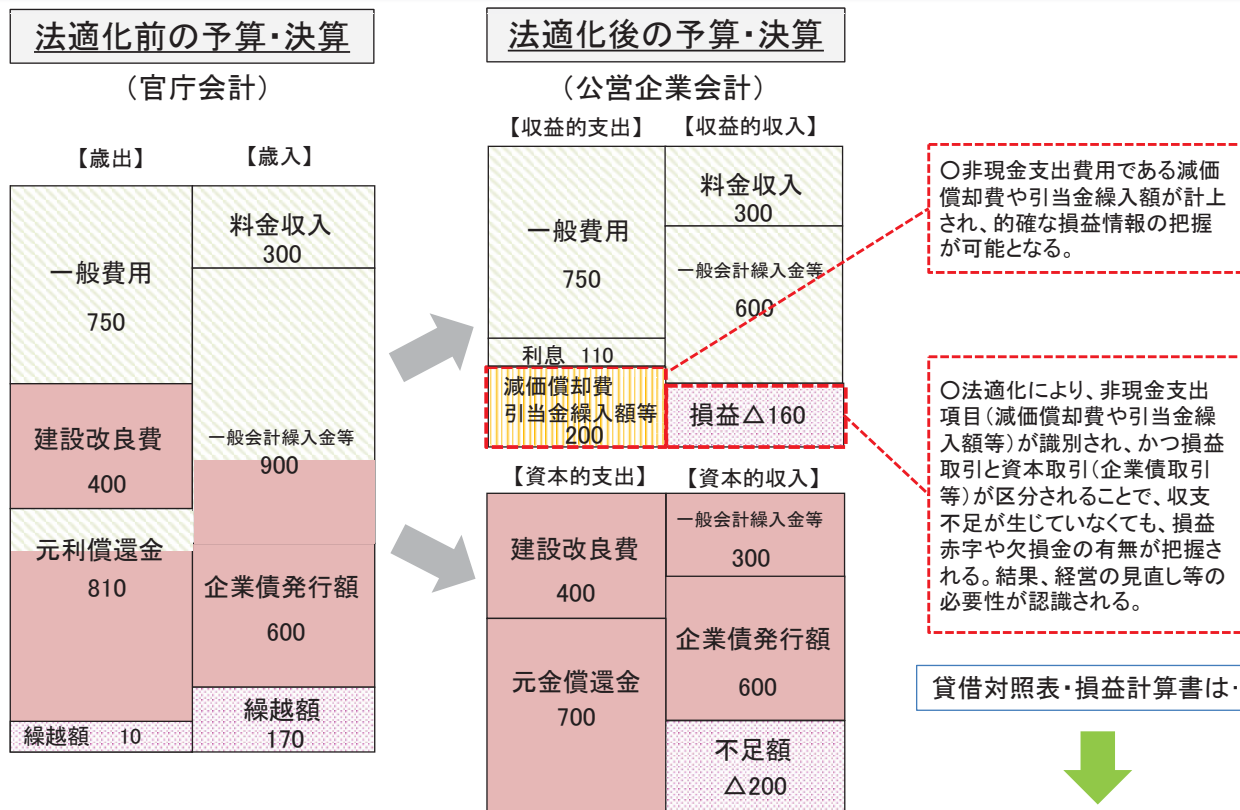
公営企業会計適用（法適化）による財務諸表の精緻化①

○法適化により予算・決算は収益的収支（損益取引）と資本的収支（資本取引）に区分される。



公営企業会計適用（法適化）による財務諸表の精緻化②

○法適化により非現金支出項目が識別され、適切な損益計算が可能となる。



公営企業会計適用（法適化）による財務諸表の精緻化③

○法適化により損益計算書、貸借対照表が作成され、法適化前より幅広い情報が把握できる。

法適化後の決算書（公営企業会計）

【収益的支出】	【収益的収入】
一般費用 750	料金収入 300
利息 110	一般会計繰入金等 600
減価償却費 引当金繰入額等 200	損益△160

【損益計算書】	
一般費用 750	料金収入 300
利息 110	一般会計繰入金等 600
減価償却費 引当金繰入額等 200	損益△160

○これまでは把握できなかった公営企業の経営成績をひと目で把握することが可能となり、事業が効率的に行われているかを評価することができる。

○固定資産の規模や老朽化度、債権等の金額を、一覧性をもって把握可能となり、公営企業の事業規模を把握することができる。

【資本的支出】	【資本的収入】
建設改良費 400	一般会計繰入金等 300
元金償還金 700	企業債発行額 600
	不足額 △200

【貸借対照表】	
（資産の部）	（負債の部）
有形固定資産 40,000	企業債 10,000
減価償却累計額 △ 19,000	引当金 100
	未払金 50
	繰延収益 10,000
現金預金 10	（資本の部）
未収入金 50	資本金 800
	資本剰余金 50
	利益剰余金 60

○企業債、繰延収益等の金額が把握可能となり、資産をどのような財源で賄っているか、また将来世代への負担額を把握することができる。

公営企業会計適用による経営上の効果①（整備手法見直し）

○適切なコスト計算が実施可能となり、より効率的な整備手法の選択につなげることができた。

概要・背景

- 公営企業会計適用前は正確なコストの算定が困難であったが、適用後に減価償却費を含むコストを算定すると、人家がまばらな市街化調整区域において、公共下水道の整備を推進することで、汚水処理原価が大幅に上昇することが判明した。
- 3年前に平均20%程度の下水道使用料の値上げを行ったばかりであり、さらなる大幅値上げは避けたい事情があった。

事例

- 公営企業会計を適用して、減価償却費等を含む適正な損益計算を行った結果、正確なコストが把握可能となった。そこで、他の選択肢がないか検討したところ、市町村設置型浄化槽は安いコストで整備可能ことが判明した。
- 公共下水道のまま整備を進めた場合と市町村設置型浄化槽で進めた場合の汚水処理原価の比較は以下のとおり。

公共下水道のまま整備を進めた場合	市町村設置型浄化槽で進めた場合
251.3円⇒ <u>283.8円</u>	251.3円⇒ <u>258.1円</u>

（注）公共下水道は50年、浄化槽は30年を耐用年数とした減価償却費をコスト計算に含めた。

効果

- より効率的な整備手法を選択することで、住民負担の大幅増加を回避することにつながった。
- 公共下水道に比して浄化槽の耐用年数は短いものの、将来の人口減少に伴う世帯数や処理水量の減少を考慮すれば、耐用年数の長い投資よりも、耐用年数の短い投資のほうが、環境変化に弾力的に対応しやすくなる。
- 市町村設置型浄化槽等の推進にPFI方式を活用することで、概ね1ヶ月以内に設置完了となるため、供用開始まで5～10年を要する公共下水道よりも早期に適正な汚水処理の実現につながった。

公営企業会計適用による経営上の効果②（更新投資推計）

○更新投資の合理的な推計を行うことが可能となり、「経営戦略」策定の必要性を認識することができた。

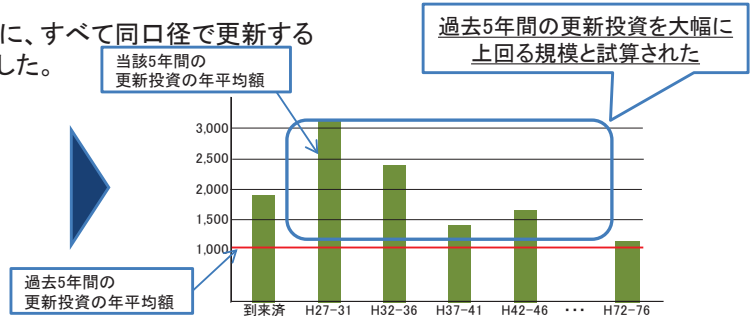
概要・背景

- 管路延長が長いが、公営企業会計適用前は適切に減価償却費を算定できないため、今後の更新投資の実施時期、金額等を合理的に把握することができなかったが、適用後は取得価額等をベースに更新見込額の試算が可能となった。

事例

- 固定資産台帳情報を基礎に、仮に耐用年数到来時に、すべて同口径で更新するとした場合の更新予定時期及び更新見込額を試算した。

取得年度	取得価額	デフレーター	更新見込額	更新予定
S35	600	23%	2,609	到来済
S36	700	25%	2,800	到来済
...				
H25	1,200	100%	1,200	H75
H26	1,000	100%	1,000	H76



効果

- 法定耐用年数到来時に更新投資を行ったと仮定した場合の金額を試算したところ、過去5年間の更新投資の年平均額を大幅に上回ることが判明した。
- 想定どおりに更新投資を行う財源を確保することが困難であるため、管路の劣化診断、水需要の変化に対応した更新時のダウンサイジングの必要性をより客観的に認識できた。
- より一層精緻で合理的な投資試算と、それを賄うため財源試算を行うことが可能となった。

公営企業会計適用による経営上の効果③（原価算定）

○給水原価の適切な把握により、適正な使用料の設定と経営健全化につなげることができた。

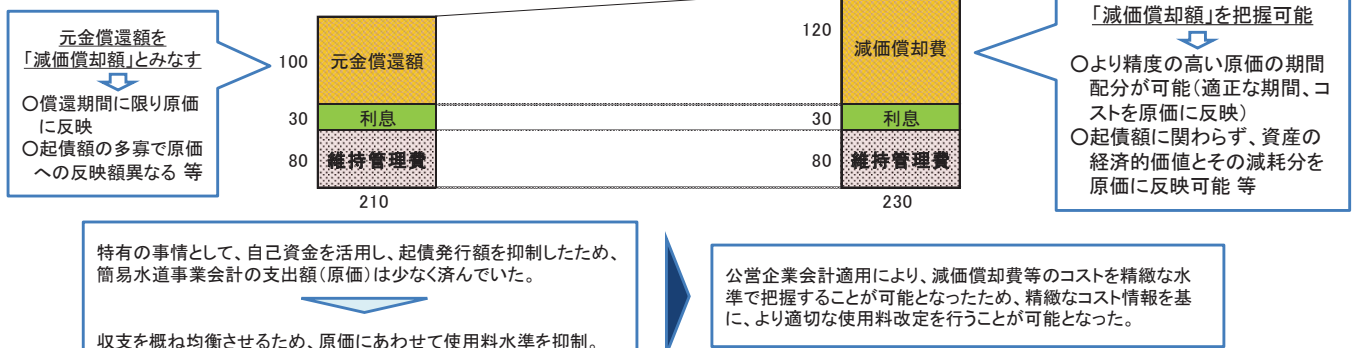
概要・背景

- 簡易水道事業において、公営企業会計適用前は企業債元金償還額を「減価償却費」とみなして原価に反映させ、料金を算定していたが、適用後は「減価償却費」を正確に把握することが可能となり、より精緻な料金算定が可能となった。

事例

【企業会計適用前の給水原価】

【企業会計適用後の給水原価】



(注1) 論点を単純化するため、建設時の国庫補助金や維持管理費等への一般会計繰入金はゼロとしている。
(注2) 投資の合理化、経費節減などの経営努力はすでに行っているものとする。

効果

- 公営企業会計の適用を行い、費用のより適正な期間配分が可能となったため、期間費用を使用料で負担いただくという、明確な根拠を持った説明を行うことができ、適正な水準への使用料改定に向けて動き出すことが可能となった。
- 原価を反映した料金算定が行われないことにより、経営が悪化していたが、健全化に取り組むことが可能となった。

公営企業会計適用による経営上の効果④（セグメント分類）

○セグメントごとの経営実態を把握することで、事業の負担のあり方の検討につなげることができた。

概要・背景

- 全体として赤字となっている下水道事業会計について、公営企業会計適用後にセグメント情報を作成したところ、雨水処理事業の収支は均衡しているが、汚水処理事業で赤字が発生していることが明らかとなった。

事例

- 下水道事業に公営企業会計を適用し、決算書の注記で求められている「セグメント情報」について、右表のように「汚水処理事業」と「雨水処理事業」とに分け、経営実態の把握、一般会計繰入金の金額等について把握した。
- その結果、損益ベースにおいて、汚水処理事業で赤字が発生していることが判明した。

	汚水処理事業	雨水処理事業	合計
営業収益	15,000	5,000	20,000
営業費用	20,000	4,000	24,000
営業損益	△5,000	1,000	△4,000
営業外収益	9,000	0	9,000
営業外費用	4,500	1,000	5,500
経常損益	△500	0	△500
<内訳(一部)>			
他会計繰入金	4,000	5,000	9,000
減価償却費	10,000	2,500	12,500

効果

- 公営企業会計を適用し、料金による経費負担を原則とする汚水処理事業と、公費を経費の財源とすることが原則の雨水処理事業とに分けてセグメント情報を把握することにより、両事業の経営実態を明らかにすることが可能となった。
- 赤字が生じている汚水処理事業について、中長期的視点で赤字解消を図る必要があることから、それをどのように実現していくか、「経営戦略」策定等による経営基盤強化の必要性を強く認識するに至った。

公営企業会計適用による経営上の効果⑤（投資規模の見直し）

○老朽化施設更新後の損益状況を把握することで、施設規模のダウンサイジングが可能となった。

概要・背景

- 老朽化した汚水処理施設の更新にあたり、投資を実施した場合のシミュレーション(当初案)を実施したところ、大幅な損益悪化が見込まれた。このため、改めて必要な処理能力を精査し、施設規模(投資額)の縮小を検討することとした。

事例

- 老朽化した処理施設の更新に当たり、現行処理施設の規模をほぼ維持する形で投資を実施した場合(当初案)、更新後の損益は赤字に転じることが明らかとなった。
- 再検討を行った結果、汚水処理量が減少傾向にあり、処理能力を縮小しても大きな影響がないと評価されたことも踏まえ、損益が赤字とならないよう、施設のダウンサイジング(投資の縮小)を決定した(ダウンサイジング案)。

【処理施設の現状】		【処理施設の更新投資案の比較】		
	平成25年度		当初案	ダウンサイズ案
処理能力	25,000m ³ /日	処理能力	25,000m ³ /日	20,000m ³ /日
施設利用率	50.3%	N年度投資額	30億円	25億円
最大稼働率	72.6%	N+1年度減価償却費	1億2,000万円	1億円
		N+1年度損益	△1,000万円	1,000万円

効果

- 大規模投資の与える影響を損益ベースで把握することで、投資規模の適正性を判断する際の参考とすることができた。
- ダウンサイジング(投資の縮小)に取り組んだ結果、損益赤字の発生を回避することができたため、使用料等の負担増加を回避することにつながった。

地方公営企業法等の改正経緯

＜地方公営企業法改正の沿革＞（※括弧内は主な改正事項、[] 内は法の適用範囲に関する事項）

昭和22年4月	地方自治法制定	
昭和23年7月	地方財政法制定（実定法上「公営企業」の概念が初めて規定される）	
昭和27年8月	地方公営企業法制定	常時雇用職員数が一定数（事業ごとに異なるが、最低でも30人）以上の事業について法の規定の全部を当然適用
昭和30年8月	地方公営企業法改正（料金徴収事務の民間会社等への委任等）	
昭和35年4月	地方公営企業法改正（水道事業から工業用水道事業の分離等）	常時雇用職員数20人以上の事業について財務規定等の一部を当然適用
昭和36年5月	地方公営企業法改正（一般会計等から企業会計への出資の規定の新設等）	
昭和38年6月	地方公営企業法改正（病院事業等で常時雇用する職員の数が100人以上の事業に対して財務規定等の一部を当然適用する制度の新設等）	指定事業（病院、簡易水道、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、公共下水道）で常時雇用職員数100人以上のものについて財務規定等の一部を当然適用
昭和39年7月	地方公営企業制度調査会（自治大臣の諮問機関）設置	
昭和39年11月	「地方公営企業の財政再建についてとるべき当面の方策に関する答申」（中間答申）	
昭和40年10月	「地方公営企業の改善に関する答申」	
昭和41年7月	地方公営企業法改正	現行法の体系 事業規模の大小を問わず、法定事業（水道、工水、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス）について法の規定の全部を当然適用、病院事業について財務規定等を当然適用

地方公営企業法等の改正経緯

＜地方公営企業法改正の沿革＞（※括弧内は主な改正事項、[] 内は独立採算制及び特会設置義務に関する事項）

昭和22年4月	地方自治法制定	
昭和23年7月	地方財政法制定	独立採算制が初めて明確に規定される 特会設置義務が規定される
昭和27年8月	地方公営企業法制定	独立採算制の原則が規定される 特会設置義務が規定される
昭和30年8月	地方公営企業法改正（料金徴収事務の民間会社等への委任等）	
昭和35年4月	地方公営企業法改正（水道事業から工業用水道事業の分離等）	
昭和36年5月	地方公営企業法改正（一般会計等から企業会計への出資の規定の新設等）	「出資」の規定が新設される
昭和38年6月	地方公営企業法改正（病院事業等で常時雇用する職員の数が100人以上の事業に対して財務規定等の一部を当然適用する制度の新設等）	「補助」と「長期貸付け」の規定が新設され、地方公営企業の特別会計と一般会計又は他の特別会計との関係の明確化が図られる
昭和39年7月	地方公営企業制度調査会（自治大臣の諮問機関）設置	
昭和39年11月	「地方公営企業の財政再建についてとるべき当面の方策に関する答申」（中間答申）	
昭和40年10月	「地方公営企業の改善に関する答申」	
昭和41年7月	地方公営企業法改正	経費負担原則を前提とした独立採算制の採用 現行の負担区分制度

事業ごとの法適用の変遷

年度	背景	水道	工水	路面	鉄道	自動車	船舶	電気	ガス	水道簡易	整備港湾	病院	市場	と畜場	施設観光	造成宅地	公共下水道
S23	地財法上「公営企業」という概念を採用																
S27	「地方公営企業」について規定	◎ (50人以上) (町村を除く) △ (50人未満)			◎ (100人) △ (100人未満)			◎ (30人) △ (30人未満)									
S32	「準公営企業」という概念が誕生	↓			↓		△	↓					△				
S34	宅地造成事業を「準公営企業」に追加	↓			↓		↓	↓					↓			△	
S35	水道事業から工業用水道事業を分離 公共下水道事業を「準公営企業」に追加	◎ (50人) ○ (20人) △ (20人未満)	◎ (30人) ○ (20人) △ (20人未満)		◎ (100人) ○ (20人) △ (20人未満)		↓	◎ (30人) ○ (20人) △ (20人未満)					↓				△
S38	従来の「準公営企業」が指定事業で100人以上のものとそれ以外のもの(準公営企業)に分かれる	↓	↓		↓		↓	↓		独立採算制の規定を除く財務規定等を当然に適用 ○ (100人) ……指定事業で100人以上のもの △ (100人未満) ……上記以外のもの(準公営企業)							
S41	現行法体系のスタート	◎			◎		△	◎		△		○*			△		

※条例で独立採算制の規定の適用除外が可(法附則 § 3 IV)

- : 地方財政法制定・改正等の動き
- : 地方公営企業法制定・改正等の動き
- : 地方財政法及び地方公営企業法改正の動き
- : 地方財政法上、特別会計を設けて経理する事業
- : 準公営企業

【凡例】

- ◎: 地方公営企業法上、全部適用が規定されている事業
- : 地方公営企業法上、財務規定等の適用が規定されている事業
- △: 任意に地方公営企業法を適用することができる事業
- (): 事業の職員数要件

公営企業会計適用の意義（昭和23年：地方財政法制定時）

地方財政法第6条(制定時)の考え方

＜奥野誠亮・柴田護『地方財政法講話』（昭和24年、地方財務協会）＞

〔要旨〕

本条は、公営企業の経営に関する基本原則についての規定であり、公営企業の経営方式は会社経理方式により、独立採算制を建て前とする旨を規定している。

〔解説〕

一、公営企業の経理方式が一般地方予算経理の方式と、その態様を異にすべきことは言うまでもない。それは純粋に資産単位として、住民に対して、格別にサービスの提供に当たるものであって、（１）その経営主体の人格が、地方公共団体であること、（２）その経営方針が公営中心主義であると言うことの二点を除いては、私企業と全くその本質を同じくするものである。本条は公営企業のもつこうした本質に省み、企業会計経理については、原則として独立採算制によるべきことを法定し、会計経理の経理方式を採用すべきことを強制しているのである。即ち、法律はまずその第一項において、公営企業の経理は、特別会計を設置して行うべき旨を定め、その歳出は、当該企業の経営に伴う収入をもって、これに充てるべき旨を命じ、この方式を強制すべき企業を具体的に政令でもって定めるべき旨を規定しており、地方財政法施行令は、軌道事業、自動車交通事業、電気事業、ガス事業、上水道事業（但し、町村の経営するものを除く。）、病院事業をその第一条において規定している。勿論地方公共団体の営む公営企業は、これらの外に極めて多種多様のものがあるのではあるが、法律は、とりあえずこれらの事業に限定した。蓋し、過去十何年もの長さに亘って、一般予算経理方式に習熟して来た地方公共団体に、今直ちにこうした経理方式の採用を強制することは、その実施上の円滑を確保し得るか否かに著しい疑問があるのみならず、規模の小さい団体において行う極めて小規模の公営企業についてまでもこうした方式の採用を強制することは、必ずしも必要ではないからである。従って、地方公共団体がこれらの法規の定める所を実行し、漸次この方式に習熟して来るならば、その政令で指定される範囲は、更に拡大されうであらう。なお施行令第一条は、町村の行うものを除いているが、町村組合の行うもの、例えば、町村を組織母体とするいわゆる水道組合ごときも、当然本条の規定によることを要しないものである。このように上水道事業のうちからとくに町村の行う上水道事業を除外したのは、現実には多くの町村では簡易水道などを一般会計で経理しているし、しかも道路などと同じように使用料もとらずに一般税収で賄っているところさえあるのであって、そのような団体ではそのようなやり方の方が実情に即していると考えられるからである。

公営企業会計適用の意義（昭和27年）

地方公営企業の範囲

＜奥野誠亮ほか『地方公営企業法解説』（昭和27年、地方財務協会）28頁＞

第二章 地方公営企業の性格及び組織

第三節 地方公営企業の範囲

第一款 地方公営企業の範囲

一 地方公営企業の定義

本法の対象とする地方公営企業とは、地方自治法に規定された地方公共団体の経営する企業である。しかも本法第二条第一項で地方公営企業と銘打っているものは、水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業であって、常時雇用される職員の数が、水道事業にあつては五十以上、軌道事業、自動車運送事業及び地方鉄道事業にあつては百人以上、電気事業及びガス事業にあつては三十人以上の規模の事業で、地方公共団体の経営する企業をいうのである。これらの事業であっても、前途の規模に達せぬもの及びこれらの事業以外の事業は、たとえ地方公共団体によって経営せられていても、地方公営企業とは呼ばないのである。他方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項においては交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業を公営企業と定義づけているのであるが、本法の地方公営企業は、これよりも範囲が狭いのである。

（中略）

五 直接規制の対象を制限した理由

以上で地方公営企業の範囲は、明らかになったのであるが、このような本法の直接規制の対象を限定した理由は、本法の目的が地方公営企業の経営組織について特例を定め、企業財務の運営についても企業財務の運営についても相当熟練を要する企業会計制度を採用し、職員の身分取扱についても特別な措置を講ずることを目的としているので、地方公共団体の経営するすべての企業に一律にこれを適用することは不相当であり、事務処理の能力、企業経営の合理化等の見地から、公共の福祉に特に利害の深いと考えられる六事業に限定し、且つ、相当の規模をもつものに限定したのである。規模の基準としては、水道及びガス事業における供給能力、交通事業における路線の延長等も考えられるが、各事業に共通な、しかも端的な表現として職員数が考えられたのである。

法律の適用範囲の拡大（昭和41年改正事項）

主な改正事項

（ア）法の規定の全部の当然適用

- ・ 法定事業を経営する場合は、当該事業について、規模の大小を問わず法律の規定の全部が当然に適用されることとされた。
- ・ 法定事業は、地方公共団体の経営する企業の中でも最も典型的な企業であつて、本来、企業としての組織、財務、職員の身分取り扱い等を適用するのに適しているとともに、法のこのような規定を適用することによって企業としての経済性を発揮することが要請される性格のものであり、また、昭和27年に地方公営企業法が制定されて企業会計方式が導入されて以来13年を経て、地方公共団体が企業会計方式になじんできたため、小規模な事業に適用することが無理でなくなったからである。

（イ）財務規定等の当然適用

- ・ 病院事業には、法の規定のうち財務規定等が当然に適用されることとされた。
- ・ 病院事業は、企業としての経営の実態を有するものであり、これを能率的に経営するとともに経営の状態を明らかにするためにはその計理を企業会計方式によって処理することが望ましいが、このことは、規模の大小にかかわらず病院事業について等しくいえることであるので財務規定等の適用範囲を職員数100人以下のものに拡大することとしたのである。
- ・ また、昭和41年の改正においては、独立採算に関する第17条の2の規定が改正され、企業会計と一般会計との負担区分を前提とした経費負担の原則を定めた規定となったため、一般的には完全な独立採算をとることが困難な病院事業についてもこの規定を適用することが可能となったので、この規定をも含めた財務規定等を当然に適用することとしたのである。

（ウ）任意適用

- ・ 法定事業及び病院事業以外の事業については、地方公共団体は、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を適用することができることとされた。
- ・ これらの事業は、地方公共団体の一般行政との関連が密接であり、この経費の相当な部分を一般財源をもって賄わなければならないものであったり（簡易水道事業、港湾整備事業、公共下水道事業）、一定の工事が完成すると事業そのものが完結してしまい継続的事業体なる企業とはいいい難いものであったり（宅地造成事業）、又、事業の内容が施設の提供というきわめて単純なものであり企業の経営という実体を有しないものであったり（市場事業、と畜場事業）するため、法の規定を一律に適用させる実益が少ないからである。

＜出典：関根則之「地方公営企業法逐条解説」＞

(参考) 法律の適用範囲の拡大 (昭和41年改正事項)

○地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)(抄)

【昭和41年改正前】(昭和38年改正)

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち左の上欄に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下同じ。)で、常時雇用される職員の数がそれぞれその下欄に掲げる数以上のもの(以下「地方公営企業」という。)に適用する。

水道事業	五十人
工業用水道事業	三十人
軌道事業	百人
自動車運送事業	百人
地方鉄道事業	百人
電気企業	三十人
ガス事業	三十人

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで及び附則第二項から附則第四項までの規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち前項の表の上欄に掲げる事業で、常時雇用される職員の数がそれぞれ二十人以上同表の下欄に掲げる数未満のものに適用する。

3 前二項に定める場合を除くほか、財務規定等の一部(財務規定等のうち第十七条の二以外の規定をいう。以下同じ。)は、地方公共団体の経営する企業のうち政令で定める事業で、常時雇用される職員の数が百人以上のものに適用する。

4 前三項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。



【昭和41年改正後】

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

一 水道事業(簡易水道事業を除く。)

二 工業用水道事業

三 軌道事業

四 自動車運送事業

五 地方鉄道事業

六 電気事業

七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで及び附則第二項から附則第四項までの規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合(以下「一部事務組合」という。))にあつては、規約)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

経費負担原則の導入 (昭和41年改正事項)

主な改正事項

企業に要する経費のうち①その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び②地方公営企業の性質上能率的経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難な経費で政令で定めるものは地方公共団体の一般会計で負担するものとし、これらの経費以外の経費については企業において負担すべきであるとしている。

公営企業の独立採算制について負担区分を前提とした独立採算制という考え方を導入し、まず一般会計において負担すべき経費を明確にし、このような経費については一般会計にその負担を義務づけることによって企業の独立採算を実行可能にしたものである。

<出典:関根則之「地方公営企業法逐条解説」>

地方公営企業は、一般に公共性が強く、かつ、地方公共団体が同時に他の一般行政事務を処理しながら経営しているため、企業に地方公共団体の一般行政事務を併せ行わせたり、本来採算をとることが困難であり、企業ベースに乗らないような事務でも公共的な必要から行わざるをえない場合がある。このような事務ないし事務に要する経費のすべてを企業に負担させることは、不適当又は實際上不可能である。このような経費は、それぞれ、そのような行政事務を処理する責任を有する者なり、そのような公共性を確保する責任を有する者なりが負担すべきである。

(中略)

この改正は、従来の完全な意味での独立採算制を負担区分を前提とした独立採算制に改め、地方公営企業の独立採算をその実態に即するようなものとし、実行可能なものとしたのである。

<出典:関根則之「地方財政」(昭和42年4月号)>

<地方公営企業制度調査会「地方公営企業の改善に関する答申」(昭和40年10月)(抄)>

地方公営企業は、企業として経営される以上、企業の本質にかんがみ、当然独立採算に徹すべきである。また、地方公共団体が経営する以上その本来の目的である公共の福祉の増進の見地に立って運営されるべきことはいうまでもない。しかしながら、公共性の確保と独立採算制とは本来調和し得ないものであるという考え方もあり、このため地方公営企業の経営原則は実質的には明確でなく、それが今日の地方公営企業の運営を混乱せしめた原因の一つでもある。問題は、地方公営企業の場合における独立採算制の考え方である。地方公営企業にあつては、公共性の見地から費用の一部を一般会計等に負担させるべき場合も少なくないので、企業会計と一般会計等との間の負担区分を明確にしたうえで本来企業会計の負担とされるべきものについては、独立採算制を堅持することが必要である。この前提に立つ限り、公共性の原則と独立採算制の原則は両立しうるものである。

公営企業会計適用の意義（参考）

＜石田淳・沓抜覚『現代地方自治全集』（昭和41年改正）＞

地方公営企業法2条1項は、「この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附随する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。」と規定し、水道事業（簡易水道事業を除く。）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業を列挙している。（中略）地方公営企業法は、これらの7事業を**最も典型的な公営企業**として定めているわけであり、その意味で、これらの7事業は法定事業といわれるのである。（中略）このように法定事業について、地方公営企業法の組織、財務、職員の身分取扱い等すべての規定を適用することとされているのは、⑦これらの事業は、受益者負担の原則の下に、企業として能率的、機動的に運営されることが望ましいのであるが、そのためには、その管理組織、会計処理方式、職員の身分取扱い等について企業にふさわしいものとする必要があること、①昭和27年に地方公営企業法が制定され、企業会計方式が導入されて以来昭和41年の制度改正時まで13年を経て、**地方公共団体が企業会計方式になじんできたため、小規模な事業についても、このような会計方式をとらせることが無理でなくなったことのためである。**

病院事業は企業として能率的に運営されるべき点においては、水道事業等の法定事業と同様であるが、これらの事業と比べて採算性も低く、かつ保健衛生行政、民生行政等地方公共団体の一般行政との関係が密接であって、法定事業とその性格を異にするので、事業の管理組織は一般行政組織の一環として取り扱うのが適当であり、職員の身分取扱いについても、一般の地方公務員と同様の取扱いとすることが適当であるとされているのである。

病院事業について財務規定等が当然に適用されることとなったのは、昭和41年の地方公営企業法の一部改正によるものである。それ以前は、病院事業については、職員数100人以上のものについてのみ、独立採算に関する旧17条の2を除外したいわゆる財務規定等の一部が当然に適用されていた。

病院事業は、企業としての経営の実態を有するものであり、これを能率的に経営するとともに経営の状況、財政の状況を明らかにするためには、その経理を企業会計方式によって処理することが望ましい。このことは、規模の大小にかかわらず、病院事業について等しくいえることであるので、財務規定等の適用範囲を職員数が100人以下の病院事業にも拡大することとしたのである。

昭和41年の改正においては、**独立採算に関する17条の2の規定が改正され、企業会計と一般会計等との負担区分を明確にした経費の負担の原則についての規定となったため、一般的には、いわゆる独立採算をとることが困難な病院事業についても改正後の経費負担の原則を定めた17条の2の規定を適用することは可能であるばかりでなく、**病院事業も一般会計等において負担すべき経費を除いては、その経費は経営に伴う収入をもって充てるべきであり、特に17条の2を除外する必要がなくなったので、財務規定等をすべて適用することとされたのである。

独立採算制（経費負担原則）の考え方に係る検討

○ 昭和27年の地方公営企業法制定時から昭和38年の地方公営企業法改正までは、一般会計等から公営企業会計に対する繰入金に相当する金額を一般会計等へ繰り戻すことが原則とされるなど、一般会計と公営企業会計との間の資金の授受は、いわば一時的に資金を融通し合うものとして捉えられていた（議会の議決を経た場合に限り、一般会計等へ繰り戻さなくてもよいという制度）。

○ こうした各会計間の一時的な繰入れ・繰出しという考え方によれば、一般会計から公営企業に対する繰入金がどのような目的をもつものであるかは明らかでなかった。このため、昭和36年に「出資」、昭和38年に「補助」及び「長期貸付け」がそれぞれ創設され、繰入金を目的別に区分して会計間の経理の明確化が図られた。

○ 昭和41年改正においては、一般会計において負担すべき経費（「地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するもの」という考え方を正面から認め、公営企業の独立採算制について「負担区分を前提とした独立採算制」という考え方を導入した。

これに伴い、準公営企業制度が廃止され、公営企業はおよそ「負担区分を前提とした独立採算制」に基づく公営企業という類型に統一されることとなった。

（※1）昭和41年改正の意義について、関根則之『地方公営企業法逐条解説』では、「今回の改正は、まず一般会計において負担すべき経費を明確にし、このような経費については一般会計にその負担を義務づけることによって企業の独立採算を実行可能にしたものである。実行可能にしたうえで企業に独立採算を守らせることであるので、この意味では、独立採算の建前の徹底であるともいえるのである。」との記載もある。

（※2）病院事業の独立採算制の取扱いについては、昭和41年の改正法案立案の過程において、厚生省等から、

（ア）公営の病院事業は性格上企業性に乏しく、独立採算になじまない

（イ）独立採算の強調は、民間病院を圧迫し、また職員の労働強化、病床の回転率の引き上げという形で職員及び患者にしわよせされるおそれがある

（ウ）収入は社会保険診療報酬により規制されているので、これが改善されなければ経営は改善されない、等の点について異議が唱えられ、これに対して、社会保険診療報酬の改善が実現をみるまでの間、事業によっては、直ちに独立採算に徹することが困難なものもあると考えられるので、条例をもって当分の間経費負担の原則に関する第17条の2の規定を適用しないものとする途を開いた経緯がある（附則3④）。

平成 27 年ロードマップ等に基づくこれまでの取組

公営企業会計の適用の推進について

公営企業会計の適用の推進について(平成27年1月27日付け総務大臣通知)(抄)

各地方公共団体におかれては、これらの趣旨を踏まえ、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の財務規定等を適用していない公営企業について、平成27年度から平成31年度までの5年間で、同法の全部又は一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行されるように、特段の御配慮をお願いします。特に、資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業及び簡易水道事業については、公営企業会計適用の必要性が高いことから、重点的に取り組まれるようお願いいたします。

公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について(平成27年1月27日付け自治財政局長通知)(抄)

1. 適用の推進について

(1) 取組期間

平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」としており、下記対象事業について、地方公共団体は、遅くとも平成32年度予算・決算までに公営企業会計に基づいたものに移行していることが求められる。

このため、準備に未着手の地方公共団体においては、固定資産台帳の整備をはじめとする移行事務の作業量を把握した上で、必要な人員、予算等の確保をはじめとする諸準備に速やかに着手し、計画的に移行手続きを進めることが必要である。

(2) 対象事業

① 下水道事業及び簡易水道事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高い事業であることから、「重点事業」と位置づけ、集中取組期間内に以下のとおり公営企業会計に移行することが必要であること。

・ 都道府県及び人口3万人以上の市区町村(区域内の人口合計が3万人以上の一部事務組合を含む。以下同じ。)については、下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。))及び流域下水道)及び簡易水道事業について集中取組期間内に移行することが必要であること。

なお、集落排水及び合併浄化槽についても、できる限り移行対象に含めることが必要であること。

・ 人口3万人未満の市区町村については、下水道事業及び簡易水道事業についてできる限り移行することが必要であること。

② その他の公営企業会計を適用していない公営企業については、集中取組期間内に各地方公共団体の実情に応じて移行することが望ましいこと。

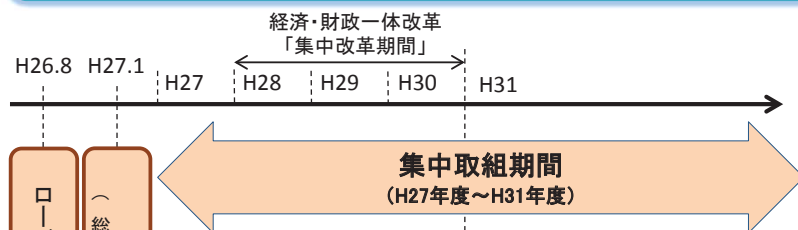
7. その他

(4) 地方公営企業法改正による財務規定等の適用範囲の拡大の検討について

集中取組期間内における進捗状況等を踏まえ、地方公営企業法の改正による財務規定等の適用範囲の拡大について、今後、検討を行う予定である。

公営企業会計の適用の推進について

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。



【要請内容】

平成27年度から平成31年度まで(平成32年度予算・決算まで)の「集中取組期間」において、以下のとおり、公営企業会計への移行が求められる。

- ① 下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置づけ、以下のとおり公営企業会計に移行することが必要であること。
 - ・ 都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については、下水道事業(公共下水道及び流域下水道)及び簡易水道事業について集中取組期間内に移行することが必要であること。
 - なお、集落排水及び合併浄化槽についても、できる限り移行対象に含めることが必要であること。
 - ・ 人口3万人未満の市区町村等については、下水道事業及び簡易水道事業についてできる限り移行することが必要であること。
- ② その他の公営企業については、集中取組期間内に各地方公共団体の実情に応じて移行することが望ましいこと。

公営企業会計適用の取組状況(H30.4.1時点)

【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合(※)

→ 下水道事業 99.4%、簡易水道事業 95.8%

(参考) H29.4.1時点 下水道事業 98.8%、簡易水道事業 92.6%

※上記の下水道事業はH27.1.27付け総務省自治財政局長通知により要請している公共下水道及び流域下水道に限る。
なお、下水道事業全体における、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は98.1%。

【3万人未満の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ 下水道事業 27.6%、簡易水道事業 42.9%

(参考) H29.4.1時点 下水道事業 24.8%、簡易水道事業 42.0%

小規模団体における公営企業会計適用の推進

- 下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。

(「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)より)

公営企業会計適用の取組状況

- 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）及び流域下水道事業）において99.4%、簡易水道事業においては95.8%であり、取組に大幅な進捗が見られる。
- 一方、人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。））、流域下水道事業、集落排水及び合併浄化槽）において27.6%、簡易水道事業においては、42.9%であり、取組の進捗に差異が見られる。

人口3万人以上の団体				人口3万人未満の団体			
		(単位: 団体)				(単位: 団体)	
	下 水 道 事 業 (※ 1)		簡易水道事業(※3)		下 水 道 事 業 (※ 1)		簡 易 水 道 事 業 (※ 3)
	団体数 (構成比)	公共下水道事業及び 流域下水道事業(※2)			団 体 数 (構 成 比)	団 体 数 (構 成 比)	
① 適 用 済	370 (44.8%)	370 (45.5%)	201 (64.6%)	① 適 用 済	82 (10.0%)	194 (33.3%)	
② 適 用 に 取 組 中	440 (53.3%)	439 (53.9%)	97 (31.2%)	② 適 用 に 取 組 中	143 (17.5%)	56 (9.6%)	
小 計 (① + ②)	810 (98.1%)	809 (99.4%)	298 (95.8%)	小 計 (① + ②)	225 (27.6%)	250 (42.9%)	
③ 検 討 中	8 (1.0%)	5 (0.6%)	13 (4.2%)	③ 検 討 中	308 (37.7%)	135 (23.2%)	
④ 検 討 未 着 手	8 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	④ 検 討 未 着 手	283 (34.7%)	198 (34.0%)	
合 計	826 (100.0%)	814 (100.0%)	311 (100.0%)	合 計	816 (100.0%)	583 (100.0%)	

- (※1) 公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。
- (※2) 「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知)において、「都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。))及び流域下水道(中略)について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。
- (※3) 簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している(例えば、H26.4.1以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」として整理している。))。

上記の取組状況調査結果については、総務省HPIにおいて公表している。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/koueikai.html

地方公営企業法の適用が義務付けられていない公営企業の法適用(全部・一部)の状況

事業名	全部適用		一部適用		非適用		計
	事業数	事業数に占める割合 (%)	事業数	事業数に占める割合 (%)	事業数	事業数に占める割合 (%)	
簡易水道事業	22	3.1	7	1.0	678	95.9	707
病院事業	222	35.0	358	56.4	55	8.7	635
介護サービス事業	12	2.2	33	5.9	512	91.9	557
公共下水道	221	18.6	111	9.3	857	72.1	1,189
特定環境保全公共下水道	106	14.1	68	9.0	578	76.9	752
特定公共下水道	2	20.0	3	30.0	5	50.0	10
流域下水道	3	6.5	1	2.2	42	91.3	46
農業集落排水施設	69	7.6	54	5.9	789	86.5	912
漁業集落排水施設	14	8.2	8	4.7	148	87.1	170
林業集落排水施設	0	0.0	2	7.7	24	92.3	26
小規模集合排水処理施設	10	12.7	8	10.1	61	77.2	79
簡易排水施設	2	7.7	0	0.0	24	92.3	26
特定地域生活排水処理施設	19	6.8	11	3.9	251	89.3	281
個別排水処理施設	14	9.5	7	4.7	127	85.8	148
港湾	0	0.0	8	8.2	89	91.8	97
市場	1	0.6	13	8.1	147	91.3	161
と畜場	0	0.0	1	1.8	56	98.2	57
観光施設(休養)	2	2.0	11	11.1	86	86.9	99
観光施設(索道)	2	4.1	3	6.1	44	89.8	49
観光施設(その他)	10	7.0	10	7.0	122	85.9	142
宅造(臨海)	7	9.1	12	15.6	58	75.3	77
宅造(その他)	17	4.9	8	2.3	325	92.9	350
有料道路	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
駐車場	4	1.8	2	0.9	214	97.3	220
その他	18	37.5	30	62.5	—	—	48
(参考)合計	777	11.4	769	11.2	5,293	77.4	6,839

※平成28年度地方公営企業年鑑から作成。建設中、想定企業会計分は「非適用事業数」に含めている。

経済財政諮問会議における議論

- 本年の経済財政諮問会議において、民間議員から、小規模団体における公営企業会計の導入促進について指摘。
- 野田議員からは、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用推進に向けて、新たなロードマップを年内に策定する旨を表明。

1 民間議員資料(抜粋)

《平成30年第4回経済財政諮問会議(平成30年4月12日)資料より》

3万人未満の地方公共団体での公営企業会計の導入が遅れており、小規模地方公共団体での公営企業会計の取組を促すべき。

《平成30年第5回経済財政諮問会議(平成30年4月24日)資料より》

水道・下水道等で広域化や連携、コンセッションの導入を重点的に推進すべき(水道広域化事例の効果の公表、進捗が遅れている小規模自治体での公営企業会計導入の促進等)。

2 野田議員提出資料(平成30年第5回経済財政諮問会議(平成30年4月24日))

小規模団体における公営企業会計適用の推進

- 下水道・簡易水道について、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用が一層推進されるよう、新たなロードマップを年内に策定。

＜公営企業会計適用進捗状況＞

(平成29年4月1日時点)

団体の区分	下水道	簡易水道
3万人以上の団体	98.8%	92.6%
3万人未満の団体	24.8%	42.0%

※「適用済」又は「適用に取組中」である団体の割合

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)(抄)

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(公営企業・第三セクター等の経営抜本改革)

公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進する。

水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。

社会資本整備総合交付金等の交付に係る公営企業会計の適用に係る要件について(1/2)

- 国土交通省においては、下水道事業の更なる効率化に向け、コンセッション方式をはじめとするPPP/PFI手法の活用や汚水処理施設の広域化を推進しているところ、これらの取組を一層推進するため、平成30年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（以下「社会資本整備総合交付金等」という。）の交付に当たって、以下のとおり取り扱うこととしている。
- これにより、社会資本整備総合交付金等の交付要件として、「公営企業会計の適用に係る要件」が追加されたもの。

社会資本整備総合交付金交付要綱（抄）

交付対象事業は、社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編（交付対象事業の要件）（抄）

（1）社会資本整備総合交付金に係る交付対象事業要件

- 1) 平成30年度末までに、公営企業会計の適用に関し、検討に着手していること。
- 2) 平成32年度末までに、人口3万人以上の地方公共団体については公営企業会計の適用すること、また、人口3万人未満の地方公共団体については公営企業会計をできる限り適用すること。

（2）防災・安全交付金に係る交付対象事業要件

- 1) 平成30年度末までに、公営企業会計の適用に関し、検討に着手していること。
- 2) 平成32年度末までに、人口3万人以上の地方公共団体については公営企業会計の適用を了していること、また、人口3万人未満の地方公共団体については公営企業会計をできる限り適用すること。

社会資本整備総合交付金等の交付に係る公営企業会計の適用に係る要件について(2/2)

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」

（平成30年4月6日付け 国水下水事第3号 国土交通省下水道事業課長通知）（抄）

平成30年度末までに、公営企業会計の適用に関し検討に着手していることを、下記5. -1のとおり平成31年度以降の交付要件とする。また、平成32年度末までに、人口3万人以上の地方公共団体については公営企業会計を適用すること、人口3万人未満の地方公共団体については公営企業会計をできる限り適用することを、下記5. -2のとおり平成33年度以降の交付要件とする。

5. 公営企業会計適用及び適用に向けた検討に係る要件

5. -1 公営企業会計適用に向けた検討に係る要件

- （1）対象地方公共団体
下水道事業を実施する全ての地方公共団体。
- （2）公営企業会計適用に向けた検討着手
平成31年3月末日までに、公営企業会計の適用に向けた検討に着手していること。
- （3）国土交通省への報告
平成31年3月末日までに、別添様式4により、国土交通省まで報告されたい。
なお、総務省により平成30年度に実施予定の「公営企業会計適用の取組状況に係る調査」において、既に「適用済み」又は「適用に取組中」と報告されている団体については、本要件に基づく報告を要しない。

5. -2 公営企業会計の適用に係る要件

- （1）対象地方公共団体
下水道事業を実施する全ての地方公共団体。
- （2）公営企業会計の適用
平成32年度末までに、人口3万人以上の地方公共団体については公営企業会計を適用すること、人口3万人未満の地方公共団体については公営企業会計をできる限り適用すること。

(様式4)

提出日：

公営企業会計適用に向けた検討着手に係る報告書

中総務省により平成30年度中に実施される「公営企業会計適用の取組状況に係る調査」において、既に「適用済」又は「取組中」と報告されている団体については、本報告を要しない。

<基礎情報>

1. 地方公共団体名	
2. 人口 ※提出時の最新値	
3. 下水道施設の種類	公共下水道（狭義）、特定環境保全公共下水道 等

公営企業会計適用に向けた検討状況

1. 公営企業会計適用に向けた検討着手状況
公営企業会計適用に向けた検討に 着手している ・ 着手していない
2. 公営企業会計の適用に向けた方向性（1.において「着手していない」の場合）
☐ 適用に取り組むこととし、予定時期を決定（適用予定時期：平成 年 月 日）
☐ 適用に取り組むこととし、予定時期を検討（適用時期未定）
☐ 引き続き、適用の可否を検討 公営企業会計について「引き続き、適用の可否を検討」する場合は、その検討状況（提出時点で可）
【検討状況】
☐ 適用しない 公営企業会計について「適用しない」と考える場合は、その理由及び当該問題を打開するための方策
【理由及び当該問題を打開するための方策】

新ロードマップの検討

論点

今後、人口3万人未満団体の簡水・下水(公共・流域以外の下水道事業を含む)等の事業が公営企業会計に移行する上では、次の課題について、実態調査の結果を踏まえて、的確に対応していく必要がある。

1. 重い事務負担を軽減する必要

- (1) 移行事務(例規等)
- (2) 資産調査(固定資産台帳の整備)

3. 継続的、実務的な外部からの支援が必要

- (1) 都道府県、移行市町村、関係機関等による支援
- (2) 事務の委託、一括発注の活用等による受託事業者の確保

2. 団体の現状への対応が必要

- (1) 知見不足、人員不足
- (2) 繰入金の確保、収支均衡の困難性、料金改定の議論の惹起、予算の確保といった経営に与える影響等への対応
- (3) 移行のメリットの理解促進
- (4) 関係部署との調整、経験者の配置、全庁的な体制の整備といった団体内の体制整備
- (5) 小規模又は不採算な事業における移行の取扱い

【論点】

- I 移行対象団体が増加した場合、受託事業者のキャパシティをどう見込み、委託や発注方法をどう工夫するか。
- II 移行に当たって、経営に与える影響等の懸念をどう払拭し、移行のメリットの理解促進をどう図るか
- III 公営企業会計への移行におけるその他の課題にどう対応するか
- IV 簡水・下水以外の事業における移行の課題をどうとらえるか

公営企業会計適用未経験団体

- 公営企業を有する市区町村1,727団体のうち、法適用済事業を有しないのは473団体(27.4%)(H28決算統計)
- 上記のうち、H30.4時点で、「適用済」「取組中(作業着手済)」の事業を有しないのは295団体(17.1%)(H30取組状況調査)

人口規模別の未着手団体の分布

区 分	団体数	全国の地方公共団体数	未着手率	備考
3万人～	22団体(7.5%)	805団体(46.2%)	2.7%	特別区20団体、坂戸市、鶴ヶ島市(埼玉県)
2万～3万人	9団体(3.1%)	161団体(9.3%)	5.6%	
1.5万～2万人	16団体(5.4%)	147団体(8.4%)	10.9%	
1.25万～1.5万人	7団体(2.4%)	63団体(3.6%)	11.1%	
1万～1.25万人	10団体(3.4%)	85団体(4.9%)	11.8%	
0.75万～1万人	21団体(7.1%)	116団体(6.7%)	18.1%	
0.5万～0.75万人	33団体(11.2%)	126団体(7.2%)	26.2%	
0.25万～0.5万人	89団体(30.2%)	145団体(8.3%)	61.4%	1万人未満 :231団体
0.1万～0.25万人	65団体(22.0%)	67団体(3.9%)	97.0%	
～0.1万人	23団体(7.8%)	26団体(1.5%)	88.5%	
合計	295団体	1,741団体	16.9%	

人口1万人未満の未着手団体が経営する事業

① 事業ごとの実施団体数

簡水・公共下水(※)	団体数	集排・浄化槽	団体数	その他事業	団体数
簡易水道	211団体	農業集落排水	98団体	介護サービス	42団体
特定環境保全公共下水道	92団体	特定地域生活排水(浄化槽)	38団体	観光施設	27団体
公共下水道	14団体	漁業集落排水	24団体	宅地造成	17団体
※公共下水道には、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を含む		個別排水(浄化槽)	21団体	交通(船舶)	9団体
		小規模集合排水(集落排水)	9団体	電気	5団体
		林業集落排水	5団体	港湾整備	4団体
		簡易排水(集落排水)	4団体	駐車場整備	2団体
				と畜場	1団体

② 各団体が経営する事業数

対象範囲	(1) 簡水・公共下水	(2) (1)+集排・浄化槽	(3) (2)+その他事業
1事業	132団体(59.2%)	62団体(26.8%)	41団体(17.7%)
2事業	88団体(39.5%)	91団体(39.4%)	69団体(29.9%)
3事業	3団体(1.3%)	50団体(21.6%)	68団体(29.4%)
4事業以上	0団体(0.0%)	28団体(12.1%)	53団体(22.9%)
合計	223団体	231団体	231団体

人口1万人未満の団体においても公営企業会計に円滑に移行できるよう、支援措置の充実も含めた検証が必要

小規模団体における公営企業会計の適用に係るヒアリング調査

平成30年10月22日

小規模団体(人口5,000人未満)における会計適用の実情調査－概要

調査の概要

- 人口規模の小さい団体における公営企業会計適用の実情を把握するため、電話によるヒアリング調査を実施
- 下記のとおり、人口5,000人未満の団体をグループ①～③に分け、合計33団体の実情を調査
- 調査項目については、次ページ以降を参照

調査対象団体

グループ①: 人口500人未満の団体

- － 全国の地方公共団体のうち、人口500人未満である団体は8団体(H22国勢調査による人口)
- － 上記のうち7団体を対象としてヒアリングを実施
- ※ 高知県大川村は公営企業を有していないため、調査対象から除外

グループ②: 人口500人以上、1,000人未満の団体

- － 全国の地方公共団体のうち、人口500人以上、1,000人未満である団体は18団体(同上)
- － 上記の全ての団体を対象としてヒアリングを実施

グループ③: 人口1,000人以上、5,000人未満の団体のうち、公営企業会計の適用に取組中の事業を有する団体

- － 全国の地方公共団体のうち、上記の要件を満たす団体は13団体(H30.4.1時点の公営企業会計適用の取組状況を基準)
- － 上記のうち8団体を対象としてヒアリングを実施

調査結果－① 人口500人未満の団体(7団体)

団体	A	B	C	D
全職員数 (H29給与実態調査)	17人	20人	21人	19人
経営する公営企業 一会計適用の状況 ①:適用済み ②:適用取組中 ③:検討中 ④:検討未着手	特定地域生活排水処理 ② 簡易水道 ② 介護サービス ②	個別排水処理 ③ 簡易水道 ③	簡易水道 ③ 観光(休養宿泊) ④	漁業集落排水 ④ 簡易水道 ④
公営企業会計適用に係る認識	適用を行うと繰入が減る可能性があり、料金を上げざるを得なくなる可能性があるため、検討を凍結している	議論があること及びその重要性は認識しているが、検討は行っていない	議論があることは認識しているが、特段の取組は行っていない	議論があることは認識しているが、特段の取組は行っていない
上記に係る理由	上記理由のほか、業務が施設の維持管理のみであることから、会計適用せずとも経営可能と判断している	移行準備から運用に至るまでの業務負担が大きいため 業者委託も現時点では未検討	資産管理は現行の手法でも可能であるため、メリットをあまり感じない むしろシステム経費等が増える印象	業務量に対する職員のマンパワーが不足しており、検討に必要な体制構築が困難であるため
台帳整備への対応	対応可能(業者に委託予定)	対応可能	対応可能	対応可能(資産記録簿は保有)
財務会計システム導入状況	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み
運営状況と課題	・料金の値上げは既に高額であるため困難 ・施設の老朽化は課題であるが、施設の少なさをゆえ、会計を適用しなくても管理は可能であると考えている	台帳に基づく資産管理及び料金改定を行うことの必要性は認識しているが、他の料金との兼ね合いを考えると実際には上げは困難	・赤字収支が続いており、料金改定を行わなければならないが、住民の反発があり実施が困難 ・住民の中では水は無料との意識	資産が老朽化しており、対策を打つ必要性は認識しているが、団体の財政運営が厳しく、料金も急激には上げられない
公会計整備状況	未着手	H29年度決算分より作成	H29年度決算分より作成	H28年度決算分作成済み
経営戦略策定状況	水道:策定済 下水道:策定済	水道:H30年度策定予定 下水道:策定済	水道:H32年度策定予定 観光施設:H30年度策定予定	水道:策定済 下水道:策定済
その他個別の事情	離島自治体であるため、簡易水道の水質検査については本土の業者に委託	離島自治体であるため、水源の確保が困難(原水として海水も使用)	都道府県の行う水道事業に経営統合してもらいたいとの要望を出している	職員の確保が喫緊の課題

調査結果－① 人口500人未満の団体(7団体)

団体	E	F	G
全職員数 (H29給与実態調査)	24人	19人	18人
経営する公営企業 一会計適用の状況 ①:適用済み ②:適用取組中 ③:検討中 ④:検討未着手	簡易水道③ 交通／船舶運航④ 特定地域排水処理③	農業集落排水 ④ 簡易水道 ④	簡易水道④ 観光／その他観光④
公営企業会計適用に係る認識	議論があることは認識しているが、特段の取組は行っていない	議論があることは認識しているが特段の取組は行っていない	議論があることは認識しているが、特段の取組は行っていない
上記に係る理由	業者の委託を考えると予算的に厳しい	下水道は経営戦略策定に着手したばかりであり、法適の議論にはすぐに進めないため	都道府県の研修を聞き、要した期間や人員を聞いて現実的に難しいと感じたため
台帳整備への対応	H30年度予算に計上し、積極的に取り組んでいるところである	広域化に当たり、資産調査を実施し、整備中(簡水)	要請されれば対応可能だと考える
財務会計システム導入状況	導入済み	導入済み	導入済み
運営状況と課題	人口が減少しており、料金収入が少ない。住民の方の理解が得られなく、料金改定もできない状況	施設更新や耐震化対策に係る財源不足	管路の更新等、老朽化対策が必要になってくるなかで、年々料金収入が減少している
公会計整備状況	H29年度決算分より作成	H28年度決算分作成済み	H28年度決算分作成済み
経営戦略策定状況	水道:H32年度策定予定 交通:H32年度策定予定	水道:策定済 下水道:H30年度策定予定	水道:H31年度策定予定 観光施設:H32年度策定予定
その他個別の事情	共同発注等の連携について、都道府県も含め検討したことがあるが、地理的な状況もあり無くなった(都道府県が主導で議論したとのこと)	都道府県による水道広域化(用水供給)を予定(H33年度)しており、経営環境の変化や業務の増加が見込まれる	経営戦略はH32年度策定予定としているが、予算がとれず着手できない状況

調査結果－② 人口500人～1,000人の団体(18団体)

団体	A	B	C	D	E
全職員数 (H29給与実態調査)	16人	27人	18人	14人	16人
経営する公営企業 一会計適用の状況 ①:適用済み ②:適用取組中 ③:検討中 ④:検討未着手	特定環境保全公共下水道 ④ 農業集落排水 ④ 簡易水道 ④	農業集落排水 ④ 簡易水道 ④ 介護サービス ④	特定環境保全公共下水道 ④ 小規模排水処理 ④ 簡易水道 ③	農業集落排水 ④ 簡易水道 ④	農業集落排水 ④ 簡易水道 ④ 介護サービス ④
公営企業会計適用に係る認識	議論があることは認識しているが、特段の取組は行っていない	議論があることは認識しているが、特段の取組は行っていない	一部検討を進めてはいるが、具体的な要請が無いため、議論を十分に把握していない	要請に基づきいずれは取り組むべきものと認識している	議論があることは認識しているが、特段の取組は行っていない
上記に係る理由	職員1名の体制で新たな検討に着手し、業者との折衝等の対応を行うことは現状困難であるため	・人員・知識が不足する中で、移行準備から適用後の運用までを職員1名でやりきれぬのか不安 ・専門的分野であるため、担当者の交代時の業務の承継が不安	担当職員は複数の業務を兼務しており、新たな業務の検討に当たる余裕が無いため	作業が膨大になるので、近隣団体の動向も見極めたいため	少ない職員で対応するのが困難であると認識しているため
台帳整備への対応	対応可能(業者に委託予定)	資産の状況について明確に整理されておらず、スムーズな対応は困難	対応未定	対応可能(業者に委託予定)	対応未定
財務会計システム導入状況	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み
運営状況と課題	資産の投資記録や管理の状況について明確にまとまった資料が無く、更新の必要性はあると認識しつつもその判断が困難	料金を上げなければならないが、その根拠が見いだせないため判断が困難	資産の老朽化対策を進める必要があるものの、維持更新の必要性と料金の改定や繰入等の議論とを結びつける材料が不足している	人口減少に伴う料金収入の減少により、一般会計からの補助により何とか経営が成り立っている状況であり、公営企業会計で賄うのが困難である	施設の老朽化が進んでおり、料金収入のみではメンテナンス費用の捻出が困難な状況
公会計整備状況	H29年度決算分より作成	H29年度決算分より作成	H29年度決算分より作成	H28年度決算分作成済み	H28年度決算分作成済み
経営戦略策定状況	水道:H32年度策定予定 下水道:H32年度策定予定	水業:策定済 下水道:策定済	水道:H32年度策定予定 下水道:H32年度策定予定	水道:H30年度策定予定 下水道:H30年度策定予定	水道:策定済 下水道:策定済
その他個別の事情	料金改定の議論を行おうとしているが、具体的な手法は未定	近隣自治体とは地理的に遠く、共同発注や知見の共有はかえって効率が悪くなるおそれ	現在、老朽化した浄水場設備の更新を行っているところ	過去に議論したことがあるが、地理的な制約から広域化の導入は困難	地理的に他の自治体と隔絶しており、共同化等が困難

調査結果－② 人口500人～1,000人の団体(18団体)

団体	F	G	H	I	J
全職員数 (H29給与実態調査)	30人	38人	26人	31人	26人
経営する公営企業 一会計適用の状況 ①:適用済み ②:適用取組中 ③:検討中 ④:検討未着手	簡易水道④ 介護サービス④	観光/索道① 簡易水道③ 宅造/その他造成④ 農業集落排水③ 簡易排水③ 小規模排水処理③	簡易水道 ④ 観光(休養宿泊) ④	簡易水道 ④	小規模集合排水処理 ④ 特定地域生活排水処理 ④ 簡易水道 ④
公営企業会計適用に係る認識	認識しているが、導入に向けた具体的な議論を行っていない	来年度から法適化に向けた作業に着手する予定	議論があることは認識しているが、特段の取組は行っていない	議論があることは認識しているが、特段の取組は行っていない	議論があることは認識しているが、特段の取組は行っていない
上記に係る理由	公会計への対応と同様に大変な作業が発生すると考えているため	公会計システムのベンダーから法適化に向けた議論に係る説明を受けたため	総務課、公営企業の担当課とともに、新たな業務の検討に割ける人員が不足しているため	人員が不足している中で、新しい仕事が増えることへの懸念が大きい	意新規業務への対応に不安があることに加え、システム改修・運用経費の増加など負担が大きい
台帳整備への対応	特に準備していない	参考見積もりを依頼済み(見積額1,500万円)	進めているが、時間が必要	資産管理簿等により対応	地方公会計における台帳が整備済のため対応可能
財務会計システム導入状況	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み
運営状況と課題	人口減少に伴い料金収入が減っている中、施設の老朽化対策や更新費用の確保が困難	料金収入が少なく、老朽化対策費用を公営企業会計で賄うことができない	料金収入が減少しているが、職員、住民ともに少なく、改定に向けての議論を行うことは困難	施設の老朽化(管路の破損等も頻発)に対して更新投資を行う必要があるが、財政状況を考えると対応困難	施設の老朽化対策が必要だが、住民の転出や自然減も進んでおり、投資額分を回収できるか不安がある
公会計整備状況	H28年度決算分作成済み	H28年度決算分作成済み	H28年度決算分作成済み	H28年度決算分作成済み	H28年度決算分作成済み
経営戦略策定状況	水道:策定予定年度未定	水道:策定済 下水道:策定済 観光施設:H31年度策定予定	水道:H32年度策定予定 観光施設:H32年度策定予定	水道:H30年度策定予定	水道:策定済 下水道:策定済
その他個別の事情	共同化を検討したが、施設の整備状況が団体ごとに異なり、実現に至らなかった	観光事業を既に法適化しているが、毎年の財務処理を大きな負担と感じている	把握していない	資産管理簿及び許認可書類等により資産管理状況を確認	事業者による資産の管理を委託

調査結果－② 人口500人～1,000人の団体(18団体)

団体	K	L	M	N
全職員数 (H29給与実態調査)	26人	24人	33人	29人
経営する公営企業 一会計適用の状況 ①:適用済み ②:適用取組中 ③:検討中 ④:検討未着手	簡易水道③ 漁業集落排水③	簡易水道③ 宅造/その他造成③ 特定環境下水道③ 特定地域排水処理③	簡易水道③ 交通/船舶運航④	特定環境下水道 ③ 簡易水道 ④ 観光(休養宿泊) ④ 観光(索道) ④ 観光(その他) ④
公営企業会計適用に係る認識	議論があることは認識しているが、特段の取組は行っていない	団体内における議論は行っているが、具体的な動きに至っていない	議論があることは認識しているが、特段の取組は行っていない	経営戦略と併せて議論したが、設備が小さいため、更新費用の見える化等の意義が十分に感じられなかった
上記に係る理由	費用対効果が少ないと考えているため	現状以上の作業が発生してしまうと認識しているため	担当(1人)が7つの仕事を兼務しており、会計の知識もないため難しい	・適用に必要な人材の育成や経費等を考えると、得られる効果に比して取組のハードルが高い ・担当が1人しかいないので、移行から運用まで不安
台帳整備への対応	資産の状況は担当によって把握しているが、台帳の整備は進んでいない	他の町村と情報交換をしているが、具体的な準備作業は行っていない	管路の距離や材質が曖昧なため、スムーズな対応は困難	管路の距離や材質が曖昧なため、スムーズな対応は困難
財務会計システム導入状況	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み
運営状況と課題	施設の老朽化が進んでおり、維持管理に莫大なコストがかかっている。	使用料を上げなければならないが、使用料を改定する契機や理由付けなど住民・議会への説明が難しい	・平成30年4月に料金改定を行ったところであり、今後も値上げを検討 ・管路の更新中でありコストがかかる	料金収入の減少及び資産の老朽化に対処しなければならないが、料金の値上げについての政策判断、住民等への説明が困難
公会計整備状況	H28年度決算分作成済み	H28年度決算分作成済み	H28年度決算分作成済み	H29年度決算分より作成
経営戦略策定状況	水道:策定済 下水道:策定済	水道:策定済 下水道:策定済 宅地造成:H31年度策定予定	水道:H32年度策定予定 交通:H32年度策定予定	水道:H30年度策定予定 下水道:H30年度策定予定 観光施設:H32年度策定予定
その他個別の事情	会計適用の意義は理解しているが、規模が小さく資産も少ない団体において、メリットが見えにくく検討が進んでいない	共同化や広域化について、周りの自治体の動きに追随することが多く、議論を引っ張っていくことは困難	H30年4月の料金改定により、収入が1200万から1500万まで増加したが、今後も値上げの検討を行っていく予定	ヒアリングを通じて会計適用の意義の理解は促進されたが、実際の取組については未定

調査結果－② 人口500人～1,000人の団体(18団体)

団体	O	P	Q	R
全職員数 (H29給与実態調査)	29人	28人	28人	22人
経営する公営企業 一会計適用の状況 ①:適用済み ②:適用取組中 ③:検討中 ④:検討未着手	簡易水道 ④	特定環境下水道 ③ 簡易水道 ④ 交通/船舶運航 ④	農業集落排水 ④ 簡易水道 ④ 交通/船舶運航 ③ 観光/その他観光 ④	特定環境下水道 ③ 農業集落排水 ③ 漁業集落排水 ③ 簡易水道 ④ 交通/船舶運航 ④
公営企業会計適用に係る認識	議論があることは認識しているが、特段の取組は行っていない	検討を行っているが、具体的な作業や目途等は未定	検討を行っているが、具体的な作業や目途等は未定	検討を行っているが、具体的な作業や目途等は未定
上記に係る理由	都道府県の水道広域化に合わせて7箇年計画で施設更新・新設をしているところ、事業環境が変化するため	H33年度から都道府県による水道広域化(用水供給)が予定されており、事業環境が変化するため	移行経費との関係の中で、小規模団体における法適メリット・デメリットが見出せない(知見不足)ため	移行経費との関係の中で、小規模団体における法適メリット・デメリットが見出せない(知見不足)ため
台帳整備への対応	公会計導入の際に整備	公会計導入の際に整備	公会計導入の際に整備	広域化に当たり整備(簡水)整理した台帳有り(下水)
財務会計システム導入状況	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み
運営状況と課題	施設の老朽化に伴う更新・耐震化対策	機械設備の維持管理費の増大	施設の老朽化に伴う更新・耐震化対策(下水道は長寿命化計画をH32年度に策定予定)	処理場等の施設老朽化に伴う維持管理経費の増大
公会計整備状況	H28年度決算分作成済み	H28年度決算分作成済み	H28年度決算分作成済み	H28年度決算分作成済み
経営戦略策定状況	水道:策定予定年度未定	水道:策定済 下水道:H30年度策定予定 交通:策定予定年度未定	水道:H30年度策定予定 下水道:H30年度策定予定 交通:H30年度策定予定 観光施設:H30年度策定予定	水道:策定済 下水道:H30年度策定予定 交通:策定予定年度未定
その他個別の事情	都道府県による水道広域化(用水供給)を予定(H33年度)しており、経営環境の変化や業務の増加が見込まれる	都道府県による水道広域化(用水供給)を予定(H33年度)しており、経営環境の変化や業務の増加が見込まれる	都道府県による水道広域化(用水供給)を予定(H33年度)しており、経営環境の変化や業務の増加が見込まれる 多額の繰入れがある中では、独立採算・受益者負担はなじまないと認識	・下水道については、供用開始後20年未満であるため、更新需要は喫緊の課題ではない ・水道広域化のように、都道府県主導で法適用を進めていくことが有効と認識

調査結果－③ 人口1,000人～5,000人で会計適用取組中事業を有する団体(8団体抜粋)

団体	A	B	C	D
全職員数 (H29給与実態調査)	36人	50人	49人	59人
経営する公営企業 －会計適用の状況 ①:適用済み ②:適用取組中 ③:検討中 ④:検討未着手	簡易水道② 観光／休養宿泊③ 観光／索道③ 観光／その他観光③ 宅道／その他造成④ 特定環境下水道② 農業集落排水② 特定地域排水処理②	簡易水道② 特定環境下水道② 農業集落排水② 小規模排水処理② 特定地域排水処理② 個別排水処理②	簡易水道② 特定環境下水道② 農業集落排水②	簡易水道② 介護サービス④ 特定環境下水道② 農業集落排水②
会計適用の契機	総務省の通知を受けて検討を開始し、公営企業会計適用の取組に着手した	事業の健全性の判断等に有益であると判断したため	集中取組期間における財政措置が講じられているため	簡易水道事業の健全性の判断等に有益であると判断したため
当初方針の相談先	都道府県(都道府県主催の研修会にて必要業務把握)	都道府県(都道府県主催の研修会にて必要業務把握)	移行支援業務を委託した事業者	事業者に移行への作業内容を聴取
会計適用に要した期間、人員、経費	【期間】2年を要する見込み 【人員】振興課上下水道室職員2名 【経費】台帳整備(委託) 2,450千円 ※システム改修等は次年度以降検討	【期間】検討に3ヶ月、移行に3年の予定 【人員】建設水道課職員2名 【経費】すべて3年契約 (簡易水道) 資産調査 9,234千円 例規整備等 6,124千円 システム改修 10,800千円 (下水(農業)) 資産調査 4,201千円 例規整備等 4,611千円 システム改修 5,368千円 (下水(公共)) 資産調査 6,631千円 例規整備等 5,783千円 システム改修 5,692千円	【期間】作業に1年、移行に3年の予定 【人員】建設水道課職員3名 【経費】※システム導入経費は現在調査中 (簡易水道) 基本計画策定 2,096千円 資産整理 6,005千円 条例等検討 11,081千円 移行事務支援 3,500千円 (下水道) 基本計画策定 1,360千円 資産整理 3,931千円 条例等検討 8,024千円 移行事務支援 4,500千円	【人員】 1名で今後の移行計画を検討中
会計適用における課題	知見不足であり、考え方の整理が大きな課題となっている	近隣自治体等においても標準的な手法が蓄積されておらず、考え方の整理が大きな課題となっている	知見不足に加え、事業規模に比して資産が膨大なため資産整理等に多大な時間及び経費を要している	法適用にあたり、導入経費、システム等の保守・使用料等の財政負担が大きい
人員不足への対策	現状は職員のみで賄っているが、次年度以降については関係課等と協議予定	職員を前年度より1名増員し、各種研修会等に参加するなど、ノウハウの取得及び展開に努めたほか、庁内でも部局間の応援態勢を構築	職員数の増加は見込めないため、現職員の残業により対応	業務量の増加や人員の不足に対しては、外部委託等の検討が必要と考えている
知見不足への対策	取組中であるが、対応に至っていない	外部委託による課題及びその解決策の把握	法適化移行事務支援を民間に委託している	対応に至っていない
頻繁に活用した支援	移行支援業務の委託先(選定中)に支援を要請する予定	移行支援業務を委託した事業者	移行支援業務を委託した事業者	移行支援業務の委託先(選定中)に支援を要請する予定
事業者への委託	・固定資産台帳整備支援 ・システム移行等についても委託予定	資産調査、例規等の整備、打ち切り決算の作成及び公営企業会計システムの構築	資産調査、移行事務支援等、大半の業務を外事業者への委託している システム導入も外事業者へ委託予定	現状外部委託は行っていない
会計適用の意義	経営の正確な状況把握が可能となり、事業継続や更新投資に係る適切な判断が可能になる	ストック情報や損益情報の的確な把握が可能となり、更新投資に係る判断が容易になる	山間部の小規模自治体という制約上、純粋な企業経営は困難であることから、法適化の必要はないのではないかと考えている	事業規模に応じた経営の検討ができること

調査結果－③ 人口1,000人～5,000人で会計適用取組中事業を有する団体(8団体抜粋)

団体	E	F	G	H
全職員数 (H29給与実態調査)	45人	41人	69人	63人
経営する公営企業 －会計適用の状況 ①:適用済み ②:適用取組中 ③:検討中 ④:検討未着手	簡易水道② 特定環境下水道②	簡易水道② 観光／索道④ 特定環境下水道②	簡易水道② 宅道／その他造成④ 駐車場④ 介護サービス④ 特定環境下水道② 農業集落排水② 特定地域排水処理③	簡易水道② 観光／休養宿泊④ 観光／索道④ 特定環境下水道② 農業集落排水②
会計適用の契機	事業の健全性の判断等に有益であると判断したため	総務省の通知を受けて検討を開始し、3万人未満の事業体であるが重点期間中に着手した	小規模団体は義務付けられていないが、財政措置のある期間に取り組みを行った方が後々有利と判断したため	平成27年1月27日付総務省通知を受けて検討を開始し、公営企業会計適用の取組に着手
当初方針の相談先	都道府県(都道府県主催の研修会にて必要業務把握)	移行支援業務を委託した事業者	コンサルティング会社等、民間企業が主催する研修会	総務省が作成した先進事例集及び各種研修会
会計適用に要した期間、人員、経費	【期間】簡水・下水ともに3年 【経費】 (簡易水道) 資産調査 14,364千円(3年契約) システム改修 1,620千円(単年契約) (下水道) 資産調査 15,120千円(3年契約) システム回収 簡水と合同	【経費】 移行支援業務 3,132千円 例規更新業務 2,052千円 会計システム導入業務 3,812千円 ※簡水・下水の合計額	【期間】台帳作成に2年 移行事務については今後検討 【人員】企業部局、財政部局の職員等計11名 【経費】 資産調査経費(外部委託により実施) (簡易水道)9,720千円(3年契約) (下水(特環))4,590千円(2年契約) (下水(農業))5,800千円(2年契約)	【期間】5年間(H28年度～H32年度) 【人員】2名(係長・担当係員) 【経費】 (簡易水道) 基本計画策定 544千円 資産調査 750千円 (下水(特環)) 基本計画策定 4,097千円 資産調査 5,645千円 (下水(農業)) 基本計画策定 219千円 資産調査 301千円
会計適用における課題	・会計知識を持つ職員の不足 ・古い固定資産台帳整備の正確性	地方公営企業や複式簿記の知識がないこと	今後の移行作業の増加に伴う人員不足及びシステム等の導入・維持経費による経営への影響	外部委託のための予算及び必要な人員確保
人員不足への対策	庁内でも公営企業会計適用の意義を共有し、他部局間の連携により対応予定	もともと人員不足なので特別増員等対応はしていない	移行支援業務の外部委託を検討中	対応できていない
知見不足への対策	委託業者等に相談し課題及びその解決策の把握を行うようにする	日本経営協会等の各種研修へ参加するとともに業者とも協議をしている	・研修への参加 ・近隣の先行団体への視察を実施予定	外部委託による基本計画の策定及び総務省提供のマニュアルの活用
頻繁に活用した支援	移行支援業務を委託した事業者	移行支援業務を委託した事業者	移行支援業務の委託先(選定中)に支援を要請する予定	移行支援業務を委託した事業者
事業者への委託	資産調査及びシステムの改修	移行支援業務、例規更新業務、会計システム導入業務	・資産調査を委託している ・システムの導入及び移行支援業務についても外部委託を行う見込み	・基本計画の策定及び資産調査について外部委託を実施 ・会計システムの改修及び移行事務(一部)についても外部委託予定
会計適用の意義	ストック情報や損益情報の的確な把握が可能となり、事業継続や施設の更新に係る判断を適切に行うことができるようになる	より適切な経営状況の把握ができるので、健全な経営を行うことができる	経営状況の把握が可能となり、的確な経営判断が可能となるが、経営状況の他会計等の単純な比較はできないと考えている	経営状況を的確に把握することが可能となり、受益者負担の水準の検討などの面で、住民や議会に対する説明責任に資する

公営企業会計適用の課題についての団体の意見

	「大きな課題」 回答割合	人口規模による比較 (人口規模の区分が小さくなるにつれ大きな課題と回答する割合の高さの傾向)	移行段階による比較 (移行済の団体が取組中の団体よりも大きな課題と回答する割合の高さの傾向)	傾 向
①知見不足	68.8～97.1%	高くなる	1万人以上団体では低くなるが、1万人未満団体では高くなる	○ 人口規模、移行段階の区分に関わらず、最も高い割合で大きな課題と考える項目 ○ 特に小規模団体ほど大きな課題と考える項目
②人員不足	63.0～85.8%	高くなる	低くなる	
③関係部署との調整	31.9～61.8%	取組中の団体では低くなる	高くなる	○ 人口規模、移行段階の区分に関わらず、比較的高い割合で大きな課題と考える項目 ○ 特に移行済の団体は大きな課題と考える項目
④資産評価の事務負担	40.7～62.6%	取組中の団体では低くなる	高くなる	
⑤条例等の整備の事務負担	40.9～79.4%	移行済の団体では高くなる	高くなる	○ 人口規模、移行段階の区分に関わらず、比較的高い割合で大きな課題と考える項目 ○ 特に移行済の団体は大きな課題と考える項目 ○ 特に小規模団体ほど大きな課題と考える項目
⑧先進団体の情報不足	25.9～38.2%	移行済の団体では高くなる	3万人以上団体では低くなるが、3万人未満団体では高くなる	○ 特に移行済の団体のうち小規模団体ほど大きな課題と考える項目
⑥繰入金金の確保	27.4～36.4%	低くなる	3万人以上団体では低くなるが、3万人未満団体では高くなる	○ 特に人口1万人未満団体のうち移行済の団体は大きな課題と考える項目
⑦収支均衡の困難性	28.7～58.8%	移行済の団体では高くなる	1万人以上団体では低くなるが、1万人未満団体では高くなる	○ 特に人口1万人未満団体のうち移行済の団体は大きな課題と考える項目
⑨料金改定の議論の惹起	18.8～41.1%	移行済の団体では高くなるが、取組中の団体では低くなる	1万人以上団体では低くなるが、1万人未満団体では高くなる	
⑩予算の確保	11.7～32.4%	移行済の団体では高くなる	1万人以上団体では低くなるが、1万人未満団体では高くなる	○ 人口1万人以上団体の一部は大きな課題と考える項目
⑪業者の確保	0 ～11.1%	低くなる	1万人以上団体では低くなるが、1万人未満団体では高くなる	

(公営企業会計の適用状況調査(H29.4.1時点)を基に作成)

小規模団体における公営企業会計適用の課題

人口1万人未満の団体のうち、公営企業会計を適用済である事業を有するものから得られた調査結果より作成

課題①: 団体における知見の不足

- ☐ 会計適用に当たって必要となる作業に関する知識は、専門性が高く、理解が困難
- ☐ 事業者への委託に当たっても、どのような作業をどの程度委託すべきかの適切な判断が困難(多くの作業を委託すれば予算が高額となるため、小規模団体においては特に支出の適切性が問題となる＝意義の浸透不足とも関係)

課題②: 団体における人員の不足

- ☐ 会計適用に当たって必要となる作業及び会計適用後に新たに生ずる作業による業務量の増加への対応が困難
- ☐ 特に小規模団体においては、職員が複数の事業を兼任している場合も多く、新たな課題の検討に対して手が回りにくい(会計適用による業務負担の増加も併せて懸念)

課題③: 会計適用の意義の浸透不足

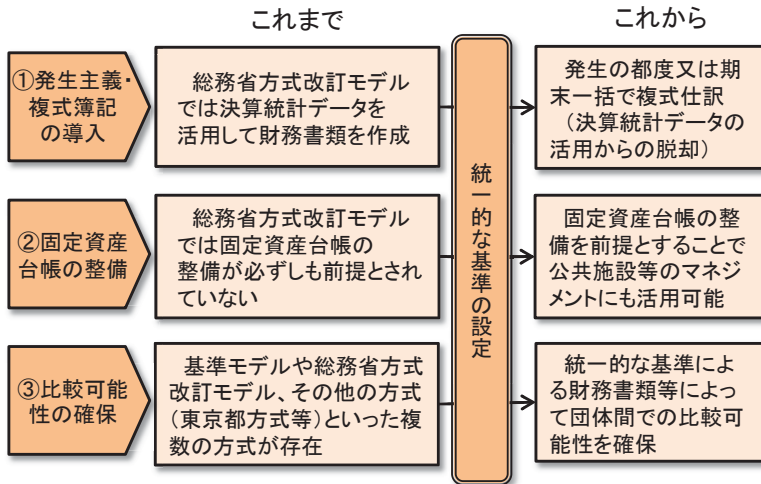
- ☐ 会計適用は一定程度の期間を要する作業であり、担当職員の専門性が求められるとともに、事業者委託のための予算確保等、様々な部署が連携しての取組が必要となること、庁内でその理解を得られていないケースが見受けられる
- ☐ 会計適用によって資産の老朽化等の状況が明らかになることに懸念を示す意見もある(料金設定や議会説明との関係)

- 人的支援、財政的支援、必要となる情報・知見の提供等の促進策について、一層の充実が必要
- 人的支援の面では、「着手段階において全体の道筋を示せる人材」「実際の作業を補助する人材」の両面を支援
- 意義の浸透の面では、国からの情報発信と併せて、都道府県が市町村における機運醸成機能を担うことも期待される

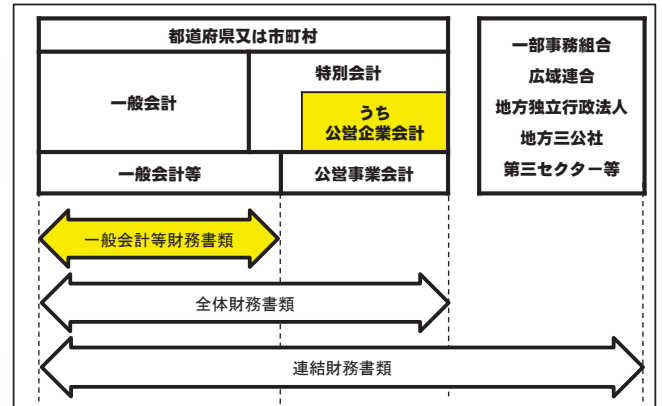
地方公会計の整備状況

○ 原則として平成29年度までに全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用いただくよう、要請している（平成27年1月総務大臣通知）。

○地方公会計の意義



○財務書類の対象となる団体（会計）



※ ごくわずかの例外を除き、地方公共団体の会計においては、発生主義・複式簿記に基づく財務書類の整備が進展している状況。

公営企業会計・地方公会計（統一的な基準）比較表

	公営企業会計	地方公会計（統一的な基準）
財務書類の体系	○貸借対照表 ○損益計算書 ○剰余金計算書又は欠損金計算書 ○剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 ※決算附属書類として、キャッシュ・フロー計算書を作成する	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない （行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書はP/Lに相当）
財務諸表の作成基準日	○3月31日（出納整理期間なし）	○3月31日（ただし、出納整理期間中の現金受払等を含む）
財務諸表の調製時期等	○5月末（決算日から2ヶ月以内に長に提出）	○9月までの公表が理想的
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備	○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新
複式簿記	○発生 の都度、複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生 の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施
有形固定資産の評価基準	・帳簿原価（取得価額）が判明…帳簿原価（取得価額） ・帳簿原価（取得価額）が不明…みなし帳簿原価（取得価額） ※再評価基準日（昭和27年3月31日）以前に取得した資産は、公営企業会計への移行の際に再評価する ※開始後は帳簿原価（取得価額）（再評価しない）	・取得原価が判明…取得原価 ・取得原価が不明…再調達原価 ※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定 ※開始後は取得原価（再評価しない） ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価（道路等の土地は備忘価額1円） ※売却可能資産は売却可能価額を注記
固定資産の取得財源	○台帳登録が必要	○台帳登録は任意

（出所：総務省「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」及び総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の関連資料を加工・加筆）

固定資産台帳における公営企業会計と地方公会計の基本項目

公営企業会計の基本項目（※）		地方公会計（統一的な基準）の 基本項目	項目の説明	
1	番号、固定資産番号、 工事番号、契約番号、図面番号	番号	資産の番号	
2	所在地（保管場所）	所在地	資産の所在地	
3	整理科目（項・目・節）	勘定科目（種目・種別）	適用する勘定科目	
4	資産名称	件名（施設名）	資産の名称	
5	リース区分	リース区分	所有物かリース資産であるかの区分	
6	構造・形状寸法・能力	耐用年数分類（構造）	適用する耐用年数の種類	
7	耐用年数	耐用年数	適用する耐用年数の年数	
8	取得年月日	取得年月日	取得した年月日	
9	供用開始年月日	供用開始年月日	供用開始した年月日	
10	帳簿原価	取得価額等	取得価額等	
11	年月日	増減異動日付	前年度から資産が増減した場合の日付	
12	帳簿価額	増減異動前簿価	資産の増減を反映する前の簿価（期首簿価）	
13	取得原因、摘要	増減異動事由	増減が異動した事由	
14	帳簿原価 借方	今回 増加 内訳	有償取得額	有償で取得した増分の金額
15			無償所管換増分	無償で所管換した増分の金額
16			その他無償取得分	その他無償で取得した増分の金額
17			調査判明増分	年度内調査により新たに判明した増分の金額
18			振替増額	別科目から振替した増分の金額
19	帳簿原価 貸方	今回 減少 内訳	評価等増額	再評価等を行った増分の金額
20			除売却額	除売却した減分の金額
21			無償所管換減分	無償で所管換した減分の金額
22			その他無償譲渡分	その他無償で譲渡した減分の金額
23			誤記載減少分	年度内調査により新たに判明した減分の金額
24	減価償却額		振替・分割減額	別科目から振替した減分の金額
25			減価償却額	当年度の減価償却費相当額
26			評価等減額	評価等減額
27	帳簿価額	増減異動後簿価（期末簿価）		
28	用途	用途	資産の用途	
29	その他	各種属性情報	その他で管理すべき付加情報	
30	減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却費の累計額	
31	取得財源			

地方公会計の整備に要した作業により、団体における作業の素地は一定程度整っており、公営企業会計の適用に係る作業負担の軽減が見込める



ただし、取得財源（着色部）、帳簿原価（取得価額）（着色部）や資産の登録単位の取扱いには直ちに活用ができない（※）

（※）「地方公営企業の会計規則（例）」について（平成24年10月19日総財公第98号。改正平成27年1月27日総財公第21号）（別表第19号）固定資産台帳より転記

（出典：総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の「別紙2固定資産台帳の記載項目の例」を加工し、「地方公営企業の会計規則（例）」について（平成24年10月19日総財公第98号。改正平成27年1月27日総財公第21号）の別表第19号の固定資産台帳の項目を転記。なお、両者の項目のうち、同種同類と考えられる項目のみを抜粋し、その他の項目は省略している。）

地方公営企業資産再評価規則（抄）

第6条

【取得の時期の不明な資産】

取得の時期の不明な資産については、左の各号のいずれか一に掲げる時期をその取得の時期とみなすことができる。

- 1 当該資産について最も古い記録がある時期
- 2 当該資産について、その令附則第6項の再評価基準日以後の使用可能年数を見積り、その年数を、当該資産を新たに取得した場合においてこれにつき通常の管理又は修理をなすものとして予測される使用可能年数から控除した年数を再評価基準日以前にさかのぼった時期
- 3 左のイからトまでに掲げる時期のうち当該資産の取得の時期に最も近いと認められる時期
 - イ 当該資産の属する工場又は事業場において、事業設備として当該資産と一体をなす他の資産で、当該資産の取得の時期と同じ時期又はこれに近接する時期に取得したと認められるものの取得の時期
 - ロ 当該資産を有する者若しくは当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が有する同じ種類の資産で、その再評価基準日における現況が当該資産に類似するものの取得の時期
 - ハ 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得の時期
 - ニ 当該資産に表示されているその製作の時期
 - ホ 当該資産の属する工場若しくは事業場の建設の時期
 - ヘ 当該資産がその用に供されている事業の開始の時期
 - ト 当該資産の取得価額が明らかである場合において、その取得価額によつて推定される取得の時期

地方公会計の資産評価及び固定資産台帳整備の手引（抄）

54. 中古の償却資産を取得した場合の耐用年数については、耐用年数省令等の取扱いに準じて、以下のとおり算定します。

①見積法による耐用年数

当該資産を事業の用に供した時以降の使用可能期間として、資産の摩滅・摩耗の程度等から客観的かつ合理的に見積もられた年数

②簡便法による耐用年数

見積法により耐用年数を見積もることが困難なものは、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれに定める年数（その年数が2年未満の場合は2年）

○法定耐用年数の全部を経過した資産

法定耐用年数 × 20%

○法定耐用年数の一部を経過した資産

（法定耐用年数 - 経過年数）× 経過年数 × 20%

ただし、当該資産について支出した資本的支出の金額が当該資産の取得価額の50%に相当する金額を超える場合は、②簡便法による耐用年数によることはできず、法定耐用年数によることとします。

63. 事業用資産とインフラ資産の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価とします（償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上。以下同様）。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円とします。また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。なお、取得原価については、事実関係をよく調査する必要がある、安易に取得原価が不明だと判断することのないよう留意する必要があります。具体的には、地方債発行に関連する資料など、残存する証拠書類を確認することが考えられますが、それでも取得原価が判明しない資産については、取得原価の把握のために、地方財政状況調査（決算統計）の数値を用いることも考えられます。

64. また、取得原価の判明状況は各地方公共団体において異なることや地方債の償還年限が取得原価の判断状況に影響すること等を踏まえ、実施可能性や比較可能性を確保する観点から、特定の時期（昭和59年度以前）に取得したものは、63段落の取扱いにかかわらず、原則として取得原価不明なものとして取扱うこととします。なお、後述の109段落のとおり、既に固定資産台帳を整備済または整備中の地方公共団体においては、資産評価に係る二重負担を回避する観点等から、一定の経過措置を設けています。

72. 取得時期や建設時期が不明の償却資産の耐用年数等の取扱いについては、以下の方法が考えられます。

①取得時期が不明で建設時期が判明している場合

当該建物等の建設時期から開始時までの経過年数に基づき減価償却を行います。

②建設時期が不明で取得価額及び取得時期が判明している場合

見積法（54段落参照）を採用し、開始時以降の使用可能期間の年数を見積もります。なお、開始時簿価の算定にあたっては、建物等の老朽化の程度から合理的に経過年数を推定し、これに基づいて減価償却累計額を判定することもできます。経過年数は、利用履歴や改修等の履歴から出来る限り実際の経過年数に近い年数を見積もることが望まれますが、困難な場合は、建物等の老朽化の程度に応じた一定の基準を定めて、当該基準により経過年数を定めることも考えられます。

③取得時期・建設時期ともに不明な場合

見積法により開始時以降の使用可能期間の年数を見積もります。

地方公会計の普及による資産情報整理の進捗

○ H26年度～H29年度にかけて、地方公会計の導入を推進

○ 公営企業についても、93.0%の団体で地方公会計ベースの資産台帳の整備が完了（H30.3.31現在）

地方公会計ベースの資産台帳整備による効果

① 地方公会計ベースの台帳において、保有する資産のリストアップは完了している
（← リストアップが完了していない場合、埋没資産の確認等の作業が大きな負担となる）

② 地方公会計ベースの台帳に登録された資産情報のほとんどは、公営企業会計ベースの台帳に活用が可能

③ 決算簿等、財源整理等に当たって参照すべき過去の資料が把握されている
（← 資料の確認に着手していない場合、該当資料の搜索等に多くの時間を要する）

公営企業会計ベースの台帳整備に向けては、なお登録情報の追加等が必要となるが、ゼロから公営企業会計ベースの台帳を整備する場合と比較すれば、相当程度作業が進捗している状況

地方公会計における資産台帳の整備水準(サンプル調査)

○ 人口1万人未満かつ公営企業会計未適用の事業を有している団体(164団体、371事業)に対し、地方公会計と公営企業会計の基準の差異に着目しつつ、資産台帳の整備水準を調査

整備水準 の概要

- ☐ 公営企業会計ベースで整備済 : 4.9%
- ☐ 公営企業会計ベースで整備中 : 15.6%
- ☐ 地方公会計ベースで整備済 : 51.8%
- ☐ 地方公会計ベースでも未整備 : 27.8%

約2割が公営企業会計ベースの台帳を整備
(整備中含む)

《地方公会計ベースで整備した団体の状況(公営企業会計ベースで求められる基準への対応状況)》

① 取得財源情報の把握

※公会計:任意 企業会計:把握が必要

- ☐ 取得財源を把握済 : 11.9%
- ☐ 把握していないが、資料は確認可能 : 31.1%
- ☐ 把握しておらず、資料の確認も困難 : 57.0%



約4割の団体は対応可能であるが、
約6割の団体は、今後資料収集等に当たる必要

② 取得価額不明資産の評価

※公会計:再調達原価法で可 企業会計:みなし取得価額による評価が必要

- ☐ 取得価額不明資産を有しない : 51.3%
- ☐ 取得価額不明資産を有する : 48.7%
 - － 再調達原価による評価 : 87.6%
 - － その他(他の資料参照等) : 12.4%



約5割の団体は、不明資産を有しないが、
不明資産を有する約5割の団体のほとんどは、
みなし取得価額による評価を行うことが必要

③ 資産登録の単位(※複数回答可)

※公会計:一定の単位で登録 企業会計:耐用年数・取得年度別の登録が必要

- ☐ 耐用年数が異なる資産を一括登録しているものがある : 72.4%
- ☐ 取得年度が異なる資産を一括登録しているものがある : 49.0%



多くの団体において耐用年数・取得年度別で
の再登録が必要

地方公会計をベースに、公営企業会計で求められる基準に対応できるよう、マニュアルの充実等の対策が必要

地方公会計(統一的な基準)の固定資産台帳における登録情報の活用(まとめ)

地方公会計において整備した固定資産台帳の登録情報を、公営企業会計の固定資産台帳の登録情報として活用できるか

[考え方]

地方公会計での登録情報について、
公営企業会計で活用可能とする上では、料金原価の算定の基礎とする目的に照らして、減価償却費を適正に算定できるものであることが条件

[基本条件]

→ 取得年度が異なる資産を区別、かつ、耐用年数が異なる資産を区別して、資産登録していることが必要
(取得年度・耐用年数が異なる資産を一体的にまとめて資産登録している場合には活用不可)

[活用可能な登録情報]

→ 上記の基本条件を満たせば、基本的に
その登録情報(施設名、所在地、取得年月日、勘定科目、耐用年数等)を活用可
ただし、下記の①・②については、活用できない場合があるため以下の対応が必要

①取得価額(資産取得に要した金額)

- (i) 記録に基づき確認できていた場合には活用可
- (ii) 記録に基づき確認できず、現在調達したと仮定した場合の価額(再調達価額)を取得価額として登録していた場合には、改めて資産評価を行い、最も古い記録に記載された価額や取得時期における同じ種類の資産の価額など(みなし取得価額)を取得価額として登録することが必要

②取得財源(資産取得時の財源(国庫補助金など)の金額)

地方公会計では登録が任意のため、取得財源を調査し、登録することが必要

※取得財源が登録されていた場合は、その取得財源の金額を活用可

改正水道法に基づく「水道施設台帳」と公営企業会計における「固定資産台帳」の比較

- 改正水道法で全ての水道事業者に整備が義務付けられる「水道施設台帳」と公営企業会計上における「固定資産台帳」の記載項目は共通、類似する項目が多い。
- 例えば法非適用の簡易水道事業においても、「水道施設台帳」の整備により把握される各資産の設置年度、位置、材質、構造などの基礎的な情報を基に、帳簿価額や取得財源額、耐用年数等の貸借対照表や損益計算書の作成に必要な情報を追加することで、公営企業会計における「固定資産台帳」を作成することができる。

改正水道法に基づく「水道施設台帳」(※1)

- 管路調査
 - 管路区分 □ 設置年度 □ 口径 □ 材質 □ 継手形式ごとの管路延長
- 施設調査
 - 名称 □ 設置年度 □ 数量 □ 構造又は形式 □ 能力
- 一般図(水道施設の全体像を把握するための配置図)
 - 市区町村名とその境界線 □ 給水区域の境界線
 - 主要な水道施設の位置及び名称 □ 主要な管路の位置
 - 方位、縮尺、凡例及び作成の年月日
- 施設平面図
 - 管路の基本情報(管路の位置、口径、材質)
 - 制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の位置及び種類
 - 管路以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線
 - その他地図情報
- 形式を問わず整備すべき情報
 - 管路の設置年度、継手形式及び土かぶり
 - 制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径
 - 水道メーターの位置
 - 道路、河川、鉄道等を架空横断する管路の構造形式、条数及び延長

公営企業会計における「固定資産台帳」

- 貸借対照表や損益計算書の作成に必要な項目
 - 資産名称 □ 取得年月日(供用開始年月日)
 - 取得価額、取得財源額、耐用年数 等

- 資産価値等の異動を把握するために必要な項目
 - 増減が生じた年月日、理由、額、内訳

- 所在地(保存場所)
- 構造
- 形状寸法
- 能力
- 用途

会計処理上必要な項目(※2)

資産の把握・維持・管理に必要な項目(※3)

※ 赤字、青字の項目は共通または類似する項目。

※1 厚生労働省資料に基づき作成

※2 「地方公営企業の会計規定(例)について」(平成24年10月19日付け総財公第98号)中別表第19号で示されている「固定資産台帳」のうち、公営企業会計の処理に必要な項目

※3 「地方公営企業法の適用に関する実務研究会 報告書」(平成27年1月総務省)P56～P60において資産の把握、維持、管理に必要とされている項目

下水道法に基づく「公共下水道台帳」と公営企業会計における「固定資産台帳」の比較

- 下水道法で全ての公共下水道事業者に整備が義務付けられる「公共下水道台帳」と公営企業会計上における「固定資産台帳」の記載項目は共通、類似する項目が多い。
- 例えば法非適用の公共下水道事業においても、「公共下水道台帳」の整備により把握される各資産の名称、竣工年月日、位置、構造、能力などの基礎的な情報を基に、帳簿価額や取得財源額、耐用年数等の貸借対照表や損益計算書の作成に必要な情報を追加することで、公営企業会計における「固定資産台帳」を作成することができる。

下水道法に基づく「公共下水道台帳」

- 管渠延長(マンホール及びます)調査
 - 施行年度 □ 管口径 □ 管渠延長 □ 寸法
- 処理施設(ポンプ施設)の位置、敷地の面積、構造及び能力調査
 - 名称 □ 竣工年月日 □ 位置 □ 構造 □ 能力
- 一般図
 - 市区町村名とその境界線 □ 排水区域及び処理区域の境界線
 - 主要な管渠の位置 □ 処理施設及びポンプ施設の位置
 - 方位、縮尺、凡例及び作成の年月日
- 施設平面図
 - 管渠の基本情報(管渠の位置、口径、管渠延長、材質)
 - 取付管渠、マンホール、及び汚水ます・雨水ますの位置及び種類
 - 処理施設(ポンプ施設)の名称、位置及び敷地の境界線
 - その他地図情報

公営企業会計における「固定資産台帳」

- 貸借対照表や損益計算書の作成に必要な項目
 - 資産名称 □ 取得年月日(供用開始年月日)
 - 取得価額、取得財源額、耐用年数 等

- 資産価値等の異動を把握するために必要な項目
 - 増減が生じた年月日、理由、額、内訳

- 所在地(保存場所)
- 構造
- 形状寸法
- 能力
- 用途

会計処理上必要な項目(※1)

資産の把握・維持・管理に必要な項目(※2)

※ 赤字、青字の項目は共通または類似する項目。

※1 「地方公営企業の会計規定(例)について」(平成24年10月19日付け総財公第98号)中別表第19号で示されている「固定資産台帳」のうち、公営企業会計の処理に必要な項目

※2 「地方公営企業法の適用に関する実務研究会 報告書」(平成27年1月総務省)P56～P60において資産の把握、維持、管理に必要とされている項目

公営企業会計適用に関する業務受託事業者のキャパシティ

- 下水道事業(集排・浄化槽含む)及び簡易水道事業に関し、公営企業会計適用済でない事業を有する市区町村が835団体
- 公営企業会計適用に関する事務の受託実績のある事業者が今後そうした業務を受託可能な団体数は、下表のとおり

《事業者の受託能力(キャパシティ)に係る実態調査結果》

支援業務の内容	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
①移行事務 (基本方針・計画の策定、財務諸表の整備、例規等の整備等)	713	900	1,044	1,125	1,106
②資産評価 (固定資産台帳の整備等)	495	690	833	823	804
③システム事前準備 (財務会計システム、起債管理システム、固定資産管理システム等の整備等)	728	829	849	954	954

※ 表中の団体数は年度ごとの処理可能数であり、契約が複数年度にまたがる見込みのものについては複数年度にそれぞれ計上している

※ 対象事業の規模や種類は明示していないため、これまでの主な受託実績(業務委託団体の7割以上が人口3万人以上の団体であり、また、委託された主な事業は公共下水道である)に基づいた団体数を回答していると考えられる

【調査対象】

- ・ 平成29年4月実施の都道府県、指定都市及び市区町村に対する「公営企業会計適用の取組状況調査」において、平成26年4月1日～平成29年4月1日までの間に法適化した事業及び平成29年4月1日現在で取組中の事業(既に業務委託契約を締結しているもの)について、移行作業の一部又は全部を受託した事業者として回答のあった172社のうち、受託実績5件以上の事業者84社を選定して調査を実施。このうち80社から回答があったもの。
- ・ その他、これまで公会計における財務書類等の作成について実績のある一般社団法人地方公会計研究センターに加入している事業者に対して調査を実施し、回答を得ている。

移行済団体における移行作業と業務委託の状況

	人口3万人以上の団体 【260事業】	人口3万人未満1万人以上の団体 【69事業】	人口1万人未満の団体 【31事業】
移行に要した職員数(平均)	3.1人	2.7人	2.1人
移行に要した期間	3.3年	3.1年	2.8年
委託期間(平均)	1.6年	1.5年	1.1年
※全部・一部含む	1.8年	1.2年	1.2年
①移行準備	1.5年	1.1年	1.1年
②資産調査	1.1年	0.8年	0.6年
③移行事務	31,400千円	17,500千円	20,300千円
④システム	12,012千円	7,506千円	9,119千円
移行に要した経費の額	16,889千円	12,182千円	9,948千円
委託費(平均)	5,449千円	5,953千円	7,966千円
※全部・一部含む	6,464千円	4,937千円	4,697千円
①移行準備	57.0%	51.0%	61.9%
②資産調査	94.3%	92.3%	96.3%
③移行事務	82.5%	71.1%	55.0%
④システム	98.1%	94.2%	92.6%
委託の割合(平均)	33.5%	28.6%	38.1%
①移行準備	53.8%	26.9%	22.2%
②資産調査	48.6%	23.7%	20.0%
③移行事務	16.9%	5.8%	7.4%
④システム			
一括委託の割合(平均)			

(注) ●委託の割合: ①～④の作業のそれぞれについて、作業の全部又は一部を委託している事業の割合(例: 57.0% = 全260事業のうち148事業が移行準備事務の全部又は一部を委託している)

●一括委託の割合: ①～④の作業について、2つ以上の作業を、1つの会社にまとめて委託している事業の割合(例: 33.5% = 全260事業のうち87事業が移行準備と②～④いずれかの事務をまとめて1社に委託している)

○人員体制: 団体の人口規模が小さいほど、少ない人数で移行作業を行っている。

○移行期間: 団体の人口規模が小さいほど、短い期間で移行作業を行っている。

作業の比重については、3万人未満団体では、資産調査よりも移行準備に要している期間の比重が大きい。

○委託費: 団体規模が小さいほど移行事務に要する経費について多額の費用を要している。

○委託割合: 移行業務のうち、委託するか、直営で行うかについて、資産調査やシステムは、団体の規模に関わらず9割超は委託で行っている。

3万人未満団体では、移行事務を直営で行っている団体が半数近くある。

○一括委託: 一つの業者に複数の事務を一括して委託できているかについては、

3万人未満団体では資産調査、移行事務が、作業区分ではシステムはどの団体規模でも、一括委託の割合が低い傾向にある。

新ロードマップの概要及び取組の促進策

水道・下水道など公営企業を取り巻く経営環境の変化

今後予想される経営環境の変化

急速な人口減少と人口の低密度化

水道・下水道事業の将来需要の大幅な減少

水道・下水道事業の料金収入の大幅な減少のおそれ

専門人材の確保が困難に

インフラ資産の大規模な更新時期の到来

着実な更新のための投資額の増大

+

ハード・ソフトとも将来需要に基づく供給体制の適正規模化の要請

（管路等については更新需要の平準化と着実な更新、浄水場等の施設についてはダウンサイジングや広域化）

- 水道・下水道事業の経営環境は更に厳しさを増していくことが予想される。
- とくに、現時点でも経営条件の厳しい人口が低密度の地域等においては、更なる低密度化により、料金回収率の低下等、更なる経営悪化のおそれ

これまでの延長線上での対策では、
経営が成り立たなくなる可能性が高い。

鍵となるのは、

- 安全かつ安心かつ持続可能な事業の維持更新のための「賢い」投資
- 広域化、民間活用等を含めた「抜本的な改革」
- 水道・下水道事業以外の民間代替性の高い公営企業は、事業そのものの意義を検証した上で、事業廃止、民営化・民間譲渡等を含めた「抜本的な改革」

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴う料金収入の減少
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念

➡ 更に厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・公表・PDCA

- ・ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- ・ 中長期の視点に立った人口減少の推計等を踏まえた、アセット（ストック）マネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、当面の10年以上の投資・財政計画を策定
- ・ PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

（計画期間内に収支ギャップを解消する）

投資・財政計画（基本10年以上）の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- ・ 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、今後の方向性について検討

- ✓ 事業そのものの必要性
- ✓ 公営で行う必要性

- ✓ 事業としての持続可能性

- ✓ 経営形態

事業廃止

民営化・民間譲渡

広域化等

民間活用

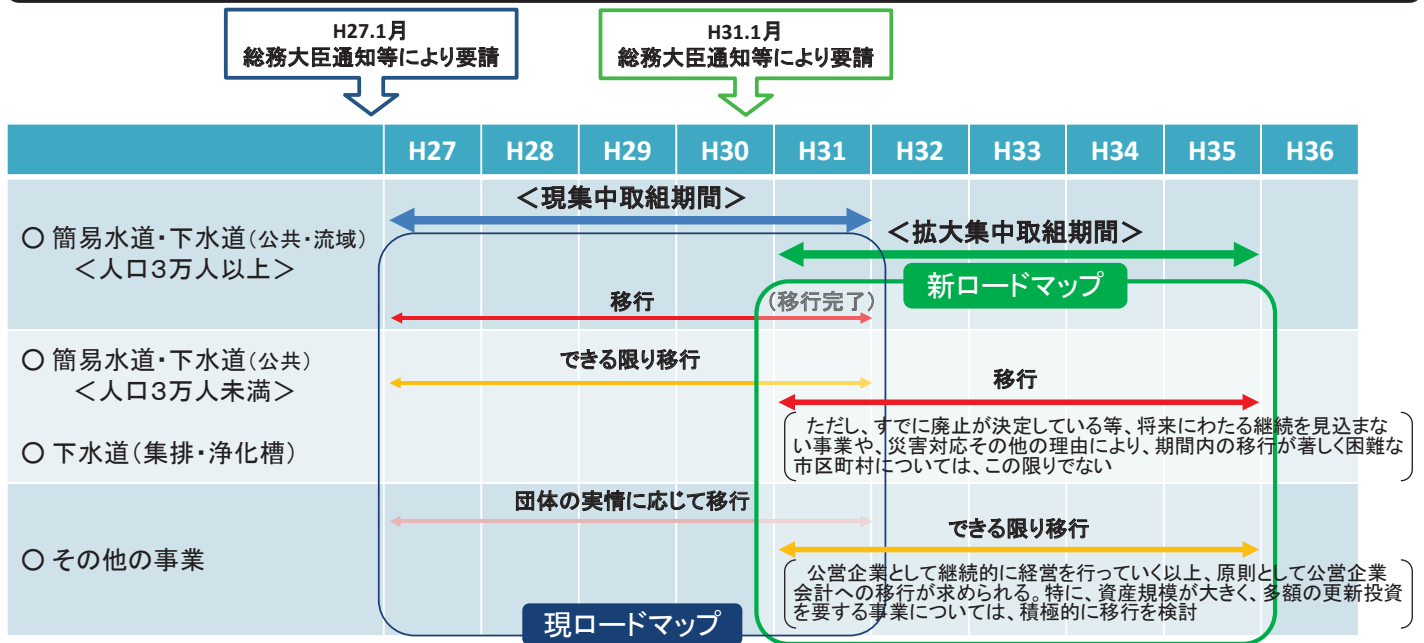
公営企業の「見える化」

- ・ 抜本的な改革や経営戦略に、よりの確に取り組むため、経営・資産等を正確に把握、各種経営指標を活用

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ



新たなロードマップに基づき、小規模団体においても取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアル、専門人材による人的支援、都道府県による支援体制等の充実を図る。

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。

新たなロードマップにおける対象事業について

H31年度～H35年度(5年間)を新たな集中取組期間として、以下の取組を要請

青文字は前回通知により要請していた内容 赤文字は今回通知により新たに要請する予定の内容

	簡易水道	下水道				その他
		流域	公共	集落排水	浄化槽	
都道府県 及び 人口3万人以上 の市区町村	平成31年度までに移行することが必要		平成31年度までに できる限り移行対象 に含めることが必要		公営企業として継続 的に経営を行ってい く以上、原則として公 営企業会計に移行す ることが求められるこ とから、平成35年度 までにできる限り移 行することが必要。 特に、資産規模が 大きく、多額の更新 投資を要する事業に ついては、積極的に 移行を検討すること。	
人口3万人未満 の市区町村	平成35年度までに移行することが必要					
※ただし、すでに廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。						
「重点事業」：特に公営企業会計を適用する必要性が高い						

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長

殿

総務大臣 石田 真敏

公営企業会計の適用の更なる推進について

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増しています。

こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。特に、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組であり、これらの取組を進めるためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となります。また、広域化、民間活用等の抜本的な改革の推進に当たっても、公営企業会計に基づく財務情報を関係者間で共有することが有効です。

こうした観点から、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）について、「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付け総財公第18号総務大臣通知。以下「平成27年通知」という。）により、平成27年度から平成31年度までの5年間で、同法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行されるよう要請するとともに、特に資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業及び簡易水道事業について、重点的な取組をお願いしたところです。

この間、都道府県及び人口3万人以上の市区町村（一部事務組合及び広域連合を含

む。以下同じ。）における下水道事業及び簡易水道事業については、取組に大幅な進捗が見られましたが、一方で、人口3万人未満の市区町村においては、取組の進捗に差異が見られるなど、一層の取組が求められる状況にあります。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれは、法非適用企業に係る公営企業会計への移行について、引き続き、平成27年通知による取組を進めていただくとともに、新たに平成31年度から平成35年度までの5年間で、更なる取組を推進していただくよう、特段の御配慮をお願いします。特に、下水道事業及び簡易水道事業については、引き続き、重点的に取り組まれるようお願いします。

なお、総務省においては、従前より公営企業会計の適用について支援措置を講じてきたところですが、地方公営企業法の適用に関するマニュアルの改訂、所要の経費に対する地方財政措置の拡充、公営企業経営アドバイザー派遣事業等の充実などにより、引き続き、助言・情報提供等を行うこととしていきます。各地方公共団体におかれは、これらを適切に活用し、取組を進めていただきますようお願いします。

各都道府県知事におかれは、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨を周知していただくとともに、市区町村が公営企業会計への移行を円滑に進めることができるよう、関係部局間で十分に連携の上、適切な御助言をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長

殿

総務省自治財政局長

公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について

標記については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 18 号総務大臣通知。以下「平成 27 年通知」という。）及び「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 9 号総務大臣通知。以下「平成 31 年通知」という。）により、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）について、各地方公共団体が同法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行することを要請しているところです。

各地方公共団体におかれては、このことを踏まえて、下記の内容に御留意の上、公営企業会計への移行に適切に取り組まれるようお願いします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び関係一部事務組合等に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

なお、「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 19 号総務省自治財政局長通知）のうち、1 (2) に係る平成 31 年度の取扱いについては、本通知によるものとします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 適用の推進について

(1) 取組期間

公営企業会計への移行について、平成 27 年通知においては平成 27 年度から平成 31 年度まで（以下「集中取組期間」という。）、平成 31 年通知においては平成 31 年度から平成 35 年度まで（以下「拡大集中取組期間」という。）をそれぞれ取組期間としており、(2) に掲げる対象事業について、地方公共団体は、遅くとも各

期間の最終年度の翌年度の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることが求められる。

このため、集中取組期間内に公営企業会計に移行することを要請している事業について、遺漏なく移行作業を進めていただくとともに、拡大集中取組期間内に公営企業会計に移行することを要請する事業について、移行作業に未着手の場合にあつては、固定資産台帳の整備をはじめとする移行事務の作業量を把握した上で、必要な人員、予算等の確保をはじめとする諸準備に速やかに着手し、計画的に移行作業を進めることが必要である。

(2) 対象事業

① 下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。以下同じ。）、流域下水道、集落排水及び合併浄化槽をいう。以下同じ。）及び簡易水道事業（以下「重点事業」という。）については、特に公営企業会計を適用する必要性が高いことから、集中取組期間及び拡大集中取組期間において、以下のとおり、公営企業会計への移行に重点的に取り組むことが必要である。

- ・ 都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）については、下水道事業のうち公共下水道及び流域下水道並びに簡易水道事業について、集中取組期間内に移行することが必要であること。集落排水及び合併浄化槽についても、集中取組期間内にできる限り移行することが必要であり、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要であること。

- ・ 人口 3 万人未満の市区町村については、重点事業について、集中取組期間内にできる限り移行することが必要であり、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要であること。

- ・ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、拡大集中取組期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。

② 重点事業以外の事業についても、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められることから、拡大集中取組期間内にできる限り移行することが必要であること。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する公営企業を経営する地方公共団体においては、積極的に移行を検討すること。

(3) 公営企業会計への移行作業に当たっての留意事項

① 複数の法非適用企業を有する地方公共団体においては、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務について、民間事業者等への委託を含め、一括して取り組むことが効率的であること。

② 公営企業会計への移行に伴う固定資産台帳の整備に当たっては、「統一的な基準による地方公営企業会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日付け総務第 14 号総務大臣通知）に基づく固定資産台帳や、下水道法（昭和 33 年法律第 79

号) 第 23 条第 1 項に規定する公共下水道台帳等の活用が可能であること。

また、簡易水道事業については、水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正後の水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 22 条の 3 第 1 項の規定により、水道施設の台帳の作成が義務付けられることを踏まえ実施することが効率的であること。

③ 地方公共団体が、水道事業及び地方公営企業法の規定の全部を適用する簡易水道事業を併せて経営する場合又は二以上の下水道事業を併せて経営する場合には、それら共通目的の事業について総合的な経営状況を把握し、財政マネジメントを行う観点から、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて一の特別会計によって経理を行うことも有効な方策となりうること。

2. 都道府県の取組について

拡大集中取組期間において、人口 3 万人未満の市区町村における公営企業会計への移行を一層推進することとしていることを踏まえ、各都道府県においては、市区町村が円滑に移行を進めることができるよう、関係部局間で十分連携し、役割分担を明確化した上で、以下の取組を積極的に実施されたい。なお、具体的な役割分担は、各都道府県の実情に応じ定められたいが、基本的には、市区町村財政担当部局が取りまとめを担い、公営企業を経営する部局及び各事業法に基づく事務を所管する部局が専門的見地から必要な連携を行うことを想定している。

(1) 連絡会議等（都道府県内の市区町村の取組を支援するためのプラットフォーム）の設置

都道府県内の各市区町村の取組状況の把握、課題の共有、連携強化等を目的として、都道府県及び都道府県内の全ての市区町村が参加する連絡会議等を設置すること。

(2) 研修会の開催等

市区町村の知見の習得を支援するための研修会（地方公共団体金融機構が実施する講師派遣等の支援事業の活用を含む。）を開催するとともに、他の関係機関が開催する研修等を市区町村に対して周知すること。また、専門人材の活用による個別相談会を開催するなど、きめ細かい支援を行うこと。

更に、公営企業経営支援人材ネットワーク事業の有効性を高めるため、各都道府県と関係を有する専門人材を積極的に確保・養成し、市区町村に対して周知及びあつせんを図ること。

(3) 事務や発注等の共同化の推進

事務の効率化により市区町村の負担軽減を図るため、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務やその発注等について、各都道府県が中心となり、複数の市区町村による共同化を推進すること。

3. 支援措置について

総務省においては、各地方公共団体において公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、以下の取組を行うこととしている。

(1) マニュアルの改訂

平成 27 年 1 月に公表した「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」については、全体構成の見直し、各項目の記載内容の充実、質疑応答及び事例集の追加等の改訂を予定しており、移行に当たっては、改訂後の同マニュアルを参考とされたい。

なお、既に公営企業会計を適用している地方公共団体であっても、同マニュアルを参考として、固定資産台帳の整備・更新や、財務諸表の作成・運用について、適切に対応されたい。

(2) 地方財政措置の拡充

公営企業会計の適用に要する経費については、平成 31 年度から平成 35 年度までの間、引き続き、公営企業債の対象とする措置を講ずるとともに、重点事業である下水道事業及び簡易水道事業に加え、重点事業以外の事業についても元利償還金に係る地方交付税措置を講ずることとしている。また、2に掲げる都道府県が行う市区町村への支援に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

(3) 公営企業経営アドバイザー派遣事業等の充実

公営企業の経営効率化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定及び広域化の検討等について助言を行うため、全額国費による公営企業経営アドバイザー派遣事業を実施しているところであるが、同事業を活用し、人口 3 万人未満の市区町村等を対象とした公営企業会計の適用に係るモデル事業を創設することとしている。

また、外部専門家を招へいし、指導・助言を受けることができる公営企業経営支援人材ネットワーク事業について、派遣人材の充実強化を図ることとしている。なお、同事業を公営企業会計の適用に活用する場合、所要の経費について、(2)に掲げる公営企業債の充当が可能であるが、充当しない場合にあっては、特別交付税措置を講ずることとしている。

(4) 研修等による情報提供等について

総務省においては、公営企業会計の適用を推進する観点から、引き続き、関係機関と連携し、地方公共団体に対し、公営企業会計の適用に関する研修を行うなど、継続的に情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行うこととしている。

4. その他

(1) 地方公営企業法の全部適用

公営企業会計の適用に当たっては、経営の機動性・自由度の向上等を図るとともに、広域化等の経営統合による経営基盤の強化を推進する観点から、地方公営

企業法の規定の全部を適用することについても併せて検討することが望ましい。

(2) 資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業で発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずることとしている。

(3) 公営企業会計適用の取組状況等の調査・公表

総務省では、引き続き、毎年度、公営企業会計適用の取組状況等について調査を行い、その結果を公表する予定である。

(4) 公営企業制度のあり方の検討

総務省においては、公営企業を取り巻く経営環境の変化や、中・長期的な課題等への対応を適切に行うため、各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大や、抜本的な改革の更なる推進方策、経営戦略に基づく財政マネジメントの強化方策等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について、検討を行うこととしている。

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. マニュアル等の作成

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表。
- ⇒ 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

2. 人的支援制度

- 市町村に対する専門人材の派遣等により、公営企業会計の適用に係る個別具体的な助言を実施。
- ⇒ 派遣制度の量的・質的な拡充を図るとともに、専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を導入。

3. 都道府県による市町村の支援

- 現在、各都道府県が市町村を対象として、公営企業会計の適用の推進のための研修等を実施。
- ⇒ 市町村の取組支援のため、都道府県と市町村が参加する体制を構築し、当該体制の下で、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。また、都道府県がこれらの取組に要する経費について、新たに交付税措置。

4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債（公営企業会計適用債）を措置。
- ⇒ 下水道事業及び簡易水道事業（重点事業）について、元利償還金に対する交付税措置を継続するとともに、重点事業以外の事業についても新たに交付税措置。

公営企業等の経営改革に係る人的支援制度（概要）

専門家の助言を活かし、公営企業等が経営改革に取り組もうとする場合、①公営企業経営アドバイザー派遣事業及び②公営企業経営支援人材ネット事業の人的支援制度を活用することが可能。

① 公営企業経営アドバイザー派遣事業

希望する市町村に対して、公営企業等の経営に精通したアドバイザーを派遣し、公営企業等の経営改革に取り組む団体を支援（平成7年度より開始）

- 対象事業 公営企業、第三セクターの経営改革
- 主に派遣される人材 公認会計士、経営コンサルタント
- 派遣方法 総務省にてアドバイザーを選定、市町村は活用したい事業を申し込み、総務省が選定したアドバイザーを受入れ
- 想定日程 原則として1泊2日
- 経費の負担 アドバイザーの旅費・謝金は総務省で負担
- H29年度派遣実績 19団体21事業

【平成30年度】

○スケジュール

H30年3月 都道府県を通じて照会発出

H30年4月 申請締切り

H30年7月～ 対象団体へアドバイザー派遣開始

○派遣規模 平成29年度と同程度を想定

② 公営企業経営支援人材ネット事業

総務省が公表している「公営企業経営支援人材ネット」リストの登録者の中から、公営企業の経営改革に取り組む地方公共団体が希望する専門人材を直接招へいし、受入れ（平成28年度より開始）

- 対象事業 公営企業の経営改革
- 主に派遣される人材 公認会計士、自治体OB・OG、自治体職員、学識経験者
- 派遣方法 登録者リストを総務省ホームページにて公開派遣を希望する地方公共団体は当該リストの中から専門人材へ直接問合せの上、受入れ
- 想定日程 1年間を通じて数回程度
- 経費の負担 原則として各地方公共団体において負担
ただし、特別交付税措置あり
⇒対象経費（上限200万円）の1/2を一般会計から繰出し一般会計繰出金の1/2について特別交付税措置
- H29年利用実績 18団体（公営企業会計の適用、経営戦略の策定等）

【平成30年度】

○スケジュール

H30年4月 登録者の追加に係る推薦依頼発出

H30年7月中旬 登録者リストの更新・公表（HPIにて）

公営企業会計適用に係る人的支援制度の拡充(案)

公営企業経営アドバイザー派遣事業

(国費による支援)

通常事業

20団体程度×1泊2日×1回

モデル事業(H31から新設)

会計適用に取り組む小規模団体

3団体(グループ)程度

年間を通じた派遣(1泊2日×10回程度)

(案)アドバイザー派遣事業においても、有識者リスト(仮)から派遣希望団体がアドバイザー候補者を選定。

公営企業経営支援人材ネット事業

(地方財政措置による支援)

登録人材の充実・強化予定

(参考)現在の登録者49名(H30.9.14現在)

都道府県におけるコーディネートの推進

各都道府県において、市町村における人材活用の助言、あっせん等を推進

(参考)会計適用について活用する場合は、会計適用債によることも可能。

総務省に登録された有識者リスト(案)

- 〇〇 〇〇 △△市職員OB (水道・下水道事業)
- 〇〇 〇〇 △△市職員(水道・下水道事業)
- 〇〇 〇〇 △△教授(下水道事業)
- 〇〇 〇〇 △△法人公認会計士(水道・下水道・港湾・市場・観光施設事業等)

都道府県市町村課

都道府県企業局

推薦

政令市企業局

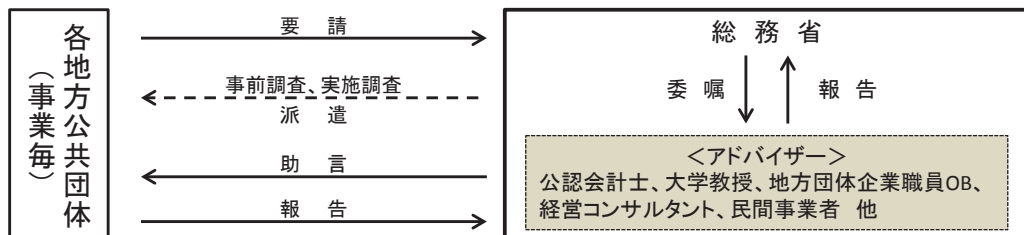
業界団体

各団体から公営企業に精通した人材を推薦いただき、総務省においてリスト化

公営企業経営アドバイザー派遣事業について

- 本事業は、公営企業の効率化・経営健全化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定、組織管理、情報管理、事業の新展開、新しいサービス実施等について助言等を行い、第三セクターについては、効率化・経営改善等に係る市町村の指導監督を支援している。
- 派遣対象は、公営企業を運営している市町村等と、第三セクターに対して25%以上の出資又は出資割合が25%未満であるものの財政的支援(補助金、貸付金及び損失補償等)を行っている市町村であり、原則として1泊2日×1回の派遣を実施。
- 平成31年度は、公営企業会計適用におけるロールモデルとすることを目的とし、年間を通じた派遣(1泊2日×10回程度)を行うモデル事業を実施するために予算を拡充。

【スキーム】



(参考)平成30年度派遣実績 21事業(20団体)

事業名	団体名
水道事業 (2事業)	愛媛県砥部町
	熊本県錦町
簡易水道事業 (3事業)	岩手県岩泉町
	岩手県普代村
	岩手県野田村
下水道事業 (4事業)	岩手県普代村
	静岡県掛川市
	愛知県扶桑町
	兵庫県たつの市

事業名	団体名
病院事業 (4事業)	神奈川県茅ヶ崎市
	千葉県匝瑳市
	長崎県病院企業団
	和歌山県串本町
地域開発事業 (2事業)	北海道釧路市
	広島県呉市
第三セクター (6事業)	北海道真狩村
	北海道滝川市
	秋田県羽後町
	滋賀県甲賀市
	山口県下松市
	愛媛県西予市

平成31年度公営企業経営アドバイザー派遣モデル事業について

- 趣旨** 人口3万人未満の団体の公営企業会計適用において、新たなロードマップを示したことから、当該団体を対象として年間を通した派遣を行い、会計適用のロールモデルとすること。
- 対象団体** 人口3万人未満で簡易水道事業または下水道事業の公営企業会計の適用に取り組む団体。
- 派遣団体の決定** 都道府県が各団体からの要請をとりまとめ、1団体(同時派遣が可能な場合は1グループ)を選定し、提出する。対象団体の人口、派遣対象事業、都道府県のサポート状況(※)、その他特殊状況等を総務省が総合的に判断し決定。
(※)都道府県には、派遣の随行、報告書の取りまとめ・作成、日程調整等をしていただくことを想定しています。
- 派遣アドバイザー** 公認会計士、経営コンサルタント及びその他の有識者。
- 想定日程** 1泊2日×5～10回程度
- 経費の負担** アドバイザーの旅費・謝金は総務省で負担。

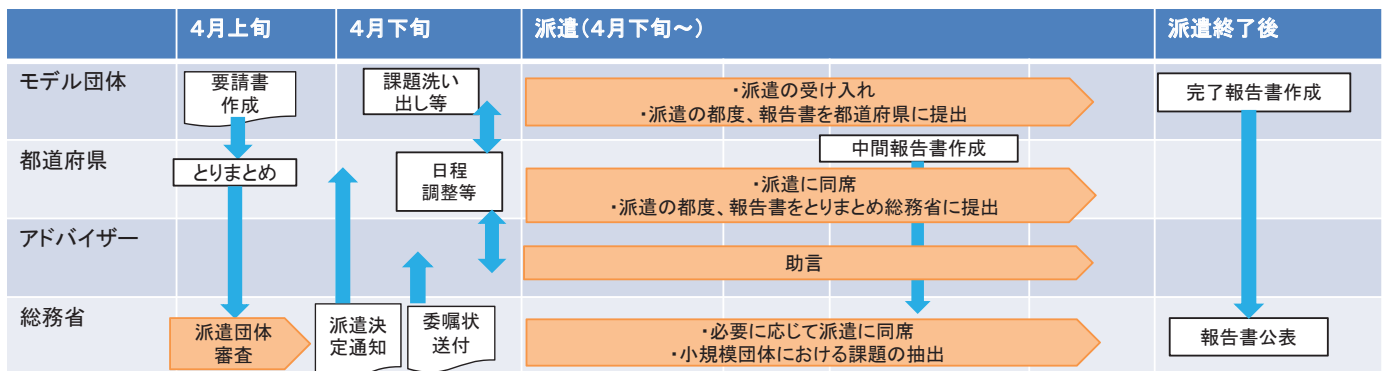
派遣終了時の目標(イメージ)

会計適用には準備段階から通常2年程度を要するが、平成31年度には以下の作業を行い、会計適用完了までの道筋をつけることを目標とする。

- ①会計適用の完了までの行程表の作成
- ②台帳整備に関する作業
・必要な資料の整理
・直近数年分の台帳情報の作成
・それ以外の資産に係る作業に着手
- ③その他システム整備等の発注作業
- ④条例規則等の条文案の作成 等

※具体的な方針については各団体の状況に応じてアドバイザーと調整

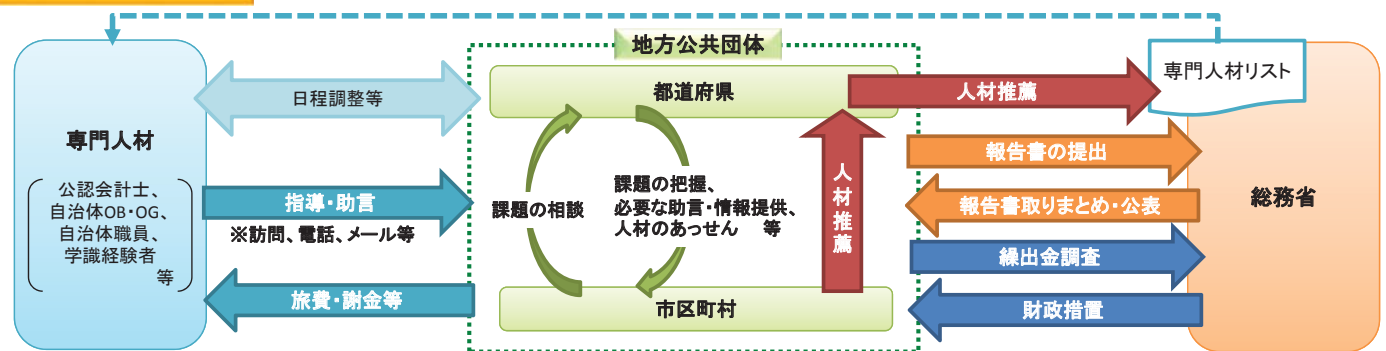
モデル事業スケジュール



公営企業経営支援人材ネット事業について

職員の大量退職等により、事業の経営面に精通した人材が不足する中で、公営企業の経営改革に取り組もうとする地方公共団体が、その諸課題に対応する専門人材を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の専門人材の招へいや経営状況の現状分析などに必要な経費について総務省が支援。

1. 活用スキーム



【活用できる事例】

- ・地方公営企業法の適用(一部適用又は一部適用から全部適用への移行を含む。)
- ・経営戦略の策定・改定
- ・事業廃止、民営化・民間譲渡
- ・水道事業の広域化・下水道事業の最適化等
- ・PPP/PFI、包括的民間委託、指定管理者制度
- ・施設の統合・廃止
- ・新公立病院改革プラン策定(特に再編・ネットワーク化や経営形態の見直しへの取組)
- ・その他、事業を進めるにあたり必要と考えられる事項

2. 人材ネット事業に関する特別交付税措置

(1) 対象経費

- ・専門人材の謝金、旅費
(例：経営戦略の改定に際し、専門人材からの助言を受けるために、定期的に講習会・勉強会を開催するための経費)
- ・経営状況の分析等に要する経費
(例：抜本的な改革の検討に当たり、中長期的な経営の見通しのために必要な調査や情報収集等のための経費)
- ・その他(会場借上費、印刷費等)
⇒対象経費の上限額200万円(年間合計額)

(2) 地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2(100万上限)について一般会計から繰り出すこととする。
- ・一般会計繰出額の1/2(50万上限)について特別交付税措置を講ずる。

都道府県による支援の状況

- 全ての都道府県で、研修等の公営企業会計適用の拡大に向けた支援策が講じられている
- 団体によっては、市町村に対する独自の要請を行うなど、会計適用の推進に当たって拠点的機能を果たしているものも存在

《都道府県における取組内容》

(H30.4.1現在)

取組内容	団体数	団 体 名
① 連絡会議の設置	4 団体	秋田県、東京都、京都府、長崎県
② 研修の実施	4 2 団体	5 県（岩手県、石川県、愛知県、岡山県、大分県）以外
③ 事務や発注等の共同化の推進	1 団体	秋田県
④ 先進事例の紹介	1 8 団体	北海道、青森県、岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、山梨県、岐阜県、静岡県、鳥取県、徳島県、愛媛県、福岡県
⑤ 知見を有する人材のあっせん	5 団体	岩手県、鳥取県、岡山県、大分県、宮崎県

〈独自の取組を行っている団体〉

- 都道府県から市町村に対して公営企業会計の適用を要請：3 団体（青森県、石川県、三重県）
- 個別相談会・個別ヒアリングを実施：9 団体（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、愛知県、山口県、徳島県）

《取組の具体例》

団体名	取組内容	
秋田県	① 連絡会議の設置	市町村の下水道担当課、県の市町村課及び下水道担当課並びに下水道事業団（オブザーバー）からなる「生活排水処理事業運営作業部会」を設置（H26.10）し、今後の下水道の効率的な維持管理や公営企業会計適用（法適化）の検討を行っている。
	② 研修の実施	地方公共団体金融機構の事業を活用し、公認会計士を講師として、県内市町村の公営企業担当者等（130名参加）に対し、経営戦略の策定と地方公営企業会計の適用拡大に関する研修会を実施。
	③ 事務や発注等の共同化	県の流域下水道及び公共下水道並びに県内 1 市 2 町の19の生活排水処理事業について、公営企業会計への移行をするための固定資産の調査及び評価に関する事務を共同で発注。

関係団体による支援の状況

《関係機関の支援あり》

事業	関係機関	現行の取組	今後の取組の予定
共 通	地方公共団体金融機構	・専門家派遣事業（法適用拡大支援） （都道府県が主催する市区町村等を対象とした研修会等へ講師を派遣） 平成30年度：27件（調整中）、平成29年度：57件、平成28年度：25件 ※平成29年度以降経営戦略策定支援派遣も含む	・専門家派遣事業 （地方公共団体のニーズがあれば、引き続き支援の実施予定）
簡易水道	全国簡易水道協議会	・アドバイザーを招へいし、講習会での講師等として活用 ・機関誌において簡易水道事業の法適用実務として会計規定の逐条解説や企業会計の基礎知識を連載	・アドバイザーを団体へ派遣 ・機関誌の法適用に係る連載終了後、記事をまとめ都道府県会員に配布予定 ・台帳作成支援ツールの開発
下 水 道	日本下水道協会	・「下水道事業における公営企業会計導入の手引き」発刊（平成27年度） ・国土交通省と下水道協会が共同で設置した「下水道経営支援アドバイザー制度」に基づき、各種研修会等へ講師を派遣 ※各年度1～2件程度の規模で派遣 ・経営相談（公認会計士）研修会の実施 ・「公営企業会計の導入に関するシンポジウム」の開催（平成30年7月25日）	・優良事例を抽出し、主に小規模団体の効率的な法適用業務に資する事例集を平成31年度に公表予定。
	日本下水道事業団	・研修会の実施（全5日コース・年2回） ※事業団の研修センターにおいて合宿形式により、基礎的な内容のコースと資産調査・会計システムに特化したコースをそれぞれ年1回ずつ実施 ・アドバイザー派遣（1名体制） 平成30年度29件派遣予定 ・企業会計移行業務の受託（担当職員7名体制） 平成30年度34件受託予定	・研修会の充実（回数増加予定） ・アドバイザー派遣（1名体制） ・企業会計移行業務の受託（現時点では担当職員数を減員予定。法適化の動き次第では増員を検討）

《関係機関の支援なし》

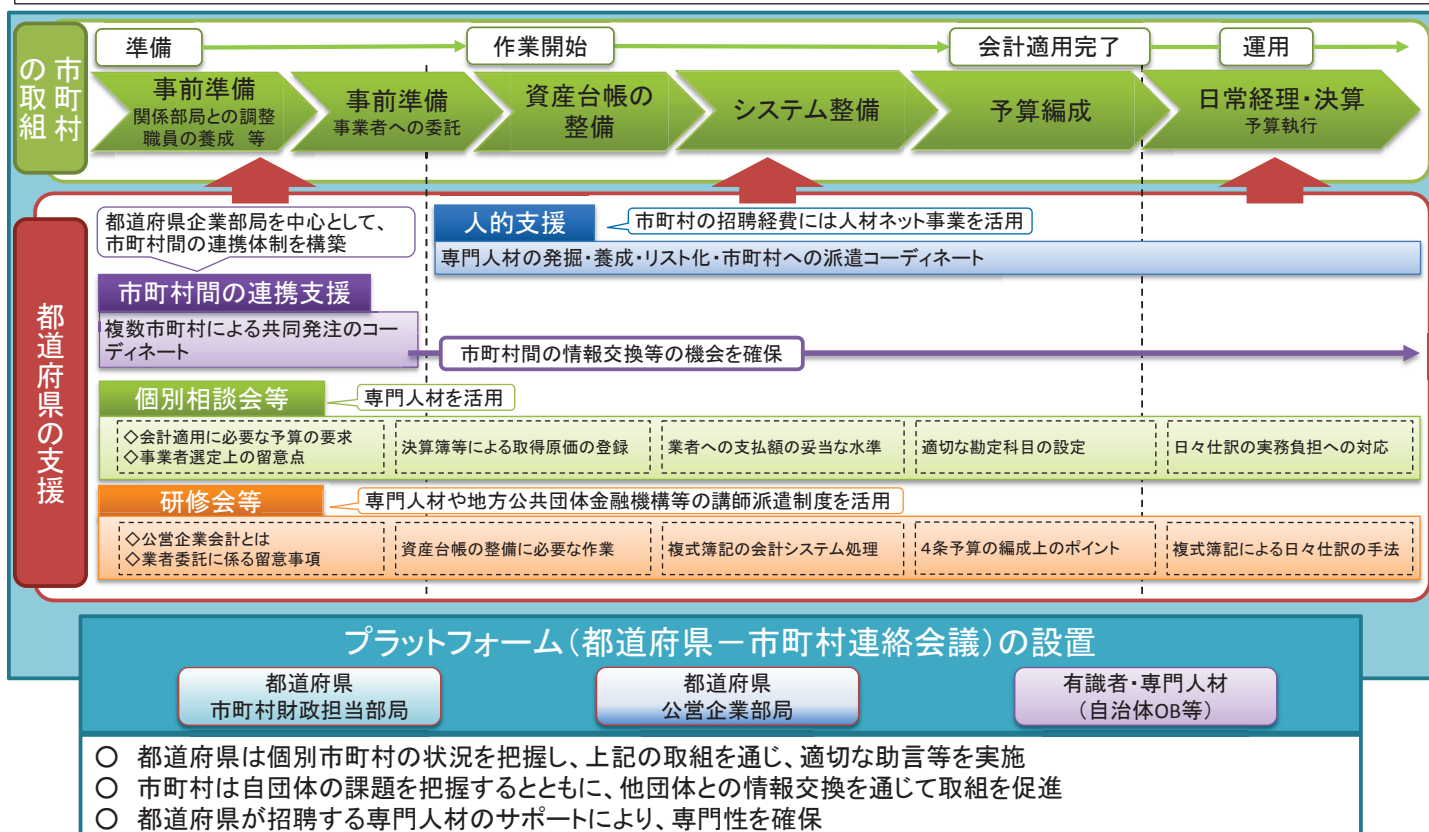
事業	関係機関
交通（船舶）	日本旅客船協会
電 気	公営電気事業経営者会議
港湾整備	日本港湾協会
駐車場	全日本駐車協会

事業	関係機関
市 場	全国中央卸売市場協会
	全国公設地方卸売市場協議会
と畜場	日本食肉市場協会
	全国食肉センター協議会

※ 介護サービス、観光施設、宅地造成事業については関係機関なし。

都道府県による市町村支援体制の構築

- 新ロードマップの推進に向けて都道府県に対し、個別市町村の状況を的確に把握し、その取組を総合的に支援することを要請。
- 市町村の取組に要する経費（会計適用債の対象）や、都道府県が行う市町村支援に要する経費について、普通交付税措置。



事業者への一括委託・共同発注の例

1. 都道府県・市町村共同発注方式(秋田県及び県内3市町)

(1) 概要

- 秋田県下水道課の呼びかけにより、希望市町とともに移行事務(資産調査・評価)を共同委託(県流域下水道も委託対象)
○秋田県下水道課が市町、受託事業者とのワンストップ窓口となり、移行事務を総括。入札・契約事務等は県下水道課で実施
(※本事例以外に類似事例は確認できていない)



- (2) 移行期間：平成28年4月～平成31年3月（予定）（約3年間）
- (3) きっかけ：秋田県下水道課から県内市町村へ提案
- (4) 費用削減効果：費用総額について16.4%の減（単独実施の場合における見積りとの比較）
- (5) その他メリット：市町村職員の負担減（事業者の選定・調整、入札・契約事務等の共通化（県が一元的に対応））
- (6) 課題：共同発注に伴う事前調整の発生、移行期間の長期化

2. 市町村間水平連携方式(奈良県内3町)

(1) 概要

- 奈良県斑鳩町が幹事役を務め、近隣3町(生駒郡内)で共同して移行事務(資産調査・評価、移行事務一式)を委託
○日本下水道事業団が3町から移行支援業務を受託し、日本下水道事業団から事業者へ委託を行い、移行事務等を実施
(※本事例以外に類似事例は確認できていない)



- (2) 移行期間：平成26年4月～平成30年3月（予定）（約4年間）
 (3) きっかけ：斑鳩町から近隣各町（生駒郡内）へ提案
 (4) 費用削減効果：間接費用（契約事務手続等）等の削減（注：見積り等による費用比較はなし）
 (5) その他メリット：構成団体の担当者間でノウハウ共有・相談等が可能、3町で同一の作業工程を組むことによる受託事業者における事務効率化
 (6) 課題：共同発注に伴う事前調整の発生、各団体の作業進捗に相違が生じた場合の再調整の必要等

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

新たなロードマップにおいて、現行の重点事業を含む全ての法非適用事業について公営企業会計の適用を要請することを踏まえ、公営企業会計適用の取組や当該取組に対する支援に要する経費等について、地方財政措置の拡充・新設を行う

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置【拡充】

- 概要：法非適用事業における公営企業会計適用に要する経費について、地方債（公営企業会計適用債）を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費：地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費（基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。）
※ 「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用した場合の、専門人材招へいに要する経費を含む
- 財政措置：
 - － 簡易水道事業〔継続〕：元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%に普通交付税措置
 - － 下水道事業〔継続〕：元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
 - － 上記以外の事業〔新規〕：元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 措置期間：平成31～平成35年度

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置【新規】

- 概要：都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費：会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整（職員派遣等）、専門人材養成（研修実施費等）に要する経費
- 措置期間：平成31～平成35年度

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置【新規】

- 概要：公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容：平成35年度までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施（会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算）

法制化に向けた今後の検討課題

公営企業会計の適用拡大に関する調査研究会 法制検討ワーキング・グループ

中間報告

平成30年8月

検討内容の中間報告

1. 公営企業会計適用の意義
2. 義務づけの対象とする事業の範囲
3. 一部適用と全部適用
4. 公営企業会計適用と独立採算制との関係
5. 新たなロードマップにおける適用拡大に向けた方向性

公営企業会計適用の意義

- 近年、人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大が課題となっている
- 持続的な経営を確保するためには、損益情報・ストック情報等の経営状況を正確に把握した上で、適切な対応策を検討することが不可欠
- 公営企業会計は、そのために必要なツール(標準装備)と位置づけることができるのではないか
- また、公営企業会計の適用によって経営状況を比較可能な形で「見える化」することは、住民や議会に対する説明責任の観点からも重要ではないか
- 上記を踏まえれば、公営企業会計の導入は、現在の会計基準と同程度の精度で実施されることが必要ではないか

公営企業会計適用の意義(法制的経緯)

- また、以下の法制的経緯にかんがみれば、公営企業として事業を行う以上、基本的に公営企業会計を適用すべきと考えられるのではないかと
 - ・ 地方公営企業法制定当時から、公営企業である以上、原則として発生主義に基づく会計方式を適用すべきこととされていること
 - ・ 地方公共団体が公営企業会計に習熟するに従って、適用範囲の拡大が予定されていたこと
 - ・ 昭和41年の地方公営企業法改正時における任意適用のメルクマール(※)は、施設等の老朽化に伴う資産管理など、公営企業の経営環境に係る今日的課題に照らすと、公営企業会計適用の必要性を弱めるものではないこと
- ※ 「経費の相当部分が一般財源で賄われる(簡水、港湾、公共下水等)」「事業内容が施設の提供という単純なものである(市場、と畜場等)」「一定の工事が完成すると事業が完結する(宅地造成)」
- ・ 財政健全化法において、法非適用事業であっても、将来にわたり継続することを前提に、事業としての健全化を目指すという考え方が導入されたこと

義務付けの対象とする事業の範囲

- 住民生活に密着し、資産規模が大きい下水道事業及び簡易水道事業については、人口規模を問わず公営企業会計適用の対象とすべき
- その他の事業についても、経営状況の正確な把握等の必要性は変わらないことから、基本的には対象とすべきではないか
- 具体的にどこまでの事業を対象とするかについて、法制的観点からは、以下のようなパターンが考えられるのではないか
 - ① 地方財政法上、特別会計の設置が義務付けられている事業を対象
 - ② 自治体財政健全化法における「一般会計等」以外の事業を対象
 - ③ ②に平成27年総務大臣等要請において重点事業としている事業を追加
 - ④ 地方財政法上、公営企業債の発行が認められる事業を対象
- その際、①の事業の範囲のあり方も併せて検討することが必要ではないか

一部適用と全部適用

- 職員の身分取扱い等に係る規定については、
 - ・ 各団体がその適用の要否を判断することが適切であり、必ずしも各公営企業に共通して求められるものではないこと
 - ・ 法の全部を適用している公営企業においても、管理者を設置していないものが少なくないこと
- を踏まえれば、今回の法改正の対象は財務規定等の一部適用に絞るべきではないか

公営企業会計適用と独立採算制との関係

- 地方財政法等が公営企業に独立採算制を求める一方で、公営企業会計については当初から段階的な適用拡大が予定されていたことを踏まえれば、両者は論理的に独立していると言えるのではないか
- 今回の公営企業会計の適用拡大についても、独立採算制を強める、弱めるといったことにはならないのではないか
- 昭和41年の地方公営企業法改正は、地方財政法制定以来の独立採算制について、一般会計等との経費負担区分を前提とした独立採算制を改めて要請したものと理解できるのではないか
- 昭和41年改正による経費負担区分を前提とした独立採算制を維持する観点からも、公営企業会計の適用によって説明責任を確保する必要があると言えるのではないか

新たなロードマップにおける適用拡大に向けた方向性

- 現行のロードマップ(平成27年度～31年度末までを集中取組期間)においては、簡易水道及び下水道を重点事業として、人口3万人以上の団体に対し、重点的に公営企業会計の適用を要請している
- こうした働きかけにより、人口3万人以上の団体においては取組が大幅に進捗する一方、3万人未満の団体における取組に遅れが見られることを踏まえ、新たにロードマップを策定予定(平成30年末までの策定を予定)
- 新たなロードマップにおいては、まずは「簡易水道及び下水道」について、人口3万人未満についても取組を一層推進することが必要
- また、簡易水道及び下水道以外の事業についても、公営企業会計適用による経営状況の正確な把握等の必要性は変わらないことから、取組の推進が必要ではないか
- 新たなロードマップにおける適用拡大の具体的内容・取組期間等については、前述の法制的観点からの対象事業等に関する検討も踏まえ、検討が必要ではないか
- また、新たなロードマップにおいては、法制化に関する取扱いについても、あわせて示すことが適当ではないか

公営企業法制における課題とあり方

(公営企業会計の適用拡大に係る規定以外を含む検討)

平成30年8月

公営企業制度に係る諸課題について

【総括】

- 地方公共団体が公的にサービス提供を行うことが住民にとって必要な事業で、サービス対価である料金を主たる収入として経営するものを公営企業として整理。
- 公営企業制度は、会計制度、職員制度等について地方自治法、地方公務員法等の特例規定を設けるとともに、一般会計とは異なる財政制度(公営企業債・繰出基準と交付税措置)を適用する仕組みとなっている。
- この制度は、公営企業を独立採算原則に基づき効率的に経営する観点から、一般会計の事業とは異なる規律を求めるものとなっている。
- 公営企業の範囲については、地方財政法第5条の公営企業、同法第6条に基づき特別会計設置義務のある事業、地方公営企業法の適用のある公営企業というように、様々になっており、求められる規律が異なる一方で、同様の財政制度が適用されている。
- また、例えば下水道事業のように、関係法令制定当初と状況が大きく異なったため、広義の公営企業におけるシェアは大きいにもかかわらず、法令上の位置付けがきちんとされていないものもある。

具体的には、下水道事業は当初は事業規模もそれほど大きくなく、また公共下水道による整備を想定していたため、地方公営企業法に基づく会計制度を適用させず、また地方財政法の特別会計設置義務も公共下水道のみに課したが、その後、流域下水道、集落排水事業、浄化槽等が整備手法として加わった際には、財政制度としては下水道事業として位置付けたものの、法令上の位置付けはされずにきている。
- 関係法令の規定は、昭和41年改正以来、基本制度に係る大きな改正をしておらず、現在の実態に合わない側面があるだけでなく、今後予想される人口減少等経営環境の変化への対応(抜本的な改革)に当たっても、様々な課題がある。

広域化等抜本改革を推進するための制度のあり方

試案

◆ 基本的な考え方と求められる視点

1 公的サービス実施の範囲の縮減

(事業廃止、民間譲渡等を推進)

- 抜本改革を実施するに当たっての判断材料として、財務情報の整備が必要。
- 改革実施に当たっては、経営の悪い公営企業が撤退するために要する経費について資金手当が必要。

2 公的サービスとして維持するものの更なる効率化

(水道事業、下水道事業を中心とした広域化、整備手法の最適化の推進)

- 抜本改革を実施するに当たっての判断材料として、財務情報の整備が必要。
- 整備手法の最適化を推進するために、同一目的の事業についての会計統合を促す。

◆ 具体的な制度の方向性

<財務会計制度>

- 公営企業会計の適用範囲の早期拡大
- 整備手法の最適化を中心とした経営効率化のための会計統合

<地方債の特例>

- 公営企業からの撤退、広域化による経営統合を行う際、公営企業を廃止する際に必要となる経費を地方債の対象に。

法令改正等のイメージ

試案

- 地財令の改正により特別会計を設置する事業の範囲を整理する。
- 地財令規定事業のうち、全部又は一部の事業について地方公営企業法(第2条第2項)を改正し、財務規定等を適用する。
- あわせて、公営企業の経営効率を高めるための改正を行うことも検討。

1 地財令の改正(公営企業の範囲について)

(1) 地財法第5条第1号の公営企業の解釈の整理

(2) 地財法第6条に基づく地財令第46条に規定する事業について

- 公営企業債の対象としている事業についてすべて規定することを基本とする。

2 公営企業法の改正①(財務規定等の適用拡大等について)

(1) 公営企業法第2条第2項に基づき、財務規定等を適用する事業について

- 地財令で定める事業のうち、全適の事業(7事業)を除く事業についてすべて規定することを基本とする。
- ただしフィージビリティの観点から、一定の経過措置を置く。

(2) 公営企業法第17条の1事業1特別会計の原則について

- 同一目的で実施する事業(例:水道と簡易水道、公共下水道と集落排水や浄化槽等)については、原則として同一の特別会計とすることを促す仕組みを構築することを検討。
- ただし、経営判断を適切に行う観点からも事業ごとの区分経理等は義務付ける必要がある。

※ 公営企業については特別会計が経営の単位であり、健全化比率等をはじめとする経営の善し悪しの評価の単位であり、公営企業全体の経営改善の観点からは、同一目的の事業はまとめて経営の改善を推進することが肝要。

※ ただし、公営企業法の適用関係が異なる事業間では特別会計の統合は不可能であるため、法律上の義務付けはできない。

3 公営企業法の改正②(その他の改正)

(1) 中長期の視点に立った経営戦略の策定とPDCAについて

- 公営企業法において、公営企業法の適用(全部適用及び財務適用)のある公営企業に対して、長期的な持続可能性を視野に設定される中期目標に基づく経営戦略(中期計画)の策定と進捗管理等を義務付ける。目標、計画の内容や目標等の達成状況をチェックする機能についても検討。

※ 地方独立行政法人法を参考にしつつ、地方公共団体の内部の組織であることを反映することが必要。

加えて、長期的な視点を取り入れることも検討。

※ 国で示す繰出基準に基づかない、いわゆる基準外繰出の根拠として活用することも検討。

4 その他

(1) 旧第三セクター等改革推進債と同趣旨の地方債の特例規定の整備(地財法附則の改正)

- 経営の悪化した事業について公営企業からの撤退(広域化を含む。)を促すために、公営企業の廃止(事業の廃止、事業の民間譲渡、地方独立行政法人化、広域化 等)に係る経費を地方債の対象とする規定を設ける。

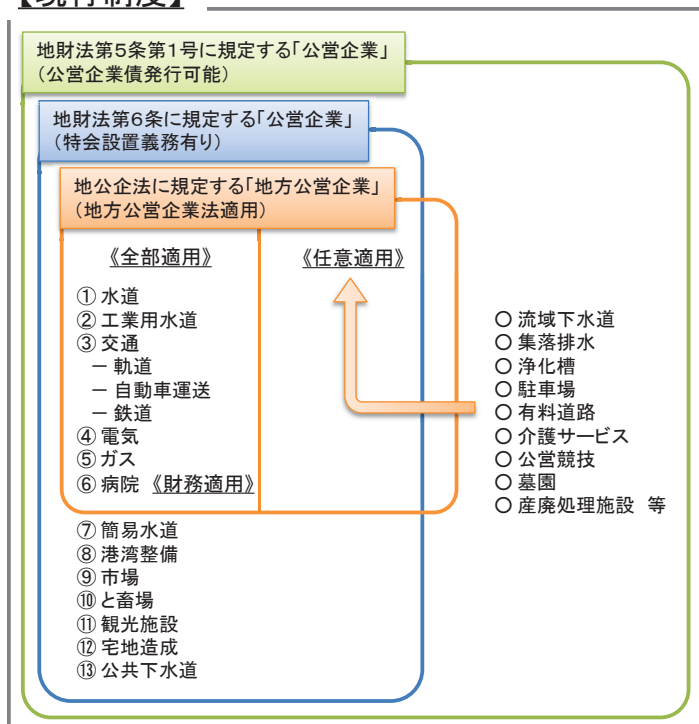
(2) 永久企業債の規定の廃止(公営企業法第23条)

公営企業の概念図(改正前後)

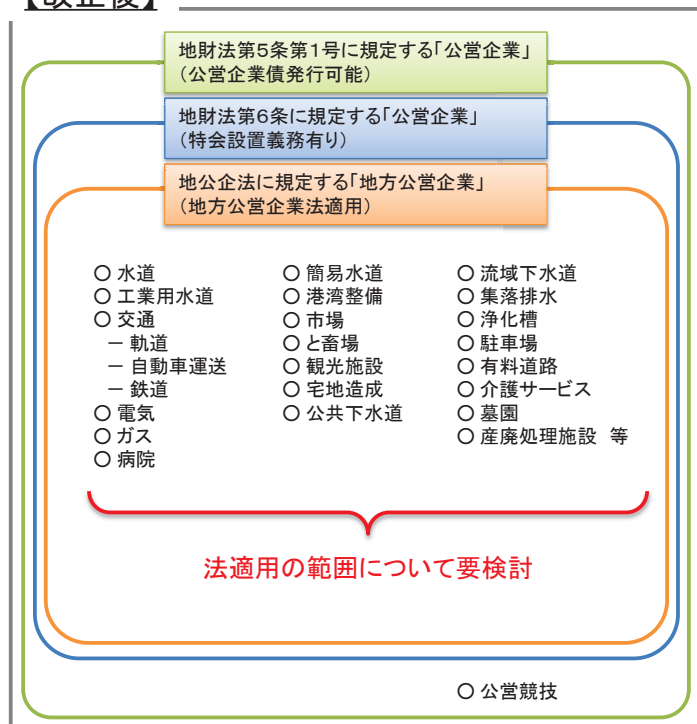
試案

- 地方公営企業法令に規定する「地方公営企業」と地方財政法令に規定する「公営企業」との間では概念に差異あり
- 法改正を行う場合、両法令における「(地方)公営企業」の範囲を統一することが最優先
- その上で、地方公営企業法の適用の範囲を事業単位で判断する必要

【現行制度】



【改正後】



法制化に係る個別論点について

①:「公営企業」の範囲について

②:公営企業法の適用(全部適用、財務適用等)について

③:事業と会計との関係について

④:経費負担区分について

⑤:経営戦略とPDCAについて

⑥:人口減少への対応について

⑦:永久企業債について

⑧:地方公共企業体について

平成30年8月

論点①:「公営企業」の範囲について

【問題意識】

- 公営企業債の対象としての「公営企業」、特別会計設置義務を課す「公営企業」、公営企業法(全部・一部)を適用させる「公営企業」の関係を再整理する必要があるのではないか。
- そのうえで公営企業法の適用(財務規定)の範囲を整理する必要がある。
- 最も広義になるであろう「公営企業」をどのような範囲にすべきか。
- 現行のように、特定の事業については「公営企業」として実施することを義務づけるが、それ以外については各団体の条例に委ねることとするかを、どう考えるか。

※現行制度

- 地方公共団体の行う企業においては、その要する経費について地方債を発行できるとされている(地方財政法第5条第1号)。
- 公営企業の経理については、事業ごとに特別会計を設けて行うことが原則とされているが、その原則が適用される企業の範囲は地方公営企業法(第2条及び第17条)と地方財政法(第6条及び地方財政法施行令第46条)とで異なっている。
- 任意適用事業について地方公営企業法の一部を適用する場合、経費の負担区分等の財務に係る規定(第17条～第35条)は適用されることになる一方、組織に係る規定(第7条～第16条)や職員の身分取扱いに係る規定(第36条～第39条)は適用されないことになる。

論点①:「公営企業」の範囲について

【関係条文】

○ 地方財政法(昭和23年法律第109号)
(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合

二～五 (略)

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

○ 地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)
(公営企業)

第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

一 水道事業

二 工業用水道事業

三 交通事業

四 電気事業

五 ガス事業

六 簡易水道事業

七 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)

八 病院事業

九 市場事業

十 と畜場事業

十一 観光施設事業

十二 宅地造成事業

十三 公共下水道事業

○ 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)
(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

一 水道事業(簡易水道事業を除く。)

二 工業用水道事業

三 軌道事業

四 自動車運送事業

五 鉄道事業

六 電気事業

七 ガス事業

2・3 (略)

(特別会計)

第十七条 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

論点②:公営企業法の適用(全部適用、財務適用等)について

【問題意識】

- 公営企業の範囲、公営企業法の適用等を整理するに当たって、広域化等をはじめとする抜本改革を推進しやすくする環境整備として行う視点が必要なのではないか。
- 財務適用の対象事業を拡大するに当たり、あわせて、全部適用の対象事業についてもあらためて整理が必要ではないか。
- 民営化等による公営企業からの撤退を想定すれば、民間で実施するシェアが高い事業ほど、公営企業法適用の要請は強いとも考えられるのではないか。(論点⑥と関係)
- そもそも、全部適用した場合でも、一般会計部局と給与体系に差を設けるのは困難であること、小規模事業については条例により管理者を置かないケースが多いこと等を踏まえ、全部適用の意義についてどう考えるか。
- 現行は、公営企業法を適用する場合、全部適用か財務適用かの二択となっているが、より柔軟な適用のあり方も考えられるか(例:財務規定+管理者設置 など)。

※現行制度

- 地方公営企業法の全部を適用する場合、一部適用の場合に加えて、組織に係る規定(第7条～第16条)や職員の身分取扱いに係る規定(第36条～第39条)が適用されることになる。
 - 一 具体的には、管理者の設置の原則や企業職員に対する身分取扱いに係る地方公営企業労働関係法の適用など。
- 現行法上、法適用は一部適用又は全部適用の二択であり、一部適用+組織に係る規定のみの適用等は認められていない。

論点③:事業と会計との関係について

【問題意識】

- 「事業ごと」に設けられている公営企業の特別会計(経理の単位)であるが、どのような単位とすることが望ましいか。同一目的で補完関係にある事業(上水道と簡易水道、公共下水道と集落排水・浄化槽など)については、事業横断の改革による経営効率改善の推進の観点からも、会計を統合することを原則とすることが必要なのではないか。その際には、現行の事業ごとの財務書類の作成は求めることとし、料金水準の設定についても必ずしも統一することを求めないこととしてはどうか。
- その際、会計を統合する事業については、公営企業法の適用に当たり、全部適用と財務適用のいずれを選択するか、一体的に判断していく必要があるのではないか。
- あわせて、任意適用事業の「事業の単位」についても、あらためて整理が必要ではないか。

※現行制度

- 公営企業の経理は原則として「事業ごと」に特別会計を設けて行うものとされている(法第17条)。
- ただし、事業の性質が類似している事業(軌道事業・自動車運送事業・鉄道事業又は水道事業・簡易水道事業(全部適用の場合に限る))については、二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができることとされている(令第8条の4)。
- しかしながら、こうした事業間の会計の統合は、あくまで例外的な措置であって、特別な場合に限るべきものと解釈されており(逐条)、また、任意適用事業の取扱いについては明文の規定が置かれていない。

論点③:事業と会計との関係について

【関係条文】

- 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)

(特別会計)

第十七条 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

- 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)

(二以上の事業を通ずる特別会計)

第八条の四 地方公共団体は、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合又は水道事業及び法の規定の全部を適用する簡易水道事業を併せて経営する場合には、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

論点④：経費負担区分について

【問題意識】

- 公営企業に適用される経費負担区分は法令に基本的な考え方が示されている一方、具体的に規定されている経費については極めて限定されているため、実態は繰出基準で示すことにより個々の企業の経営と財政措置をリンクさせている。あらためて経費負担区分と繰出基準の関係を整理する必要があるのではないか。
- 財政措置の基本となる繰出基準は全国一律で整理することとなるが、実態としては、地域によって経営環境や求められるサービスは様々であることから、合理的な基準外繰出金も存在すると思われる。赤字補填として行われる基準外繰出とは区別して、各団体が一定の枠組みの下で地域の合意を得て実施する基準外繰出について、何らかの法令上の根拠を置くことも考えられるのではないかと。

※現行制度

- 地方公営企業の経営は、受益者負担及び独立採算制を原則とするものであるが、他方、そうした独立採算になじまない経費については、他会計からの出資等により負担するものとされている（法第17条の2）。
- 上記の経費は、地方公営企業法施行令により限定的に列举されている（令第8条の5）。
- その他、公営企業の特別会計に対して、他会計から補助や貸付け等を行うことができるものとされている（法第17条の3～第18条の2）。

論点④：経費負担区分について

【関係条文】

- 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

（経費の負担の原則）

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

- 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

（一般会計等において負担する経費）

第八条の五 法第十七条の二第一項第一号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費（当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分）とする。

- 一 水道事業 公共の消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費及び公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費
- 二 工業用水道事業 公共の消防のための消火栓に要する経費その他工業用水道を公共の消防の用に供するために要する経費
- 三 病院事業 看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費

2 法第十七条の二第一項第二号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費（当該経費に充てることができる当該事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。）とする。

- 一 軌道事業 当該軌道事業の用に供する車両以外の車両が通行することにより必要を生じた軌道敷の維持、修繕及び改良並びに道路における交通の混雑を緩和するため当該軌道事業を経営する地方公共団体の長が必要と認めた場合に行なう軌道の撤去に要する経費
- 二 病院事業 山間地、離島その他のへんぴな地域等における医療の確保をはかるため設置された病院又は診療所その立地条件により採算をとることが困難であると認められるものに要する経費及び病院の所在する地域における医療水準の向上をはかるため必要な高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費

論点⑤：経営戦略とPDCAについて

【問題意識】

- 公営企業の経営は、生活インフラ施設の普及拡大に主眼が置かれていたが、施設が概成し急激な人口減少が進む現在においては、更新需要に的確に対応し、ダウンサイジングも含めたより効率的かつ持続的な経営の確保が課題である。このため、中長期的な視点に立った計画的な経営や抜本的な改革が求められる状況を踏まえれば、その経営の基本となる経営戦略について、その策定を法令上、義務づけるべきではないか。
- また、経営戦略が適切な内容であるか、経営戦略に基づく取組が適切に進められているか等を客観的に評価する仕組みが必要ではないか。
- 地方独立行政法人における仕組み(中期目標、中期計画などに基づくPDCA)が参考になるのではないか。
- あわせて、経営状況を適切に評価する観点から、経営戦略等に基づき各団体が実施する基準外繰出金については、一定の枠組みの下で、経費負担区分において位置づけることも考えられるのではないか(論点④と関係)。

論点⑥：人口減少への対応について

【問題意識】

- 公営企業の経営は、急激な人口減少が進む中、今後のサービス需要を的確に予測し、ダウンサイジングや広域化等の抜本的な改革が必要となっている。この流れを促す仕組みが必ずしも十分ではないのではないか。
- また、病院をはじめとして、公営企業からの撤退に際しては、必要となる経費について法令上、起債の対象とならないことが、適時適切な撤退を阻害する要因となっているのではないか。

※現行制度

- 地方財政法上、公営企業における地方債の発行については、「企業に要する経費の財源とする場合」に限定されている(同法第5条第1号)。
- 平成21年度から平成25年度までの間に限っては、公営企業の廃止に伴い一般会計等が負担する必要がある経費について地方債の発行を認めていた(同法第33条の5の7)。

論点⑥：人口減少への対応について

【関係条文】

○ 地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合

二～五 （略）

（公営企業の廃止等に係る地方債の特例）

第三十三条の五の七 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年まで（総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる行為を行うことその他の総務省令で定める事項を定めた計画を平成二十六年五月三十一日までに総務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体にあっては、平成二十一年度から平成二十八年まで）の間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止 当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が経営する公営企業の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体の組合に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

三 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行っている当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

四 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行っている法人（公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）及び当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行っている法人の解散（破産手続その他の総務省令で定める手続によりこれらの法人が清算をする場合に限る。以下この号において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生手続その他の総務省令で定める手続によるものに限る。以下この号において同じ。） 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行っている法人の借入金について当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体と当該法人の債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある損失補償に要する経費及び当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行っている法人に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されないこととなつたため必要となる経費

2 地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起す地方債を含む。）を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

3 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4 第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率及び同項第四号に規定する将来負担比率の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

5 第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

6 総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

論点⑦：永久企業債について

【問題意識】

- 地方公営企業の建設に要する資金に充てるための企業債については、従来、自己資本金と並び、「資本金（借入資本金）」と整理されていたが、平成23年度の会計制度の見直しにおいて、償還期限の定めがない永久企業債を含む全ての企業債が「負債」として扱うことと整理された。
- もとより永久企業債も地方債であることに変わりなく、上記の見直しを踏まえれば、普通会計の建設地方債と同様、償還期限を定める必要があるのではないか。

※現行制度

- 企業債のうち、地方公営企業の建設に要する資金に充てるものについては、償還期限を定めないことができることとされている（法第23条）。
- 「永久企業債」の趣旨としては、地方公営企業は、住民福祉の増進を基本目的として経営され、公共行政の一般としての地位を本来持つものであり、その所要資金を住民が出捐するための方法として利用されることを期待するものと説明されている（逐条）。

論点⑦：永久企業債について

【関係条文】

- 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)
(償還期限を定めない企業債)

第二十三条 地方公共団体は、企業債のうち、地方公営企業の建設に要する資金に充てるものについては、償還期限を定めることができる。この場合においては、当該地方公営企業の毎事業年度における利益の状況に応じ、特別利息をつけることができる。

- 地方財政法(昭和23年法律第109号)
(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

(地方債の償還年限)

第五条の二 前条第五号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。

論点⑧：地方公共企業体について

【問題意識】

- 「地方公共企業体」の現在における意義について、検証が必要ではないか。
 - ・ 公営企業型地方独立行政法人制度の創設と、本条との関係をどう考えるか。
 - ・ 水道・下水道等における広域化を推進する中で、新たな事業体として、本条に基づく経営体を具体化する意義があるか。

※現行制度

- 地方公営企業の能率的、合理的な経営を確保する観点から、間接経営方式による経営が適当である場合もあるものと想定し、地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、地方公営企業を経営するための「地方公共企業体」を設けることができることとされている(法第23条)。
- 具体的な内容は別に法律をもって定めることとされているが、この法律は未だ制定されていない(逐条)。

論点⑧:地方公共企業体について

【関係条文】

○ 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)

(地方公共企業体)

第四十二条 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、地方公営企業を經營するための地方公共企業体を設けることができる。

過去に任意適用と整理された事業に適用範囲を拡げる現代的意義

○ 昭和41年地方公営企業法改正当時に任意適用とされた各事業について、それぞれのメルクマールに沿った当時の整理(法の規定を一律に適用させる実益が少ないとされた理由)[関根則之「逐条解説」]については、現在の各事業の状況や施設等の老朽化に伴う資産管理に関する社会的要請の中で、以下のように整理できるのではないか。

①「事業の内容が施設の提供という極めて単純なものであり、企業の経営という実体を有しない」(市場、と畜場、指定管理者制度を導入している事業 等)

⇒ 現在は、老朽施設の維持管理・更新が中心的課題。これらの課題に対応するためには、減価償却を把握し、適切な使用料設定を行うための資産台帳やB/Sが必須である。さらに、事業の継続性を確認するため、P/Lも必須である。

②「一定の工事が完成すると事業そのものが完結してしまい、継続的事業体なる企業とは言い難いもの」(宅地造成)

⇒ 現在は、計画どおりに造成地等の処分が進んでおらず、売れ残った造成地等をどのように解消するかが中心的課題。これらの課題に対応するためには、資産価値を把握して管理できるよう、資産台帳やB/Sが必須である。

③「地方公共団体の一般行政との関連が密接であり、経費の相当な部分を一般財源をもって賄わなければならないもの」(簡水、船舶、港湾、公共下水 等)

⇒ 現在は、老朽化に伴う資産管理の必要性が高まっていること、また、一般会計側でも公共施設の老朽化対策が重要となっており、公会計並の会計(発生主義・複式簿記)を備えなければ、一般財源をどう割り当てていくべきかを適切に判断できない状況になってきている。
・ 一般会計も厳しい状況となっている中で、一般財源の負担が大きい事業については、一層の経営の効率化を図り、住民への説明責任を果たすため、「見える化」が必要である。

独立採算制との関係

- 公営企業会計への移行(義務付け)によって、独立採算制の適用に変化が生じるのではないかと懸念に対し、改めて考え方を整理すると以下になるのではないかと。
- いわゆる独立採算制そのものは、公営企業会計の適用の有無にかかわらず、地方財政法の規定等に基づき、あらゆる公営企業に当てはまるもの。
- 一方、公営企業会計の適用は、過去からの経緯として公営企業会計方式への習熟や一般行政との関係等にかんがみ、段階的にその適用を拡大することとしていたものである。
- ⇒ 両者の問題は論理的にはそれぞれ独立している。
- 昭和41年の地方公営企業法(及び地方財政法)の改正において、財務規定等に「経費負担区分を前提とした独立採算」制が導入されたことにより、公営企業会計の適用事業には独立採算制が徹底され、一般会計からの繰出しにも強い制約がかかる一方、非適用事業には独立採算制が求められず、一般会計からの繰入れにも制約はない、との理解が普及している可能性がある。
- しかし、公営企業会計の適用事業であっても、地方公営企業法第17条の2に基づく一般会計負担以外に、同法第17条の3に基づく補助など一般会計からの繰入れは可能であるし、また、非適用事業であっても、繰出基準(総務副大臣通知)に則って繰入れが行われており、一般会計からの繰入れは無制約ではない。
- したがって、現在、非適用事業に対して公営企業会計の適用範囲を拡大、すなわち、「経費負担区分を前提とした独立採算」の適用範囲を拡大することとしたとしても、実質的に、独立採算制の強化となるわけではない。
- 以上を踏まえ、今回の公営企業会計の適用範囲の拡大に当たっては、独立採算制を強める／弱めるということと連動させることなく、法令上の措置を講じる主眼を、公営企業の経営上の標準装備として公営企業会計を適用し、経営状況の正確な評価・判断と適切な経営計画等の策定のために必要な資産・損益の状況の的確な把握を統一的な水準で実施されるようにすることにおいて、公営企業会計の適用範囲の拡大を検討すればよいのではないかと。

義務付けの対象とする事業の範囲①

基本的考え方

- 住民生活に密着し、資産規模が大きい下水道事業及び簡易水道事業については、事業を実施する団体の人口規模を問わず、公営企業会計適用の対象とする。
- その他の任意適用とされている事業についても、事業によって資産・設備等に差はあるものの、施設・設備の老朽化等への対応といった必要性は下水道事業及び簡易水道事業と変わるところはなく、経営状況の正確な評価・判断及び必要な資産・損益の状況の的確な把握という法改正の目的はこれらの事業にも当てはまることから、適用の対象とする。
- 公営企業会計の適用範囲に係るパターン(例)について、以下のとおり例示。なお、特別会計設置の義務付けの対象となる事業の範囲について、今後の法制化の検討においてどのように整理するかは要検討。

具体的な適用範囲のパターン(例)

- ① 地方財政法上、特別会計の設置が義務付けられている事業(現行法令に基づくもの)を対象

地方財政法施行令第46条
簡易水道・船舶・電気・港湾整備・市場・と畜場・観光施設・宅地造成・公共下水道

- ② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における一般会計等以外の事業を対象

地方財政法施行令第46条
簡易水道・船舶・電気・港湾整備・市場・と畜場・観光施設・宅地造成・公共下水道

駐車場・介護サービス・
有料道路

- ③ ②に平成27年総務大臣等要請において重点事業としている事業を追加

地方財政法施行令第46条
簡易水道・船舶・電気・港湾整備・市場・と畜場・観光施設・宅地造成・公共下水道

駐車場・介護サービス・
有料道路

集落排水・
浄化槽

- ④ 地方財政法上、公営企業債の発行が認められる事業を対象

地方財政法施行令第46条
簡易水道・船舶・電気・港湾整備・市場・と畜場・観光施設・宅地造成・公共下水道

駐車場・介護サービス・
有料道路

集落排水・
浄化槽

墓園・産業廃棄物処理・
公営競技 等

義務付けの対象とする事業の範囲②

○ 義務付けの対象とする事業の範囲について、前記の①～④のパターン(例)に関するそれぞれの主なメリットと留意点は以下のとおり。

	＜パターン①＞ 地方財政法上、特別会計の設置が義務付けられている事業を対象とする	＜パターン②＞ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における一般会計等以外の事業を対象とする	＜パターン③＞ パターン②に平成27年総務大臣等要請の対象としている事業を追加する	＜パターン④＞ 地方財政法上、公営企業債の発行が認められる事業を対象とする
考え方	○特別会計設置義務がある事業については、公営企業会計の適用による経営状況の正確な評価や必要な資産・損益の状況の的確な把握が統一的な水準で行われることが不可欠	○特別会計設置義務がある事業については同左 ○駐車場事業、介護サービス事業等については、事業数も多く、民間代替性も高いことから、公営企業会計を適用する意義が大きく、必要性も高い	○特別会計設置義務がある事業並びに駐車場事業、介護サービス事業等については、同左 ○平成27年総務大臣等要請の対象としている浄化槽及び集落排水事業も対象に加えることが適当	○地方公共団体が行う「企業」に要する経費の財源とする公営企業債を発行するのであれば、「企業」としてその経費をその事業の収入で賄うため、公営企業会計を適用する意義が大きい
利点	○対象事業の範囲が明確 ○地方公共団体の財政の健全化に関する法律における公営企業の範囲と整合的	○地方公共団体の財政の健全化に関する法律における公営企業の範囲と一般会計等の範囲との隙間を埋める形となる	○平成27年総務大臣等要請の対象事業と整合的	○公営企業債の発行主体である地方財政法上の「公営企業」と、財務規定等の適用をする地方公営企業法上の「地方公営企業」の違いをなくし、いわゆる公営企業たるもの、財務規定等の適用をしているものと整理することが可能
留意点	○現在の特別会計設置義務の対象事業(地財令 § 46)について、なぜ現状の区分で区切って要請するのか、特会設置義務について外すべき又は新たに加えるべき事業がありうるのではないかとといった点について整理が必要 ○現在の特会設置義務の対象事業の定義に解釈の幅があり、団体の判断により設置しない場合の取扱いについて整理が必要	○地方公共団体の財政の健全化に関する法律制定時において想定している公営企業の範囲との整合性について整理が必要	○下水道事業の中でも、公共下水道と浄化槽等で公営企業会計適用の取組の要請の度合いに差を設けていることとの整合性について整理が必要	○法適用しない事業は、公営企業債の発行ができなくなることで問題が生じないか整理が必要

法適用の取組事例（簡水・下水以外の事業）

簡水、下水以外の事業では、他の事業が法適化した際に同時に取り組んだ例が多い。

事業名	団体名	きっかけ	理由	他事業の取組状況	参考としている事例
船舶運航事業	香川県 観音寺市	下水道事業の法適化を進める中で同じ法非適である船舶運航事業も検討することとなり、平成27年9月に策定した観音寺市行政改革推進計画において、法適用に取り組むことが位置づけられたため。	住民や議会に経営状況をより明確に示すため。	下水道事業	同市の下水道事業
	鹿児島県 屋久島町	・下水道事業の法適化を進める中で同じ法非適である船舶運航事業も検討することとなったため。 ・平成31年度に新船の建設を予定しており、新船建設の必要性や今後の経営見通しを示すべきとの議論があったため。		簡易水道事業 下水道事業	同町の下水道事業
電気事業	大分県 豊後大野市	法適化を市全体で議論する中で、電気事業も検討することとなったため。		下水道事業	同市の水道事業
宅地造成事業	兵庫県 洲本市	下水道事業の法適化に際しての庁内協議の結果、財政課の主導の下、下水道担当課が中心となり全公営企業事業について、法適化すべきであると判断されたため。		下水道事業 駐車場整備事業 介護サービス事業	同市の下水道事業
駐車場整備事業	兵庫県 洲本市	下水道事業の法適化に際しての庁内協議の結果、財政課の主導の下、下水道担当課が中心となり全公営企業事業について、法適化すべきであると判断されたため。		下水道事業 宅地造成事業 介護サービス事業	徳島市の駐車場事業
介護サービス事業	兵庫県 洲本市	下水道事業の法適化に際しての庁内協議の結果、財政課の主導の下、下水道担当課が中心となり全公営企業事業について、法適化すべきであると判断されたため。		下水道事業 宅地造成事業 駐車場整備事業	赤穂市の介護サービス事業
	宮城県 加美郡保健医療福祉行政事務組合	組合内では、病院事業(財務適用)と介護サービス事業(現在非適用)が混在しており、見づらいという意見が多かったことから、国の動向等を注視し、見える化を進めるうえで法適化すべきであると判断したため。		—	—

※洲本市駐車場整備事業以外は特別会計を設置して事業を行っている。

※加美郡保健医療福祉行政事務組合介護サービス事業は法適化のために新たに1名配置。その他の事業は特に配置人員を増やしていない。

事業毎の課題

事業特有の課題

論点

事業特有の課題があることをもって、当該事業自体に公営企業会計を適用しなくても良いこととして良いか。

検討

下記の6事業について特有の課題があるが、事業自体としての適用しなくても良い事由にはあたらないのではないか。

事業	課題	検討
電気	○ 法非適用の電気事業のうち、固定価格買取制度の適用を受ける事業は、制度適用期間終了後(20年後)に廃止する見込みであり、資産の更新を予定していない事業がある。	○ 電気事業自体として、法適用しなくても良い事由とするのではなく、あくまで個々の団体ごとに事業廃止等が確実である場合のみ、適用しなくても良い事由にあたるとすべきではないか。 <理由> ○ 事業廃止等が確実でない事業においては法適用の意義があるため。
港湾整備	○ 港湾管理者は、海域も含む港湾空間全体管理をしているため、港湾機能施設だけに法適用することはそぐわない。	○ 港湾管理者が他の施設も併せて管理することは、適用しなくて良い事由ではないのではないかと。 <理由> ○ 特別会計で行うことが義務付けられる港湾機能施設は、 他の施設と経理上区別ができ 、また、法適用をしなければ、上屋や荷役機械などのストック情報や、損益情報の的確な把握が困難であり、 施設の老朽化等を踏まえた更新計画の策定を適切に行うことができず、法適用の意義は大きい ため。
宅地造成	○ 造成した土地の販売が終了すれば、事業自体を廃止する団体が多く存在する。	○ 宅地造成事業自体として、法適用しなくても良い事由とするのではなく、あくまで個々の団体ごとに一定の時期までに事業廃止等が確実である場合のみ、適用しなくても良い事由にあたるとすべきではないか。 <理由> ○ 事業廃止等が確実でない事業においては法適用の意義があるため。
集落排水	○ 法適用がきっかけとなって、事業推進に支障が生じ、汚水処理施設の普及が遅れることがないように留意する必要がある。	○ 事業推進に支障が生じるおそれについては、適用しなくても良い事由ではないのではないかと。 <理由> ○ 法適用に当たって、 必要性の理解醸成と懸念の払拭を図るとともに、団体の負担軽減に資する促進策を充実させて、支障が生じないようにできるため。
浄化槽	○ 法適用の事務負担が重いことを理由として、環境省が推進する市町村設置型の浄化槽事業が廃止することにならないように留意する必要がある。	○ 事業推進に支障が生じるおそれについては、適用しなくても良い事由ではないのではないかと。 <理由> ○ 法適用に当たって、 必要性の理解醸成と懸念の払拭を図るとともに、団体の負担軽減に資する促進策を充実させて、市町村設置型の廃止につながらないようにできるため。
介護サービス	○ 介護サービス事業と一般会計等による福祉業務を合わせて行っている場合がある。	○ 一般会計等において一体的な経理がなされていることは、適用しなくても良い事由ではないのではないかと。 <理由> ○ 公営企業として行う部分と、一般会計として行う部分の区分の方法を示せば、 経理の区分ができる ため。また、介護サービス事業と一般会計で行う福祉業務の経理を区分しても実務上問題ないため。

事業分野ごとの課題(関係省庁意見)

H29年6月総務省調査

	(1)法適化への意見(総論)	(2)法適化を義務付けた場合の法律上又は実務上の問題	(3)左記(2)の具体例
観光施設 (観光庁)	意見なし	問題なし	—
宅地造成 (国交省)	意見なし	問題なし	—
公共下水道 (国交省)	公営企業会計導入については、持続的な経営を保つために、効果的な施策と考えており、従前より導入促進を行っている。	下水道法に基づく事業計画の財政計画書などにおいて、減価償却費と起債償還費の記入内容の整理を行う必要あり。	—
集落排水 (農水省、水産庁、林野庁)	(農業集落排水) 採算性の確保が困難であり、また、地区数や規模が市区町村により大きく異なることから、規模による特例措置、人的・財政的支援、移行期間の確保等が必要。 (漁業集落排水) 住民等からの使用料のみによる運営は困難であり、現状では一般会計から繰り入れが多く、また地方公共団体において担当する職員数が少ない状況であると認識。 汚水処理施設の普及が遅れることがないよう、適用義務化の是非を検討いただきたい。 (林業集落排水) 意見なし	同左	—
浄化槽 (環境省)	汚水処理事業全体の効率化、持続可能な経営を促すため、浄化槽市町村整備推進事業についても、公営企業会計を適用することは望ましい動きと考えている。 一方で、本事業の実施主体は零細な自治体が多く、職員数も少ないことから、事務負担が過大にならないよう配慮をお願いしたい。	法律上の問題として把握している事項はない。実務上の懸念事項として、本事業の新規着手が伸び悩み、事業廃止の動きも生じている中、公営企業会計の適用が事務的負担を増加させることで事業廃止の動きを加速化しないよう、自治体へのサポートを充実させることが必要と思料。	岩手県一関市において、平成28年度から個人設置型への移行・市所有浄化槽の住民への無償譲渡を開始。ほか、岡山県真庭市、長崎県長崎市でも事業廃止。
駐車場 (国交省)	意見なし	問題なし	—
介護サービス (厚労省)	意見なし	問題なし	—

事業分野ごとの課題(関係省庁意見)

H29年6月総務省調査

	(1)法適化への意見(総論)	(2)法適化を義務付けた場合の法律上又は実務上の問題	(3)左記(2)の具体例
電気 (エネ庁)	意見なし	問題なし	—
交通(船舶) (国交省)	意見なし	問題なし	—
簡易水道 (厚労省)	簡易水道事業に公営企業会計を適用する趣旨についてはアセットマネジメントの観点からも有益で、水道の基盤強化に資するものであると理解している。簡易水道については零細な事業者も多く厚生労働省としても簡易水道事業の統合や水道事業の広域化を進めているところであるが、地理的条件等で統合及び広域化が困難な簡易水道である場合は、公営企業会計適用の義務化の対象外とするなど検討が必要と考える。	現在も既に公営企業会計を適用している簡易水道事業もあるため、法律上の問題は生じないものと考えているが、簡易水道事業は給水人口が少ないうえ地理的条件が不利な事業も多いため、一般会計からの繰入に頼りがちな事業も多い。さらに、経営基盤が脆弱な簡易水道事業においては事業に携わる職員数も限られており、公営企業会計適用が義務化された場合に生じる事務等に対して十分対応できない恐れがある。	平成28年度に実施した水道台帳の整備状況に関するアンケート調査では、回答している簡易水道事業者の約半数近くにおいて施設データが整理していない又はあまり整理されていないという回答結果がえられている。なお、厚生労働省では、広域化を前提に水道施設台帳の整備に要する費用の一部について財政支援の対象とし、水道法の一部改正案においても、施設台帳の義務化(H32.4.1予定)を規定しているところ
港湾 (国交省)	港湾管理者は、海域も含む港湾空間全体管理をしている。そのため、港湾機能施設だけに公営企業会計を適用することはそぐわないと考える。	—	—
市場 (農水省)	第10次卸売市場整備基本方針にも、経営責任の明確化や自主性の拡充等が期待できる地方公営企業法(昭和27年法律第292号)も視野に入れて対応するよう記載があるが、多くの卸売市場が官公庁会計を採用している現状を踏まえると、団体としては法適用に踏み切りづらい何かがあると思われるが、当方では把握していない。	農業競争力強化支援法が成立し、卸売市場のあり方が問われ、卸売市場関係者は様々な対応に追われることが予想される中、更に地方公営企業法適用に係る作業が発生し、大きな負担になることが懸念されるところ。	現在、制度改正を視野に卸売市場関係者から意見を聞いているところであり、今後、来年度の通常国会に向けて、具体的に検討を行っていく予定。(卸売市場関係者はまだ条例や業務規程を作成できない)このような中、制度上重要な会計制度の変更を検討していくことは実務的に難しい。
と畜場 (農水省、厚労省)	意見なし	問題なし	—

事例報告：洲本市（宅地造成・駐車場・介護サービス事業）

ヒアリング事業の概要

自治体名（人口）

兵庫県洲本市（47, 254人）

ヒアリング事業の概要

事業名	職員数 （人）	事業規模 （千円）	営業収益 （千円）	経営状況（収益的収支）		
				料金収入 （千円）	営業費用 （千円）	他会計繰入金 （千円）
宅地造成事業	2	92,330	97,850	92,330	1,067	－
駐車場事業	2	41,561	41,561	41,561	40,349	－
介護サービス事業	3	94,603	94,603	94,603	172,662	53,971

市の公営企業の状況

運営する公営企業	会計名	法適用状況	法適化年月日
下水道事業	下水道事業特別会計	法非適	平成30年4月1日（予定）
宅地造成事業	土地取得造成特別会計		平成30年4月1日（予定）
駐車場事業	一般会計		平成30年4月1日（予定）
介護サービス事業	介護保険特別会計		平成30年4月1日（予定）

法適用の課題と移行促進策

①簡水・下水とは異なる特有の課題は何か

- 下水道以外の事業では近年法適用した団体が見当たらなかったため、下水道の法適用に関する通知やマニュアルを参考に、各事業に置き換えた場合にどうなるかを考え、法適用に取り組んでいる。
- 下水道事業では、「詳細整理手法」、「標準整理手法」等が示されているが、その他の事業ではそのような手法が示されていないため、どのような資産があつてどれくらいの単位で整理すればいいのかが分からず、資産全体を把握するのに時間が掛かり効率も悪かった。
- 条例・規則等については、総務省マニュアルにある例を参考に作成している。現時点では特有の課題は感じていない。
- 会計システム導入にあたり、導入業者が駐車場事業や宅地造成事業の実績がなく、予算科目や勘定科目の作成に当たり、労力を要した。
- 下水道事業では先行団体も多く、様々な情報を各団体から得ることができるが、その他の事業では法適用済の団体も少なく、情報の入手が難しい。

②課題への対応のため、どのような促進策が必要か

- 簡水・下水以外の事業について、各事業ごとの課題に対応するための、マニュアルの記述の充実、移行経験者によるノウハウ提供の機会の充実が必要ではないか。
- 駐車場や介護サービスなどは、規模が小さく、単体で法適用の委託をすると費用がかさむため、他の事業分野とまとめて委託をすることで、一つの事業につき、約240万円の委託費削減ができた。
- 簿記の知識がない職員が多く、法適用導入に当たっては、まず職員研修の充実が必要ではないか。職員研修に要する経費について、交付税措置等により財源を確保する必要があるのではないか。

法適用の特例的な取扱い等

③法適用すべきではない又はできない事由があるか

- すべての事業が実施することに対して特に問題ないと考える。
- 公会計導入時に資産台帳整備しており、その労力を生かしたい。あとは会計システム導入と職員の研修が問題となる。
- 現金主義では予算では収支がすべて0になり、繰出金がある会計では決算も収支が0になるため、独立採算の原則がないがしろにされている。
- 公営企業のサービスを安定して提供するには、現状を正確に把握し、経営計画を作成する必要があり、そのためには法適用を行う必要がある。結果として、赤字が見えることになるかもしれないが、今後の整備や設備投資へのあり方について、議論が深まり、職員の意識改革(経営感覚の向上など)に繋がると考える。
- 予算と決算は現金主義であるが、法非適事業の決算統計が法適のような様式になっており、ギャップを感じる。また、決算統計が公務員の内部説明資料となっており、住民に対して説明できるものとなっていないため、法適用を推進すべきと考える。

④法適用推進にあたっての留意点等

- 国通知等がなければ、実際に取り組む団体は少ないと思う。法適用への取り組みを進めていく中で、必要性を実感・理解するので、法適用への取り組みの契機を作ることが大切と考える。

事例報告：釧路市（港湾整備事業）

ヒアリング事業の概要

自治体名（人口）

北海道釧路市（181,169人）

ヒアリング事業の概要

職員数 （人）	事業規模 （千円）	経営状況（収益的収支）				公営企業会計 移行（予定）時期	適用区分
		営業収益 （千円）	料金収入 （千円）	営業費用 （千円）	他会計繰入金 （千円）		
4	703,487	703,487	703,487	549,947	－	昭和39年4月	一部適用

市の公営企業の状況

運営する公営企業	会計名	法適用状況	法適化年月日
水道事業	水道事業会計	法適	昭和27年10月1日
工業用水道事業	工業用水道事業会計		昭和50年4月19日
病院事業	病院事業会計		昭和39年4月1日
市場事業	公設地方卸売市場事業会計		昭和47年4月1日
港湾整備事業	港湾整備事業会計		昭和39年4月1日
臨海土地造成事業			昭和44年12月2日
その他事業	市設魚揚場事業会計		昭和46年4月1日
公共用下水道事業	下水道事業会計		昭和59年4月1日
特定環境保全公共下水道事業			平成19年4月1日

法適用の課題と移行促進策

①簡水・下水とは異なる特有の課題は何か

- 固定資産台帳の整備については、港湾特有の資産（荷役機械等）もありその評価方法や耐用年数等の決定、造成減価よりも土地の時価が下がっていること。
- 例規等の整備については、同規模の港湾事業会計が少ないため、参考にできるものがあまりないこと。

②課題への対応のため、どのような促進策が必要か

- 赤字であっても、法適用の意義はあることについて自治体に啓発する必要があるのではないかな。
- 公認会計士等公営企業会計の専門家へ気軽に相談できる支援策を国が構築する必要があるのではないかな。
- 耐用年数を柔軟に設定できる制度の創設。（より長く設定すると単年の赤字を縮小できる。）
- 起債償還期間をより長期に借入できるようにする、またはより低利での貸付ができるようにする。

法適用の特例的な取扱い等

③法適用すべきではない事由があるか

- 大きな赤字を抱えるまたは黒字になる見込みがたたない事業については、法適用にそもそも適していないと考えている団体が多いのではないかな。
- 岸壁等の特殊な構造のうえに設置する上屋や荷役機械等はイニシャルコストが膨大であり、耐用年数内で黒字にするには相当高額な使用料が必要となる。
- 埋立事業（臨海土地造成）はなかなか土地が売れずに苦慮しているところが多いのではないかな。
→釧路市の場合も平成9年度に土地取得し造成してきた部分があるが、土地が売れず、漁業関係の先行補償及び土地取得費の90億円について平成24年度の満期一括償還ができなかった。（借換債を発行し平成39年度まで15年延長した）
→土地売却の情勢は不透明であり、苦慮している。

④法適用できない事由があるか

- 当初の作業は大変であるが、開始されてしまえば大きな支障はないものと思われる。

⑤法適用推進にあたっての留意点等

- 法適用事業のない自治体は精通した職員の養成が大きな課題。
- 大きな赤字事業はその赤字の解消や事業区分の精査が必要になる。
→同一港湾事業の中でも、黒字になる事業、赤字になる事業がある。釧路市はガントリークレーンと船舶給水事業が赤字だが他の料金収入で補えている。補えない団体があってもおかしくない。
- イニシャルコストが莫大なため、黒字化するには減価償却ベースの料金設定など工夫が必要となる（実際にできるかどうかは分からないが。）。
- 現状として自治体間での取り合いがあるため料金値上げできない。
- 業界と需給関係の中で成り立つ事業であり、必ずしも原価主義だけにに基づき料金設定が出来ず、料金設定の幅が拘束されているのが現状。（料金値上げ→入港数減⇒取扱量減→料金収入減→赤字）

その他の課題

実態調査結果について（まとめ）

財務適用を進める範囲の検討に資するよう、地方公共団体の行う事業(決算統計対象外の地方公営企業と類似の事業を含む)について、料金回収率(事業採算性)、公営企業債の発行(資金調達手段)及び特別会計の設置(経理手法)に着目し、その実態を調査。

料金回収率(事業採算性)

- 全体でみると、料金回収率と地方公営企業法の適用の有無には、一定の相関がある。
- 個別事業でみると、一様ではなく、料金回収率が低い事業でも法適用している事業もあれば、料金回収率が高いにも関わらず非適用の事業もあり、逆転が生じている。

簡易水道事業の例

法適	平均: 72.3%	最大: 131.8%	最小: <u>8.5%</u>
非適	平均: 58.2%	<u>最大: 205.3%</u>	最小: 0.0%

- 公営企業の類似事業では、公営企業債を発行している事業の方が料金回収率が高い。

区 分		料金回収率	
分類Ⅰ	法適用（当然法適用）	98.4%	85.5%
	法適用（任意法適用）	81.8%	
	法非適用事業（特会設置義務有）	69.8%	67.3%
	①法非適用事業（特会任意設置）	73.1%	
	②法非適用事業（特会設置なし）	56.6%	
分類Ⅱ	③公営企業債発行あり		51.9%
	④公営企業債発行なし		46.2%

特別会計の設置(経理手法)

- 特別会計の設置義務のない公営企業でも88%の事業で任意に特会を設置。ただし、事業間の格差が大きい。

特会設置率が高い事業	浄化槽事業(100%)、集落排水事業(99.8%)
特会設置率が低い事業	駐車場事業(25%)、介護サービス(40%)

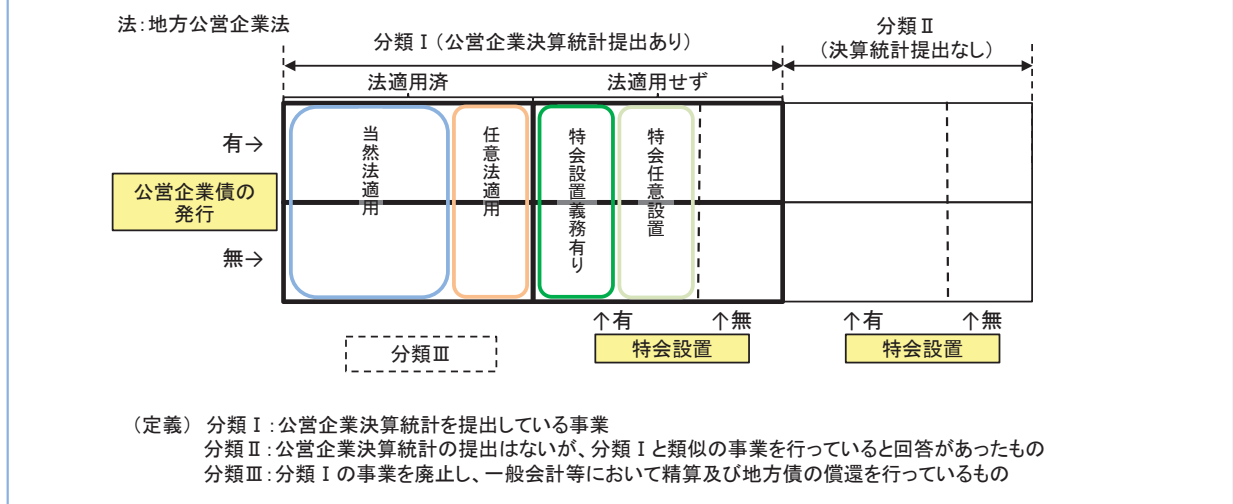
- 特別会計を任意に設置した理由としては、①料金を徴収しているから、②独立採算で事業を行うため、③税負担の状況を明らかにするため との回答が多い。
- 特別会計を任意に設置している事業に公営企業会計の適用を要請した場合、「公営企業会計を適用する」との回答が42%ある一方、「わからない」との回答が最多で49%であった。

実態調査の結果概要

事業の実態

- 地方公営企業法の財務規定の適用を進めるべき事業範囲の検討に資するよう、地方公共団体の行う事業に関して、事業の実態を調査。

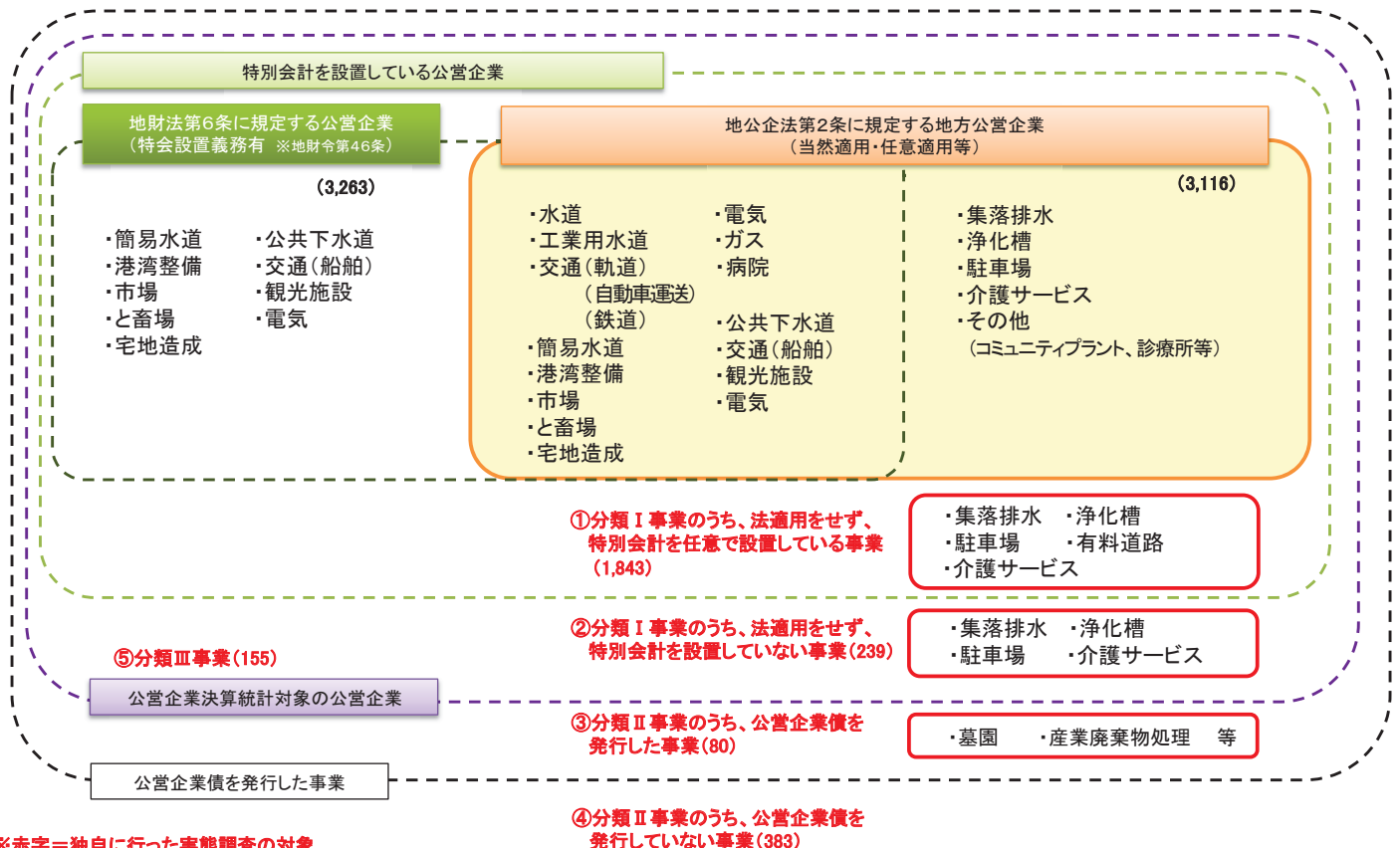
【事業実態の概念図】



- 事業の実態については、以下の観点から整理することとする。
- ・事業の採算性を表す、事業ごとの正味の料金回収率（以下、「料金回収率」という。）の状況
 - ・資金調達的手段である、事業ごとの公営企業債の発行状況
 - ・経理の手法である、事業ごとの特別会計の設置状況

※なお、各資料は、H27公営企業決算統計調査結果を利用するとともに、独自調査（H29. 4. 1時点）の集計結果をもとに作成。

公営企業等の全体像



※赤字＝独自に行った実態調査の対象

分類Ⅰ: 公営企業決算統計を提出している事業

分類Ⅱ: 公営企業決算統計の提出はないが、分類Ⅰと類似の事業を行っているという回答があったもの

分類Ⅲ: 分類Ⅰの事業を廃止し、一般会計等において精算及び地方債の償還を行っているもの

分類Ⅱ事業の状況

■ 分類Ⅱ事業のうち、公営企業債を発行した事業(独自調査③)

区 分	事業数	割合	主な事業内容
病院事業債	40	50.0%	診療所(32事業)、一般行政病院(8事業)
観光その他事業債	37	46.2%	墓園(27事業)、公営競技(6事業)、産業廃棄物処理事業(3事業)
簡易水道事業債	3	3.8%	飲料水供給施設(3事業)
合計	80	100.0%	

■ 分類Ⅱ事業のうち、公営企業債を発行していない事業(独自調査④)

区分	事業数	割合	主な事業の内容
自動車運送事業	148	38.6%	コミュニティバス、デマンドタクシー
病院事業	115	30.0%	診療所、一般行政病院
簡易水道	28	7.3%	飲料水供給事業(給水人口100人以下)
観光施設事業	27	7.0%	キャンプ場、温泉施設、動物園、美術館
その他事業	18	4.7%	墓園事業、駐輪場
電気事業	15	3.9%	小水力発電、ごみ発電
下水道事業	19	5.0%	集落排水事業、浄化槽
船舶事業	4	1.0%	渡船事業
鉄道事業	3	0.8%	第三種鉄道事業
路面電車	3	0.8%	軌道整備事業
宅地造成事業	2	0.5%	※
市場事業	1	0.3%	魚菜類市場
合計	383	100.0%	

※ 宅地造成事業の事例

石川県志賀町 …若者の町内定住やUターン促進を図るため宅地を造成するもの。社会資本整備総合交付金と公共事業等債を活用。

和歌山県田辺市 …土地開発公社が漁業集落環境整備事業による代替用地として造成した団地について、市が取得し、残地の宅地分譲を行うもの。

調査結果の概要 特別会計の設置①

■ 特別会計設置義務のない事業における特別会計の設置状況

	分類Ⅰ：法非適用(特会設置義務を除く)	分類Ⅱ(公営企業債発行あり)	分類Ⅱ(公営企業債発行なし)
全体	任意特会設置 88% (1,840) 特会なし 12% (242)	特会設置 77% (57) 特会なし 23% (17) ※ 公営競技を除く	特会設置 74% (282) 特会なし 26% (101)
個別事業	集落排水事業: 99.8% (1,343) with, 0.02% (3) without 浄化槽事業: 100% (26) with 駐車場事業: 75% (158) with, 25% (52) without 介護サービス事業: 60% (273) with, 40% (184) without	簡易水道事業: 67% (2) with, 33% (1) without 病院事業: 72% (29) with, 28% (11) without	簡易水道事業: 21% (6) with, 79% (22) without 自動車運送事業: 7% (11) with, 93% (137) without 病院事業: 59% (68) with, 41% (47) without 集落排水事業: 25% (2) with, 75% (6) without

※ ()内は、団体数

調査結果の概要 特別会計の設置②

特別会計の設置理由

独自調査①、②、③、④

- 特別会計を設置している事業における「特別会計を設置している理由」
- 特別会計を設置していない事業における「特別会計を設置していない理由」

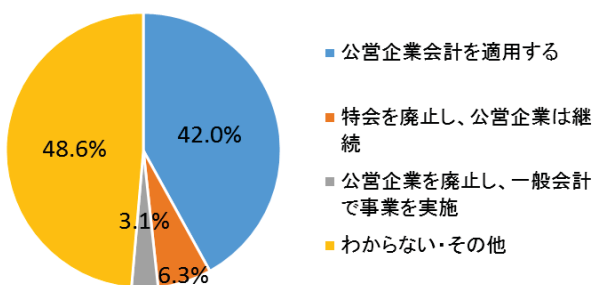
区分	特別会計を設置している事業	特別会計を設置していない事業
特 会 設 置 ・ 非 設 置 の 理 由		
そ の 他 の 主 な 理 由	・法で義務付けられているため。 ・事業を行う上での要件となっているため。 ・原則独立採算を目指すため。 ・事業の円滑な運営と経理の適正を図るため。 ・公営企業債を借り入れるため(地方債の償還があるため)。 ・特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理するため(地方自治法第209条第2項)。 ・公営企業と類似の事業であり、他の公営企業と同様に経理を行うため。	・法令等で特別会計の設置を求められていないため。 ・公共性が高く、他施策との関係から一般会計で経理するのが合理的であるため。 ・経営状況・事業規模から特会設置の必要性が低い。 ・企業として採算性を求めている訳ではないため。 ・指定管理者制度の導入や民間委託を行っているため。 ・廃止・民営化の予定があるため。 ・地方公営企業の整備促進に基づき財務諸表等の作成を行っているため。

調査結果の概要 特別会計の設置③

任意で特別会計を設置している事業に公営企業会計の適用を要請した場合の対応

独自調査①

全事業集計(1,843)

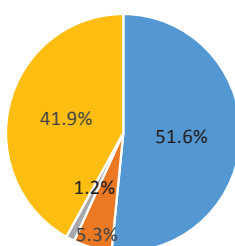


【「わからない・その他」で挙げられた理由】

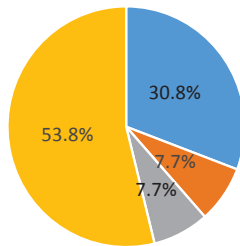
- 事業そのもののあり方を検討している
 - ・事業廃止、民営化などを検討している
 - ・他会計との統合を検討している
- 公営企業会計の移行のメリット・必要性に疑問がある
 - ・地方公営企業により、財務諸表の作成、経営状況の把握が可能である
 - ・公営企業会計を適用せずとも、経営状況が健全である
 - ・採算性が低く、独立採算を達成できる見込みがない
 - ・一般会計施策と連携し公共目的で実施しており独立採算制に適さない
 - ・地方債を償還するだけの会計である
- 移行に要する財源や人的資源に課題がある
 - ・移行対応が困難(業務量増、人手、ノウハウ、コスト面など)
 - ・適用、統合にあたっての処理がわからない
 - ・事業規模が小さい
- 公営企業会計の移行の位置づけ
 - ・法的拘束力が無い
 - ・公営企業会計を適用すべきかどうかは地方団体に委ねるべき

【事業別の状況】

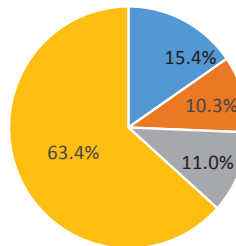
集落排水(1,343)



浄化槽(26)



介護サービス(273)



駐車場(158)

